第６次桜井市総合計画

令和３(2021)年度 ➤ 令和12(2030)年度

はじまりの地から未来へ　歴史と自然がいきづく万葉のふるさと　桜井

桜井市

ごあいさつ

日本の歴史・文化・芸能の発祥の地であり、四方を豊かな自然に囲まれた私たちの桜井市は、昭和 31 年の市制施行以来、先人たちのたゆまぬ努力のおかげをもちまして、順調に発展を遂げてまいりました。

また、平成 23 年度からは、第 5 次桜井市総合計画において将来都市像として掲げた「観光・産業創造都市～人と人とのつながりから、新たな歴史がはじまるまち～」の実現に向けて、国や県とも緊密に連携する中で、市民の皆様方はじめ、多くの方のご協力をいただきながら、まちづくりに取り組んでまいりました。

その一方で、少子高齢化の進展や情報通信技術の急速な進歩、また、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などを受け、市民のライフスタイルや価値観も多様化するなど、桜井市を取り巻く社会経済情勢は、かつてないほどの速さで、大きく、激しく変動を続けています。

このような状況の中で、桜井市は、令和 3 年度からの 10 年間をかけて目指すべきまちの姿を「はじまりの地から未来へ　歴史と自然がいきづく万葉のふるさと　桜井」とする、第 6 次桜井市総合計画を策定いたしました。

第 6 次桜井市総合計画は、第 5 次での考え方や取組方針を基本としながら、これからの 10 年間のまちづくりを行ううえでの様々な課題や社会情勢の変化に対し、迅速かつ的確に対処するために、各種施策を深化・発展させたものとなっています。

桜井市のまちづくりは、今ようやく、まいた種が芽を出し、花を咲かせようとしているところです。第 6 次桜井市総合計画が目指す、桜井市で暮らし、働く人達が安心・安全に暮らせるまち、桜井市を訪れた人がまた訪れたいと思うまち、そして、桜井市の将来を担う若い世代が心から誇れるまちを実現するため、市民や事業者の皆様のお力添えのもと、「オール桜井」体制で、全身全霊をかけて取り組んでまいります。

結びに、本総合計画策定にあたりまして、総合計画審議会委員の皆様をはじめ、多大なるご尽力を賜りました全てのご関係者の方々に対しまして、心より御礼申し上げますとともに、桜井市のまちづくりに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますことをお願いいたします。

令和 3 年 4 月
桜井市長
松井 正剛

市の概況

位置

桜井市は、奈良盆地の中央東南部に位置し、東経 135 度 51 分、北緯 34 度 31 分に市の中心部があります。東西 11.9 キロメートル、南北 16.4 キロメートル、北部は、貝ケ平山、藺生峠、竜王山を経て山辺郡、天理市に続き、南部は、竜門岳を境として吉野郡に、さらに、熊ケ岳、経ケ塚の山峰を擁し、宇陀郡におよびます。面積は 98.91 平方キロメートルで、市域全面積の約 60%が山間部であり、奈良県総面積の 2.7%を占めています。

県庁所在地である奈良市までは、20 キロメートル圏（30 分圏）、大阪市へは 40 キロメートル圏（1 時間圏）にあります。

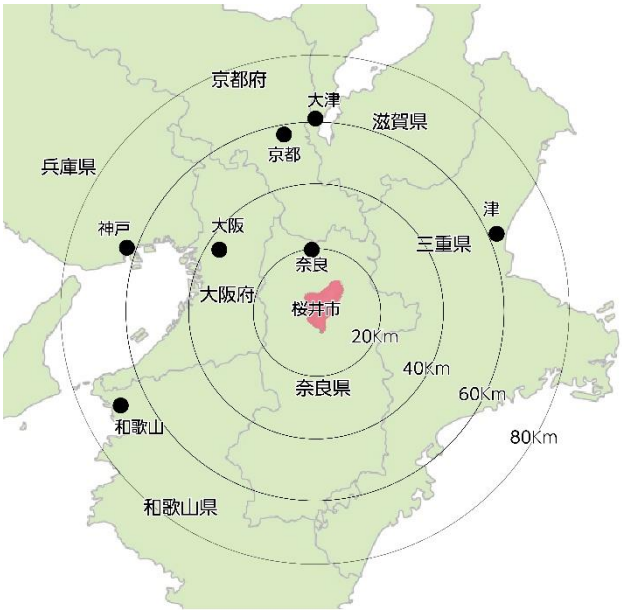

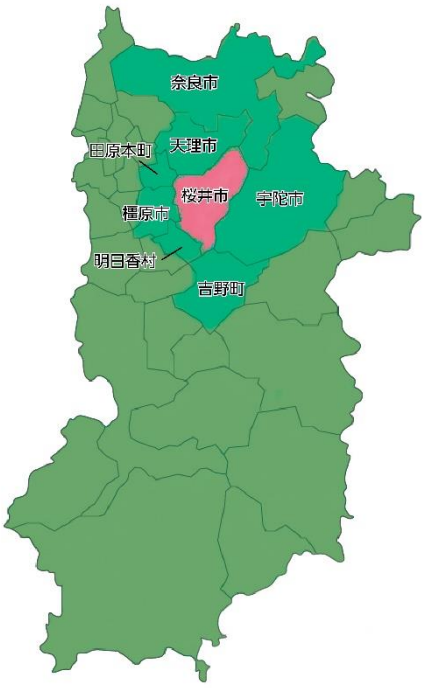

桜井市章・市の木・花

履中天皇の稚桜による説話とともに、桜井の地名は、「桜の井」とよばれる井戸にはじまるといわれています。それに因んで桜の花弁を図案化し、中心より大きくひろがった花びらは若さと発展する桜井市を表しています。

市の木は、古くから真木と呼ばれ、信仰の対象としても崇められている“杉”、市の花は、遠く万葉、古今の詩歌に詠まれ「桜井」の地名にゆかりが深い、素朴な気品を漂わせる“山ざくら”です。

桜井市章
（昭和 31 年 9 月 1 日制定）

「桜の井」

市の木“杉”

市の花“山ざくら”

目次

■計画の趣旨と市の概要 …… 1

1．第６次桜井市総合計画について …… 3
（１）計画策定の趣旨 …… 3
（２）計画の位置づけ …… 3
（３）計画の構成 …… 4
（４）計画の期間 …… 4

2．桜井市を取り巻く社会動向 …… 5
１） 人口減少・少子高齢化 …… 5
２） 持続可能な開発目標（SDGs） …… 5
３） 地方創生 …… 6
４） 働き方改革 …… 6
５） 環境変化と災害リスクの高まり …… 7
６） スーパー・メガリージョンによる多様な対流と価値創造 …… 7
７） 都市のスポンジ化 …… 8
８） 公共施設・インフラの老朽化 …… 8
９） 感染症の世界的流行 …… 9

3．桜井市の概要 …… 10
（１）人口 …… 10
（２）観光・産業 …… 11
（３）健康・福祉 …… 12
（４）教育・生涯学習・交流 …… 13
（５）環境 …… 13
（６）都市 …… 14
（７）安全・安心 …… 15
（８）地域経営 …… 16
（９）市民意向 …… 17

4．桜井市のまちづくりの課題 …… 19

■基本構想 …… 21

1．将来都市像 …… 23
（1）都市像 …… 23
（2）人口フレーム …… 24
（3）将来都市構造 …… 25

2．まちづくりの体系 …… 27

3．分野の展望 …… 28
（1）桜井の個性を活かした活力あるまち　【観光・産業】 …… 28
（2）健やかに暮らせるまち　【健康・福祉】 …… 28
（3）様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】 …… 29
（4）環境共生のまち　【環境】 …… 29
（5）心豊かに暮らせるまち　【都市】 …… 30
（6）安全・安心に暮らせるまち　【安全・安心】 …… 30

4．持続可能な行財政運営の方針 …… 31
（1）行政が取り組むべき事項の選択と集中 …… 31
（2）官民連携の推進 …… 31
（3）広域連携の促進 …… 32

■戦略的プロジェクト …… 33

1．戦略的プロジェクトとは …… 35

2．戦略的プロジェクト …… 36
基本目標①　魅力的な働く場を創出する戦略的プロジェクト …… 36
基本目標②　地域資源を活用し来訪を促進する戦略的プロジェクト …… 38
基本目標③　子育て世代に選ばれるまちづくり戦略的プロジェクト …… 40
基本目標④　誰もが安心して快適に暮らせる
コンパクトなまちづくり戦略的プロジェクト …… 42

■基本計画 …… 45

１．基本計画とは …… 47

２．基本計画 …… 49

持続可能な行財政運営 …… 49
分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち　【観光・産業】 …… 55
分野：２．健やかに暮らせるまち　【健康・福祉】 …… 61
分野：３．様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】 …… 70
分野：４．環境共生のまち　【環境】 …… 79
分野：５．心豊かに暮らせるまち　【都市】 …… 81
分野：６．安全・安心に暮らせるまち　【安全・安心】 …… 89

■巻末資料 …… 95

桜井市総合計画条例 …… 97

総合計画策定経過 …… 100

桜井市総合計画審議会委員名簿 …… 101

諮問 …… 104

答申 …… 105

市民参画の状況 …… 106
（１）有識者会議 …… 106
（２）高校生まちづくり会議 …… 107

用語解説 …… 108

計画の趣旨と市の概要

1. 第 6 次桜井市総合計画について

（1）計画策定の趣旨

桜井市では、昭和 46（1971）年に第 1 次桜井市総合計画を策定し、「生活文化都市」をテーマとしたまちづくりを行ってきました。第 5 次桜井市総合計画では、市民主導の個性的で総合的な地域経営システムへの転換を基本としながら、地域づくりの課題を市民との協働*により克服することが重要であるとの視点から「観光・産業創造都市～人と人とのつながりから、新たな歴史がはじまるまち～」をテーマとしてまちづくりを進めてきました。この第 5 次桜井市総合計画の計画期間が令和 2（2020）年度で満了となることに伴い、平成 27（2015）年度に策定した「桜井市人口ビジョン」及び「桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の既存計画との整合性を図った新たな総合計画の策定が求められています。

そのため、少子高齢化*や高度情報化*、地方分権*など地域を取り巻く社会環境の変化とそれにより発生する行政上の諸課題に対応し、持続可能な行財政運営を進めるための総合的かつ計画的な指針として、令和 3（2021）年度を初年度とした「第 6 次桜井市総合計画」を策定します。

（2）計画の位置づけ

第 6 次桜井市総合計画の位置づけは以下のとおりです。

1）地域全体を形成していくための指針

市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働で実現をめざすまちの将来像を示したものです。

協働のまちづくりを確実に進めるため、まちづくりの様々な取組について市民にも進捗状況がわかりやすいよう、目標とその実現のための市民と行政との具体的な役割を示します。

2）効果的･効率的な行財政の指針

行政の全職員が市民とともにその成果の達成のために創意工夫し、効果的・効率的な行財政運営を実現するための目標と方針が示された、行政経営における最上位計画です。

持続可能で、効果的・効率的な行財政運営を推進するため、既存の事務事業評価と連携し、計画の進捗状況を明確にすることで行政が運用しやすい指針とします。

（3）計画の構成

総合計画は、まちの将来の方向性を示す「基本構想」、基本構想を実現するための分野別の取組方針を定める「基本計画」、毎年度の事業計画を示す「実施計画」の３層で構成します。

なお、「戦略的プロジェクト」は総合戦略の基本目標ごとに今後５年間で重点的に取り組むプロジェクトを位置づけることで、総合戦略との整合性を確保します。

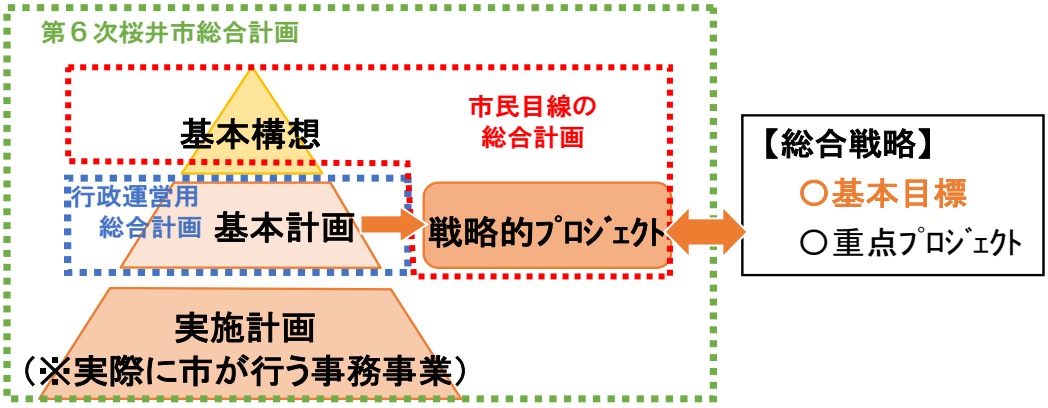

図　総合計画の構成イメージ（総合戦略との整合性）

■市民目線の総合計画とは・・・

- 桜井市がめざす姿を市民と共有するものとして、図やイラストなどを用いて市の大きな方向性を簡潔にわかりやすくとりまとめたもの。
- 「基本構想」と「戦略的プロジェクト」で構成する。

■行政運営用総合計画とは・・・

- 「基本計画」は、「基本構想」に位置づけた柱ごとに担当部署、現状、課題、市民生活の目標像（めざすまちの姿）、取組方針など、各部署が実施する事業をとりまとめたもの。
- 各部署が今後５年間で実施すべき事業が示され、毎年作成している施策・事務事業評価の結果を踏まえ、柔軟に見直しを行いながら行政運営を行うための指針となるもの。

（４）計画の期間

総合計画の期間は、社会の変化や施策・事業の進捗に応じて柔軟に見直すことを可能とするため、基本構想を 10 年、基本計画を前期、後期各５年とします。

また、戦略的プロジェクトは総合戦略との整合性を図るため、計画期間を５年とします。

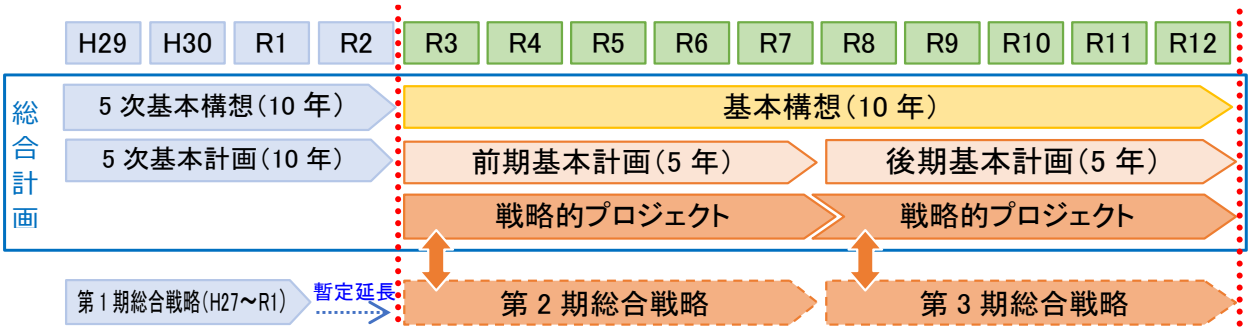

図　総合計画の計画期間

2. 桜井市を取り巻く社会動向

1）人口減少・少子高齢化

我が国の総人口は平成 20（2008）年をピークに減少に転じており、特に生産年齢人口*は、少子高齢化*の進行によって平成 7（1995）年をピークに減少しています。

今後も、年少人口*、生産年齢人口は減少を続ける一方、老年人口*は令和 24（2042）年まで増加し、高齢化率*は、令和 47（2065）年には 38.4%に達して、国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると見込まれています。

全国レベルで本格的な人口減少社会*を迎える中、特に、地方の人口減少は顕著で、中長期的な将来人口推計*によれば、令和 42（2060）年には全国の約 6 割の地域で人口が半分以下となり、地方消滅の可能性が報じられています。人口減少が進行した場合、生活関連サービスの縮小、雇用機会の減少、税収減による行政サービス水準の低下、地域交通の撤退・縮小、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地*等の増加、地域コミュニティ*の機能低下などが危惧されています。

桜井市においても、高齢化は国よりやや早い速度で進んでいます。

2）持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標*（SDGs）とは、平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間で達成すべき国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、日本でも、平成 28（2016）年 12 月に、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとした、「持続可能な開発目標実施指針」が策定されました。

日本では、特に、①あらゆる人々の活躍の推進、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション*、④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラ*の整備、⑤省・再生可能エネルギー*、気候変動対策、循環型社会*、⑥生物多様性*、森林、海洋等の環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現、⑧SDGs 実施推進の体制と手段　を優先課題と捉え、具体的施策を定め取組を進めています。

桜井市においても、SDGs の理念を踏まえたうえで、各種の施策に取り組むことが求められています。

３）地方創生

少子高齢化*の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。それを受け、平成 28（2016）年 4 月には、地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援する「地方創生推進交付金」や、地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附を促進する「地方創生応援税制」が創設されました。また、中高年齢者が希望に応じて移住し、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティづくりを目指す、「生涯活躍のまち」推進のための措置などを盛り込んだ「改正地域再生法」も成立し、地方創生に向けた様々な取組が進められています。

桜井市では奈良県との「まちづくり連携協定」による拠点の形成を進めており、拠点の形成とあわせた地方創生に取り組んでいます。

なお、平成 28（2016）年 3 月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」では、「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識のもと、関係省庁が連携しながら施策に取り組んでいます。

４）働き方改革

少子高齢化とともに労働人口の減少も大きな問題となっており、平成 28（2016）年 6 月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で働き方改革が取り上げられています。

平成 29（2017）年 3 月には、「働き方改革実行計画」を閣議決定し、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療や子育て、介護等と仕事の両立、障害者・高齢者の就業促進、外国人材の受け入れ等について取組を進めています。

第 4 次産業革命*の到来により、ICT*が発達し、様々な経済活動等を逐一データ化し、そうしたビッグデータ*を、インターネット等を通じて集約した上で分析・活用することにより、新たな経済価値が生まれています。また、AI*にビッグデータを与えることにより、単なる情報解析だけでなく、複雑な判断を伴う労働やサービスの提供が可能となるとともに、様々な社会問題等の解決に役立つことが期待されています。

こうした第 4 次産業革命の進展は、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも好影響を与えると考えられる一方で、ICT の急速な進展によるサイバー攻撃*の増加・巧妙化といった問題も指摘されています。

桜井市においても、今後労働人口が減少する中で、女性の社会進出や誰もが働きやすい環境の形成に加え、AI や ICT の特性を活用した行政手続きのオンライン化*など、行政のデジタル化を推進し、限られた人材を「人ならでは」の仕事に専念させることにより、一層の業務の効率化・省力化を推進することが必要となっています。

５）環境変化と災害リスクの高まり

IPCC*（国連気候変動に関する政府間パネル）によると、21 世紀末までに世界の平均気温は 2.6℃～4.8℃上昇すると予測されており、気象災害*が激化する中、世界経済も気候変動を最大のグローバルリスク*の一つとして認識しています。

平成 27（2015）年 12 月に開催された、第 21 回気候変動枠組条約締結国会議（COP21）において、平成 9（1997）年 12 月に採択された「京都議定書」の後継となる、「気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（パリ協定）」が採択されました。

我が国においても、近年の気候変動に伴い、短時間強雨*の発生回数が増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、大規模な土砂災害や河川氾濫が多発しています。そのような中、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、平成 26（2014）年 6 月に「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、年次計画であるアクションプラン*に基づき対策が進んできました。その後、平成 28（2016）年の熊本地震等の災害から得られた知見を活かし、平成 30 年（2018）年 12 月に国土強靱化基本計画が見直されています。

また、平成 28（2016）年 12 月に策定された「持続可能な開発目標実施指針」においても、特に地方都市において地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとする住民が安心して暮らせるまちの実現をめざすため、「コンパクト・プラス・ネットワーク*」の実現に向けたまちづくりを促進することを掲げています。

桜井市においても、平成 30（2018）年 3 月に「立地適正化計画」を改定し、多極ネットワーク型コンパクトシティ*の形成に向けた取組を進めています。

６）スーパー・メガリージョンによる多様な対流と価値創造

現在建設中であるリニア中央新幹線の全線開通によって、三大都市圏が約 1 時間で結ばれ、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引きつけ、世界を先導するスーパー・メガリージョン*が形成されることが期待されており、「第二次国土形成計画」（平成 27（2015）年閣議決定）においても、その効果を最大化し、全国に波及させるための取組の必要性が示されています。

また一方で、経済・産業構造*や、人々の暮らし、価値観等が今後大きく変わっていく中で、各地域が主体的かつ戦略的な活性化策を実施することとあいまって、人口減少下における新しいビジネススタイル・ライフスタイルを生み出すことが期待されており、これまでの価値観にこだわることなく、未来志向により構想を検討していくことが求められています。

スーパー・メガリージョンによって、①フェイス・トゥ・フェイスコミュニケーション*が生み出す新たなイノベーション*、②「時間」と「場所」からの解放による新たなビジネススタイル・ライフスタイル、③海外からの人や投資の積極的な呼び込み、④災害リスクへの対応が可能であると考えられています。

桜井市においても、今後予定されている、リニア中央新幹線の全線開通による広域交通網*の強化を、東京への一極集中が進む脅威ではなく、多様な人との交流によるイノベーションが生まれる機会、あるいは海外からの人の呼び込みによる観光振興の機会として捉え、奈良県全体として取組を進めていくことが必要となっています。

7）都市のスポンジ化

都市の内部で、空き地や空き家等の低未利用地*がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下する、「都市のスポンジ化」が進展しています。都市のスポンジ化の進展は、サービス産業の生産性の低下や行政サービスの非効率化、地域コミュニティ*の存続危機、治安や景観の悪化などにつながり、都市の衰退を招く恐れがあると懸念されています。

このような社会背景を受け、都市のスポンジ化への総合的な対策の推進とまちのにぎわい創出に向けて、「改正都市再生特別措置法」が平成 30（2018）年 7 月に施行されました。

これに先駆けて、桜井市では、集約型都市構造を構築するための方針を示した「桜井市立地適正化計画」を策定する一方、適切な管理が行われていない空き家等への対応や、積極的な利活用による地域活力の維持・増進に取り組むために、空き家等への対策についての方針を示した「桜井市空家等対策計画（平成 29（2017）年度～令和 3 （2021）年度）」を策定し、取組を進めています。

8）公共施設･インフラの老朽化

我が国においては、高度経済成長期*に大量の公共施設、道路、橋梁等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれています。一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体において、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新財源を確保していくことは、一層困難になっています。

そのような中、平成 26（2014）年 4 月に、国から各地方公共団体に対し、公共施設等の現況や将来の見通しを基に公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める、「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

桜井市においても、人口減少や少子高齢化*が進行する中、高度経済成長期に建設した公共施設やインフラ*施設が順次更新の時期を迎えていることから、効果的な維持管理や修繕、計画的な更新により費用の軽減を図り、限られた財源の中で、充実した行政サービスを提供していくことが課題となっています。

これらの課題や、桜井市が推進する多極ネットワーク型コンパクトシティ*形成のため、桜井市が保有する公共施設やインフラ施設に関する現状や課題を踏まえ、人口及び財政等の状況を含めた将来に向けての長期的な視点から、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、「桜井市公共施設等総合管理計画」を平成 28（2016）年 3 月に策定しています。

９）感染症の世界的流行

令和元（2019）年 12 月以降に、中国湖北省武漢市において初めて新型コロナウイルス感染症*の発生が確認された後、瞬く間に世界中に感染が広がり、パンデミック（世界的大流行）を引き起こしました。

日本でも、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、令和 2（2020）年 4 月 7 日に政府の緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、一定期間の外出の自粛や一部業種の営業自粛が要請されるなど、日常生活や経済活動に甚大な影響をもたらしました。

桜井市においても、このような政府の方針を受けて、「新型コロナウイルス対策本部」において、市内小中学校の休校や市主催イベントの中止を決定するとととともに、公共施設や避難所等での感染症拡大予防対策や、市民や事業者への経済支援対策を実施しました。

緊急事態宣言の解除後においても、感染拡大防止に努めながら日常生活や経済活動を回復させていくために、国民一人ひとりの行動様式や、医療や産業、観光、教育、福祉など、あらゆる施策のあり方を見直すことが求められています。

厚生労働省のガイドラインでは、「新しい生活様式」として、身体的距離の確保やマスクの着用などが挙げられています。また、社会経済システムにおいても、企業における在宅勤務・テレワーク*の推奨や、医療・教育分野での、オンライン診療*・オンライン授業*の拡大といった変化の兆しが表れています。

桜井市でも、観光戦略の練り直しや、空き店舗等を活用したサテライトオフィス*誘致の推進、また、行政のデジタル化をはじめ、教育現場の ICT*教育の整備を加速させるなど、「コロナ後」を見据えた取組を推進することが必要になるとともに、予測困難な事象が発生した際にも的確・迅速に対応することができるように、庁内組織の整備や、国・県・地域との連携を強化することが求められています。

3. 桜井市の概要

（1）人口

- 人口減少･少子高齢化*が進行している。
- 奈良市まで 20km 圏、大阪市へは 40km 圏で通勤圏内にある。
- 県内では橿原市、奈良市、天理市、大和郡山市への通勤による流出超過が大きい。

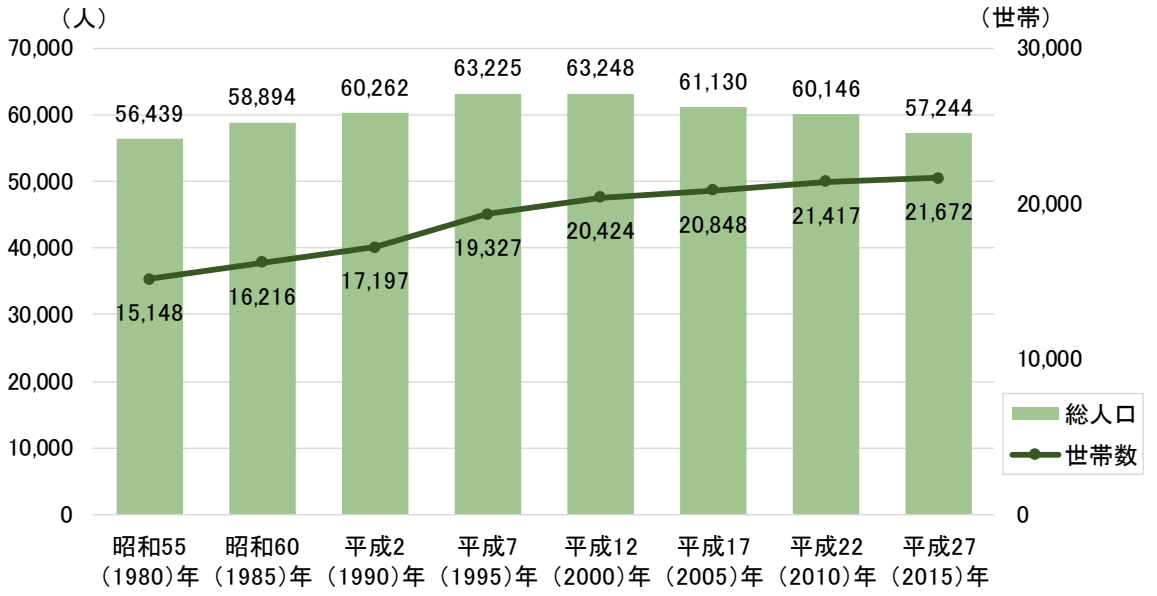

資料：国勢調査

図　総人口･世帯数の推移

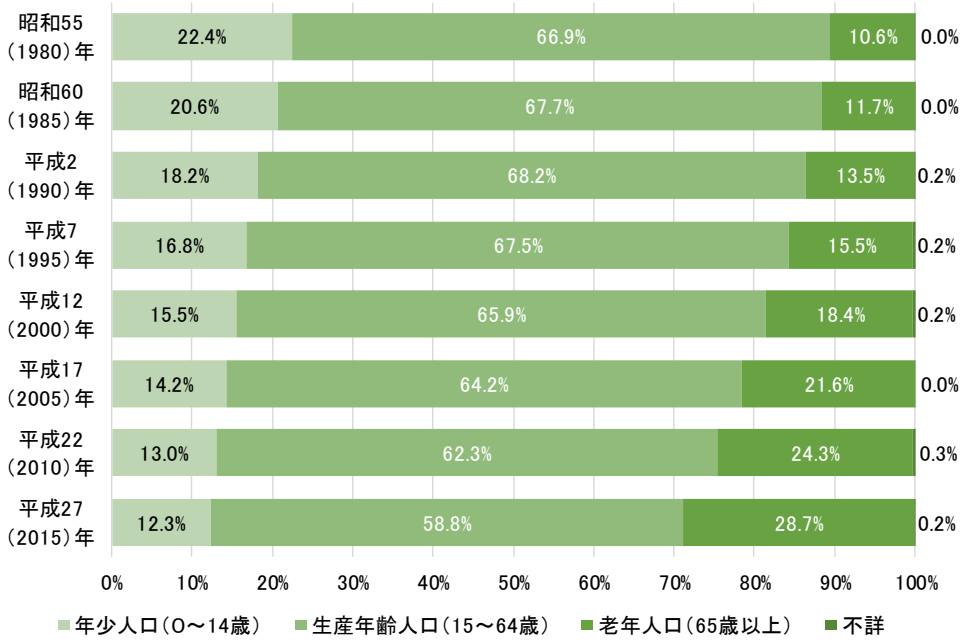

資料：国勢調査

図　年齢 3 区分人口の推移

（２）観光・産業

- **３次産業*就業者の割合が約７割と高く、就業者人口は平成７（1995）年より減少傾向にある。**
- **農家数は減少するとともに、高齢化が進んでおり、耕作放棄地*も増加している。**
- **製造業等の事業所数、従業者数はともに減少傾向にあり、産業従業者数１人あたりの製造品出荷額等は奈良県平均より低い。**
- **近鉄・JR 桜井駅を中心とした居住地は商業施設が徒歩圏域*にあるが、市内の主要駅周辺の商店街の衰退・空洞化が著しく、幹線道路*沿いへの大規模店舗の立地が進んでいる。**
- **多彩な歴史文化遺産などの観光資源を有し、毎年多くの来訪者を見込んでいる。**

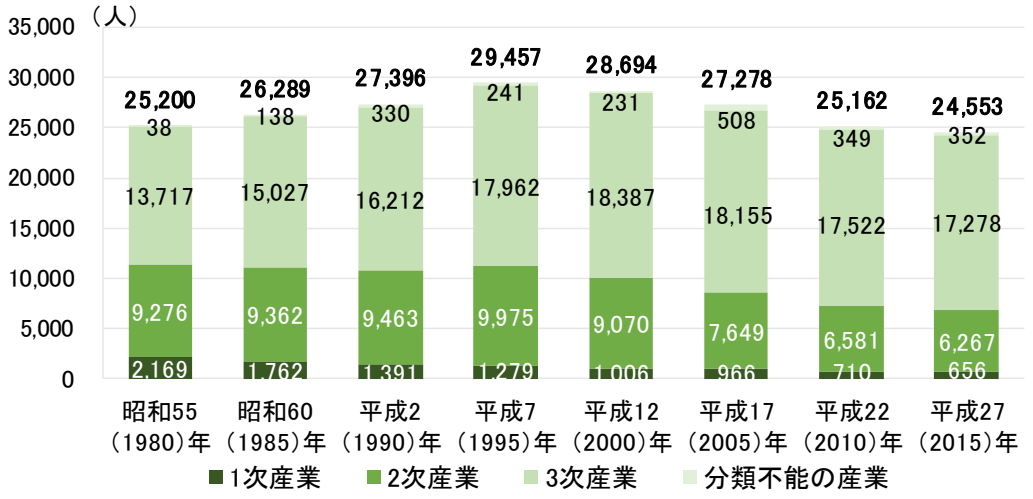

資料：社会・人口統計体系

図　産業分類別就業人口の推移

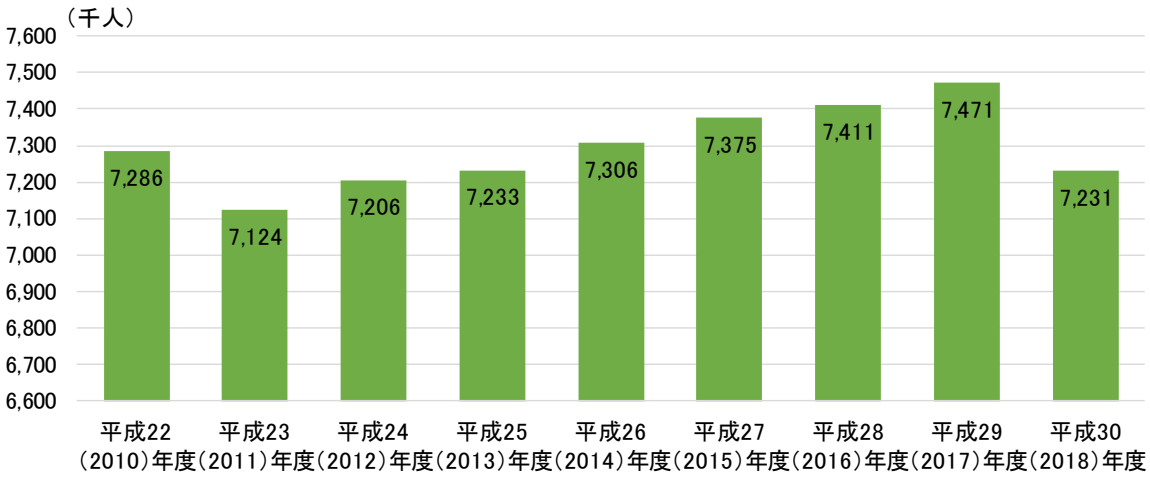

資料：市観光まちづくり課

図　来訪者数の推移

※　平成 30（2018）年度より来訪者数のデータ集計方法が変更となったため、平成 30（2018）年度は減少となった。

（３）健康・福祉

- 高齢化率*は増加傾向にあり、国の高齢化率よりやや高い水準で推移している。
- 要支援・要介護認定者数*は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。
- 福祉医療費助成金、国民健康保険の給付費用は増加傾向にある。
- 出生率は県平均、全国平均より低い。
- 居住地の徒歩圏に医療施設はあるが、人口 10 万人あたり病床数は奈良県平均より低い。
- 保健福祉センター「陽だまり」を整備し、子育て支援や地域包括ケアシステム*を構築している。

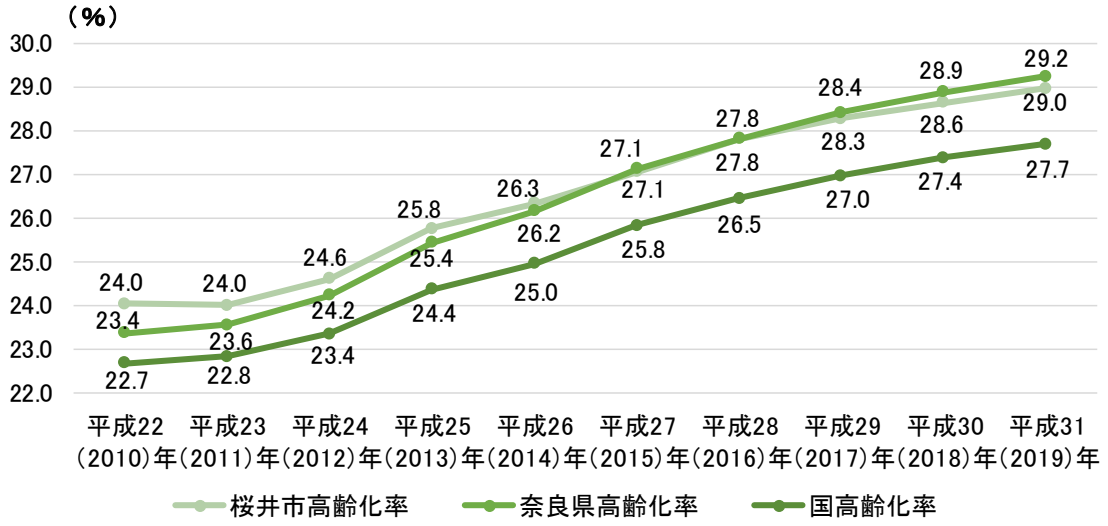

資料：住民基本台帳
（平成 25 年（2013）年までは 3 月 31 日時点、平成 26 年（2014）年からは 1 月 1 日時点）

図　高齢化率の推移

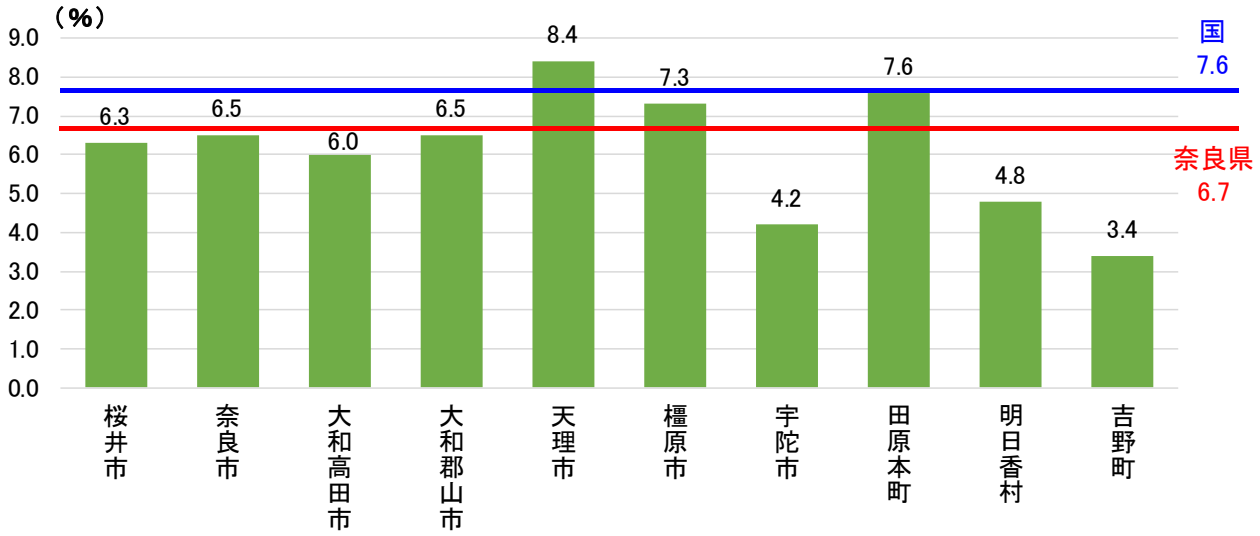

資料：奈良県保健衛生統計データ

図　出生率の比較（平成 29（2017）年）

（４）教育・生涯学習・交流

- **桜井中学校区、桜井東中学校区、大三輪中学校区の小学校児童数は減少傾向にあるが、桜井西中学校区は平成 25（2013）年度以降増加傾向となっている。**
- **体育施設の利用状況は体育館の利用が多い。**

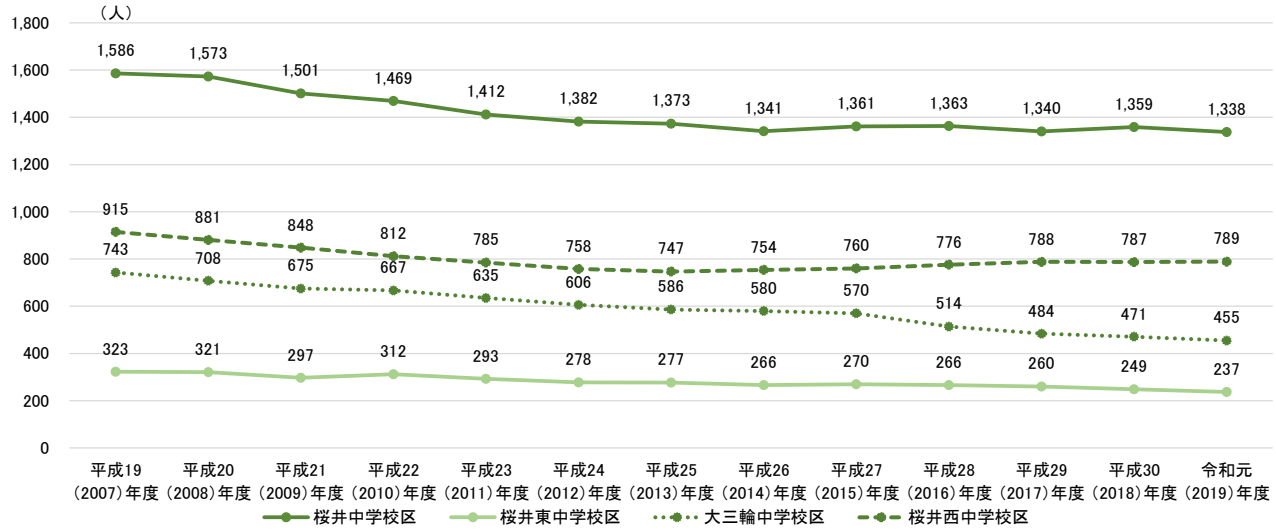

資料：学校基本調査

図　小学校児童数の推移

（５）環境

- **総ごみ量、資源物収集搬入量、資源集団回収量は人口減少に伴い減少傾向にある。**
- **公害苦情件数は減少傾向にある。内訳としては、不法投棄が一番多くなっている。**

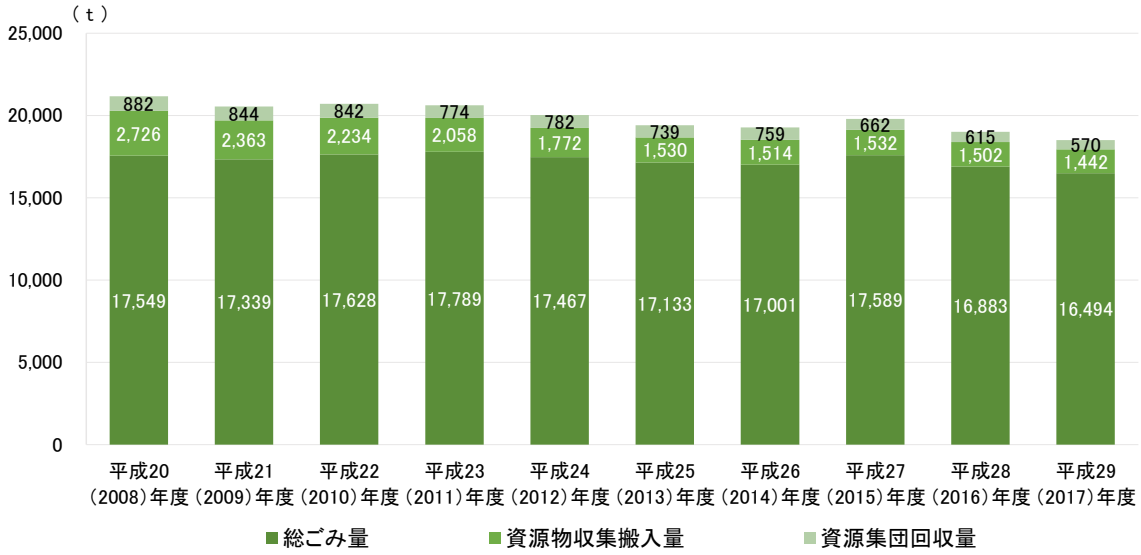

資料：市環境総務課

図　ごみ排出量の推移

（６）都市

- 近鉄･JR 桜井駅を中心に都市的土地利用へ転換し、市街地は拡大･拡散している。
- 市の約 6 割が山林であり、国定公園*、歴史的風土保存区域*、歴史的風土特別保存地区*、風致地区*、環境保全地区*･景観保全地区*等の指定により豊かな自然が守られている。
- 中和幹線等の幹線道路*の整備が進展しているものの、都市計画道路*の整備率は 52.2%(令和元（2019）年 10 月時点。改良済･概成済延長/計画延長)であり、長期未着手路線もある。
- 公共交通や自転車･徒歩の分担率が低下している（自家用車への依存が高い）。
- 市民１人あたりの都市公園*面積は平成 30（2018）年度末時点で、3.81 ㎡／人と県平均（13.60 ㎡／人）と比べて低位で、市街地での公園が少ない。
- 下水道の普及率は県平均と比較して低い。

＜昭和 51(1976)年＞　　＜平成 28(2016)年＞

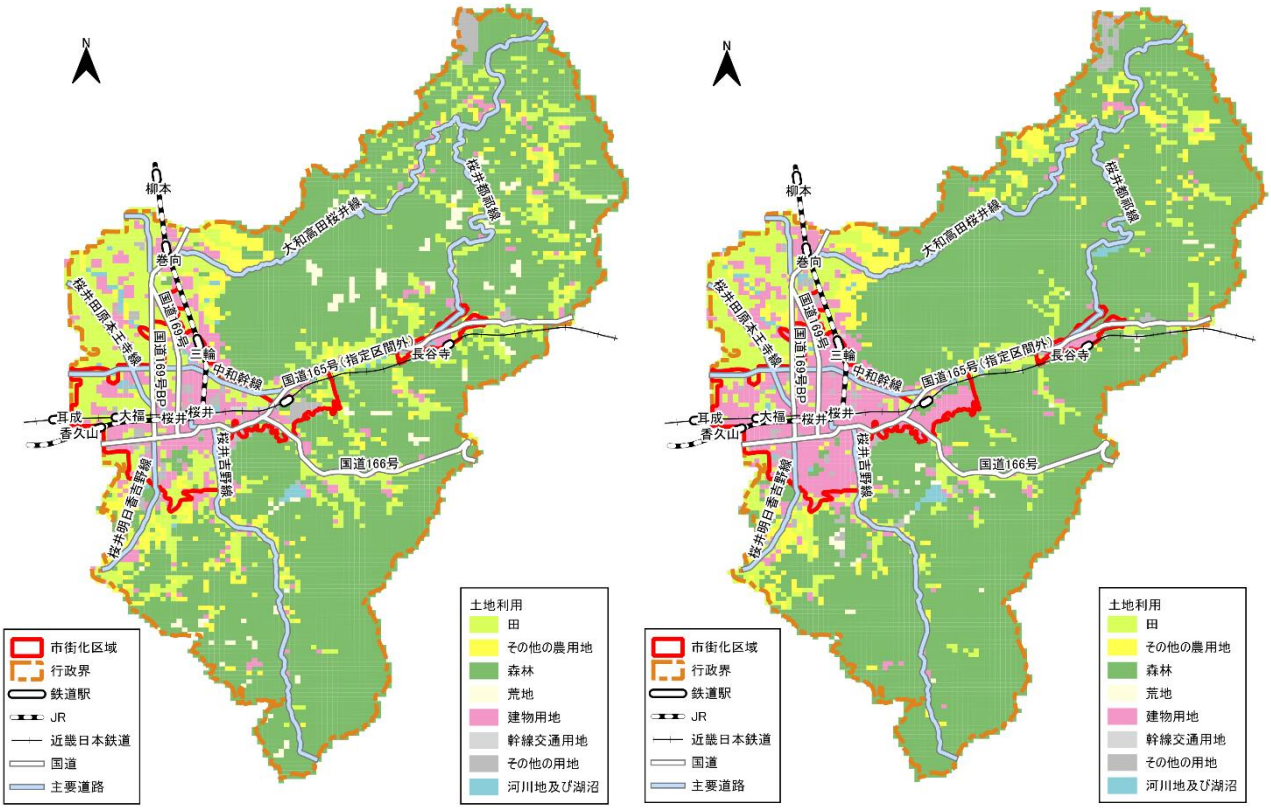

資料：国土数値情報（土地利用細分メッシュ）

図　土地利用状況

（７）安全・安心

- **大和川及び寺川並びに米川の流域については、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定している。また、山間及び市街化区域*の丘陵地の一部では、土砂災害警戒区域*及び土砂災害特別警戒区域*が指定されている。**
- **地域防災力の充実強化のために、消防団の資機材の充実や、消防団員の知識・技術の向上を図るための訓練や研修に取り組んでいる。**

表　土砂災害警戒区域・浸水想定区域の対象世帯と人口（令和元年 12 月 31 日現在）

桜井市の世帯数と人口	世帯数	計
合計	24,779	56,784

土砂災害警戒区域 対象世帯と人口		対象地区数	70
		対象世帯数	2,233
		対象人口	6,222
浸水想定区域 （想定最大規模） 対象世帯と人口	米川	対象地区数	5
		対象世帯数	48
		対象人口	156
	寺川	対象地区数	24
		対象世帯数	1,204
		対象人口	4,506
	大和川	対象地区数	19
		対象世帯数	2,170
		対象人口	6,559

※　奈良県資料を基に桜井市が土地情報と突合して集計。

（８）地域経営

- 少子高齢化*が進む中、義務的経費は増加している。
- 財政力指数*は、奈良県市町村平均よりも高い。
- 実質公債費比率*は全国市町村平均より高いが、奈良県市町村平均よりも低い。
- 経常収支比率*は近年 100%を超過しており、財政は硬直化している。
- 公共施設の更新等に係る経費が今後増加する。

平成 30（2018）年度

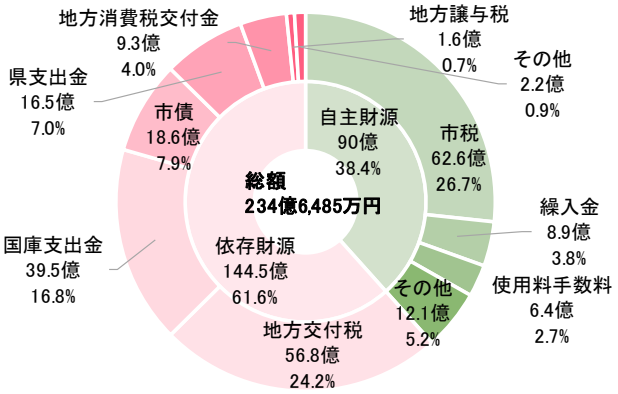

図　一般会計　財源別歳入

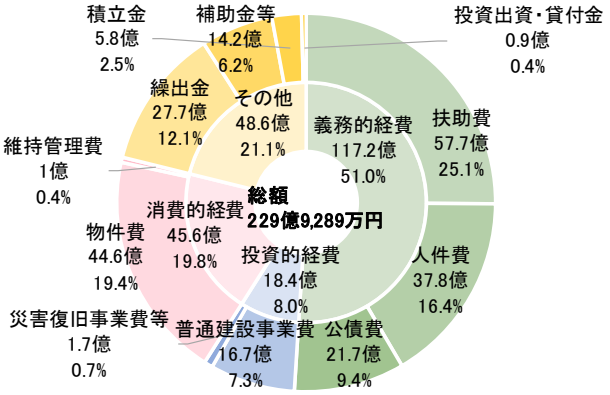

資料：市統計書

図　一般会計　性質別歳出

表　財政の比較

項目	指標	単位	桜井市 平成28年度	桜井市 平成29年度	桜井市 平成30年度	奈良県市町村平均 平成30年度	全国市町村平均 平成30年度	類似団体市町村平均 平成30年度
財政力	財政力指数		0.53	0.53	0.54	0.40	0.51	0.74
公債費負担の状況	実質公債費比率	%	9.2	7.8	7.7	10.0	6.1	6.4
財政構造の弾力性	経常収支比率	%	104.7	103.6	102.6	98.4	93	93.7
人件費・物件費等の状況	人口1人当たり人件費・物件費等決算額	円	126,255	132,200	140,420	128,481	132,793	109,426
将来負担の状況	将来負担比率	%	80.4	94.2	95.3	72.7	28.9	24.2
定員管理の状況	人口千人当たり職員数	人	7.47	7.65	7.67	7.84	7.95	6.23

資料：総務省　地方公共団体の主要財政指標一覧、市提供資料

（9）市民意向

- **8 割が住みやすいと回答しており、特に 30 歳代で高い割合となっている。**
- **めざすべきまちの姿は、「歴史や伝統に支えられた香り高い文化があるまち」「社会福祉が充実しているまち」「犯罪などが少なく治安が良いまち」となっており、10 年前と変化はない。**

表　アンケート調査の概要

調　査　地　域	桜井市全域
調　査　対　象	市内に居住する 16 歳以上の男女
抽　出　方　法	住民基本台帳から無作為抽出（平成 30（2018）年 9 月に実施）
配 布 対 象 数	3,000 人
調　査　方　法	郵送配布、郵送回収
調　査　時　期	平成 30（2018）年 10 月 1 日～平成 31（2019）年 1 月 21 日
回収数・回収率	回収数 1,254　　回収率 41.8%

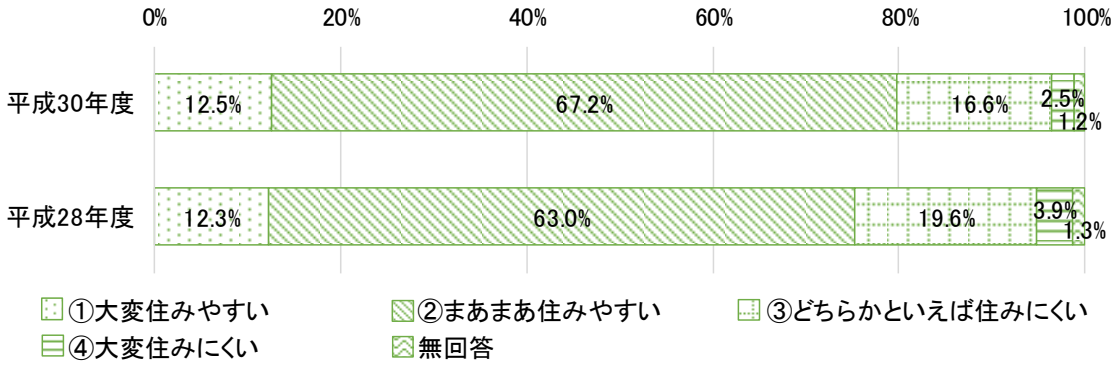

図　住みよさ・住みにくさ

表　住みよい理由・住みにくい理由（平成 30 年度）

	住みよい理由（N=1,000）	住みにくい理由（N=239）
1 位	日常の買い物や飲食（50.7%）	日常の買い物や飲食（61.1%）
2 位	身近に親しめる自然（32.6%）	通勤・通学の便（41.0%）
3 位	通勤・通学の便（30.9%）	道路の整備（25.9%）
4 位	近所の人との付き合い（19.7%）	近所の人との付き合い（19.7%）
5 位	犯罪・風紀（17.3%）	保健・医療施設（17.6%）

表　将来のまちづくりの方向性

	前回（平成 20 年度）	今回（平成 30 年度）
1 位	歴史や伝統に支えられた香り高い文化があるまち（33.4%）	歴史や伝統に支えられた香り高い文化があるまち（27.4%）
2 位	社会福祉が充実しているまち（26.5%）	社会福祉が充実しているまち（21.5%）
3 位	犯罪などが少なく治安が良いまち（24.1%）	犯罪などが少なく治安が良いまち（20.7%）
4 位	多くの人が訪れる観光のまち（18.1%）	交通環境が整って便利なまち（20.3%）
5 位	交通環境が整って便利なまち（14.6%）	多くの人が訪れる観光のまち（17.9%）

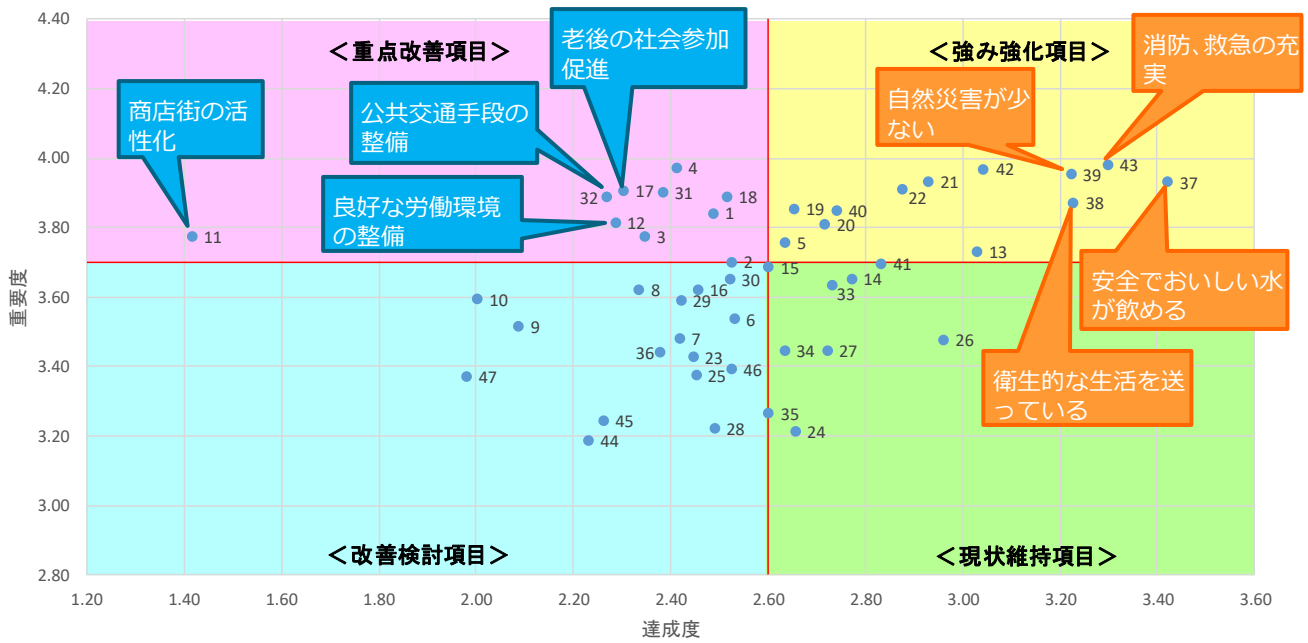

1	市民・事業者・市役所が協力し合ってより良い地域づくりに取り組んでいる
2	市民が協力しあいながら、積極的に地域の活動に取り組み、活気のあるまちづくり活動をしている
3	市民にとって最適な行政経営が行われ、社会情勢の変化や地域課題に柔軟に対応している
4	市民は、公平な負担のもとに税金が適切に活用されることにより、必要な行政サービスを受けている
5	市民は行政事務の改善と効率化及び適正な職員の対応により、快く行政サービスを受けている
6	市民や行政が多様な情報手段を有効に活用し、情報の受発信を積極的に行っている
7	周辺市町村と連携し、効率的な行政活動が行われている
8	市民が桜井市の歴史・食・文化を理解し、その魅力を発信することで、来訪者は観光しながら地域との交流を楽しんでいる
9	農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力（ブランド）が生まれ、職業として選択できる魅力ある農業が実現されている
10	地場産業とともに新たな産業が根付き、他の産業とも連携した地域の産業の振興が図られ、人材が確保されている
11	人が集まりにぎわい、商店街が活気にあふれている
12	市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる
13	市民自らが健康に関心を持ち、自己の健康維持に努め、健康で長生きしている
14	市民が地域のなかでともに支え合って安心してくらしている
15	障がいを持つ人が安心して、地域でともに生活している
16	誰もが各自の能力を活かしながら、経済的にも精神的にも自立して生活している
17	老後も無理なく社会参加しながら、経済的な不安を感じることなく暮らしている
18	高齢者が健康面でも精神面でも安心して暮らしている
19	子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てが出来る
20	未就学年齢児が、それぞれの子どもにあった保育・教育が受けられる
21	市民が、その人にあった適切な医療を受けられる
22	子どもたち一人一人が、安心・安全で充実した学校教育が受けられる
23	生涯を通して様々な学習機会が用意されており、そこで得た学習成果をまちづくりの活動に活かしている
24	市民がスポーツに積極的に参加し、生きがいを持って暮らしている
25	青少年が地域のなかでいきいきと学び、活動している
26	文化財等が、適切に保存され、歴史を学ぶ市民の財産として活用されている
27	人権を尊重し、一人一人の立場や価値観を認め合って生活している
28	多様な交流が行われ相互理解がなされた中で市民が暮らしている
29	市民一人一人に環境を守る意識が浸透している
30	市・市民・事業者・滞在者が協働し、廃棄物やエネルギーなどの資源が無駄なく活用されている
31	道路の環境整備が行き届き誰もがどんな状況においても移動に問題がない
32	公共交通手段の整備により誰もが問題なく市内を移動することができる
33	市民はそれぞれの暮らしに必要な住環境のもと、安心して快適に生活している
34	市民は自分のまちの良さを自覚しており、良好な景観が守られている
35	日常的にみどりとふれあい、屋外で余暇を楽しんでいる
36	適正な土地利用がなされ、暮らしの環境も自然環境も良好に保たれている
37	いつでも、安全でおいしい水が飲める
38	水質汚濁が防止され、市民は衛生的な生活を送っている
39	市民は、自然災害による影響が少なく快適で安心な環境で暮らしている
40	自然及び人為的災害に対する施設や情報、活動体制が充実している
41	交通事故防止の取り組みが充実し、市民が安全に生活している
42	犯罪がなく、子どもから大人まで安心して生活できる
43	消防、救急が充実し、市民が安心して暮らしている
44	大都市圏から「U・I・Jターン」など移住・定住してきている
45	中心市街地と地域拠点が相互に補完しあうコンパクトな都市が形成されている
46	中山間地域で誰もが安心・安全に暮らしている
47	空き家の利活用が進み、移住してきた方の受け皿となっている

図　生活状態（生活像）のポートフォリオ

4. 桜井市のまちづくりの課題

社会経済動向や時代の潮流を踏まえた SWOT 分析*により、桜井市のまちづくりの課題を整理しました。詳細の分析表は次頁に掲載します。

■成長（強みによって機会をさらに活かすために必要なこと）

- 観光、子育て、福祉、医療等の桜井の強みを活かした広域圏*での地位の確立【産業】【観光】【健康・福祉】【都市】【安全・安心】
- 大神神社参道周辺の活性化の起爆剤となる交流拠点施設の整備（民間活力*の導入）や沿道への商業施設の誘致、まちなかでのイベント開催等による地域のにぎわい創出【産業】【観光】
- 長谷寺や纒向遺跡等、歴史文化資源周辺における来訪者の受け入れ環境の整備による、桜井市内での滞在型観光*の拡大【観光】
- 国内のみならず、外国人観光客をターゲットとした多彩な歴史文化資源に関する情報発信の推進【観光】

■改善（機会を逃さず弱みを改善するために必要なこと）

- 公民連携*や AI*、ICT*の活用などによる効率的な行政サービスや公共施設マネジメント*の推進【地域経営】【都市】
- ごみ処理の広域化、水道事業の県単一化など広域行政*の推進【地域経営】
- ふるさと納税*、そうめんサミット等のイベント、地域ブランド認定推進事業等を通じた特産品の認知度向上によるブランド力の強化（地場産業の競争力の強化）【産業】
- 環境に配慮した循環型社会*の創出（森林環境譲与税の活用による木材産業の振興）【産業】【環境】
- 広域交通ネットワーク*の形成を契機とした新たな企業誘致【産業】
- 桜井駅前をはじめとする拠点への複合的な都市機能の誘導、既存ストック*の活用、民間活力の積極的な導入による活性化【産業】【都市】
- グローバル化*や高度情報化*の進展に伴う英語教育やICT教育の充実に伴う学力の向上【教育・生涯学習*・交流】
- 市街地における拠点の形成、中山間地域*における小さな拠点の形成、拠点周辺への居住の誘導、公共交通の再編による多極ネットワーク型コンパクトシティ*の形成【都市】

■回避（強みによって脅威を回避・克服するために必要なこと）

- 山の辺の道などの歴史文化資源や、奈良県国際芸術家村等の施設を有する周辺自治体との観光を軸とした広域連携の強化（観光のパッケージ化）【観光】
- NAFIC*整備を契機とした、ガストロノミーツーリズム*などの「食」や「農」をテーマとした新たな産業の創出（人が創り出す産業の創出）【産業】【観光】
- 保健福祉センター「陽だまり」を拠点とした、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援など、桜井ならではの手厚い子育て支援による子育て世代の流出抑制、定住・移住促進【人口】【健康・福祉】
- 桜井団地の更新（子育て施設や高齢者支援施設等の整備）や、桜井駅周辺のバリアフリー*化（『人にやさしいネットワーク』の形成）等による多世代居住のまちづくりの推進【人口】【健康・福祉】
- 市庁舎と保健福祉センター「陽だまり」を軸に、桜井消防署や災害時支援を行う他の公共機関と連携を図ることによる防災力の強化【安全・安心】

■改革（最悪の事態を招かず弱みを克服するために必要なこと）

- 自然災害に関する対策の強化（防災応急対策や復旧対策を確実にするための地域ぐるみでの積極的な取組や応援・協力体制の確立）【安全・安心】

【参考】

表　SWOT 分析

<table>
<tr><th></th><th></th><th colspan="2">機会（O）</th><th>脅威（T）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">強み（S）</td><td rowspan="5"></td><td colspan="2">• 新たな自治体行政への転換による行政経営の効率化【地域経営】
• 民間活力*の導入促進【産業】
• インバウンド観光の拡大【観光】
• 環境に対する意識の高まり（再生可能エネルギー*への転換促進）【環境】
• 地方創生・地域再生への取組の推進【都市】
• 多極ネットワーク型コンパクトシティ*形成に向けた動きの加速化【都市】</td><td>• 地球規模で頻発する異常気象や大規模地震の発生による災害リスクの高まり【環境】【都市】【安全・安心】</td></tr>
<tr><td>高度情報化*の進展</td><td>• AI*、ICT*等の技術の進歩、Society5.0 の進展による生産の効率化の推進【産業】</td><td>• 高度情報化の進展等による雇用機会の喪失【産業】</td></tr>
<tr><td>働き方改革</td><td>• 多様な働き方の実現【産業】</td><td>• 場所を選ばない働き方が増えることによる、より利便性や各種補助率の高い自治体への若者・子育て世代の流出【人口】</td></tr>
<tr><td>リニア中央新幹線、京奈和自動車道、中和幹線等の広域交通網*の整備</td><td>• 利便性の向上や交流人口の拡大【人口】【産業】【観光】</td><td>• 東京・大阪等の都市部へのヒト・モノ・カネの流出の加速化【人口】【産業】【観光】</td></tr>
<tr><td>強み（S）</td><td>【観光】
• 多彩な歴史文化資源（大神神社、纒向遺跡など）の存在
• 地域主体による取組体制の構築
• NAFIC*の立地
【健康・福祉】
• 保健福祉センター「陽だまり」の整備による妊娠・出産・育児の切れ目ない支援や地域包括ケアシステム*の構築、救急医療*体制の充実
• 子育て支援として乳幼児医療助成が充実
• 医療施設が充実
【安全・安心】
• 市庁舎や保健福祉センター「陽だまり」を軸とした、「防災」「減災」体制の構築</td><td colspan="2">■成長（強みによって機会をさらに活かすために必要なこと）
• 観光、子育て、福祉、医療等の桜井の強みを活かした広域圏*での地位の確立【産業】【観光】【健康・福祉】【都市】【安全・安心】
• 大神神社参道周辺の活性化の起爆剤となる交流拠点施設の整備（民間活力の導入）や沿道への商業施設の誘致、まちなかでのイベント開催等による地域のにぎわい創出【産業】【観光】
• 長谷寺や纒向遺跡等、歴史文化資源周辺における来訪者の受け入れ環境の整備による、桜井市内での滞在型観光*の拡大【観光】
• 国内のみならず、外国人観光客をターゲットとした多彩な歴史文化資源に関する情報発信の推進【観光】</td><td>■回避（強みによって脅威を回避・克服するために必要なこと）
• 山の辺の道などの歴史文化資源や、奈良県国際芸術家村等の施設を有する周辺自治体との観光を軸とした広域連携の強化（観光のパッケージ化）【観光】
• NAFIC 整備を契機とした、ガストロノミーツーリズム*などの「食」や「農」をテーマとした新たな産業の創出（人が創り出す産業の創出）【産業】【観光】
• 保健福祉センター「陽だまり」を拠点とした、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援など、桜井ならではの手厚い子育て支援による子育て世代の流出抑制、定住・移住促進【人口】【健康・福祉】
• 桜井団地の更新（子育て施設や高齢者支援施設等の整備）や、桜井駅周辺のバリアフリー*化（『人にやさしいネットワーク』の形成）等による多世代居住のまちづくりの推進【人口】【健康・福祉】
• 市庁舎と保健福祉センター「陽だまり」を軸に、桜井消防署や災害時支援を行う他の公共機関と連携を図ることによる防災力の強化【安全・安心】</td></tr>
<tr><td>弱み（W）</td><td>【地域経営】
• 義務的経費の増加に伴う投資的経費の減少
• 公共施設の更新等に係る経費の増加
【産業】
• 三輪そうめん、皮革産業等の特産品の認知度不足
• 桜井を代表する木材産業の衰退
• 従業者数 1 人あたりの製造品出荷額等の低下
• 空き店舗の増加等による桜井駅前の活力低下
【教育・生涯学習・交流】
• 多くの地域において、小学校児童数が減少傾向にある
• 小中学生の学力が全国平均を下回っている（奈良県全体）
【都市】
• 市街地の拡大・拡散（都市の空洞化）
• 市街地における空き家・空き店舗の増加（都市のスポンジ化）
• 自家用車への依存により公共交通の維持・確保が困難
【安全・安心】
• 河川周辺部で浸水被害が想定されることや、山間及び市街化区域*の丘陵地の一部では、大雨による土砂災害の危険性が高い地域がある</td><td colspan="2">■改善（機会を逃さず弱みを改善するために必要なこと）
• 公民連携*や AI、ICT の活用などによる効率的な行政サービスや公共施設マネジメント*の推進【地域経営】【都市】
• ごみ処理の広域化、水道事業の県単一化など広域行政*の推進【地域経営】
• ふるさと納税*、そうめんサミット等のイベント、地域ブランド認定推進事業等を通じた特産品の認知度向上によるブランド力の強化（地場産業の競争力の強化）【産業】
• 環境に配慮した循環型社会*の創出（森林環境譲与税の活用による木材産業の振興）【産業】【環境】
• 広域交通ネットワーク*の形成を契機とした新たな企業誘致【産業】
• 桜井駅前をはじめとする拠点への複合的な都市機能の誘導、既存ストック*の活用、民間活力の積極的な導入による活性化【産業】【都市】
• グローバル化*や高度情報化の進展に伴う英語教育や ICT 教育の充実に伴う学力の向上【教育・生涯学習*・交流】
• 市街地における拠点の形成、中山間地域*における小さな拠点の形成、拠点周辺への居住の誘導、公共交通の再編による多極ネットワーク型コンパクトシティの形成【都市】</td><td>■改革（最悪の事態を招かず弱みを克服するために必要なこと）
• 自然災害に関する対策の強化（防災応急対策や復旧対策を確実にするための地域ぐるみでの積極的な取組や応援・協力体制の確立）【安全・安心】</td></tr>
</table>

基本構想

1. 将来都市像

（1）都市像

桜井市が 10 年後に目指す将来都市像を、次のとおり定めます。

はじまりの地から未来へ
歴史と自然がいきづく万葉のふるさと　桜井

桜井市は、飛鳥時代以前において、実に13もの天皇の宮があったと伝えられる、古代ヤマト王権発祥の地、まさに「日本の国のはじまりの地」といえる場所です。

古事記や日本書紀、万葉集などにも数多く登場し、日本最古の市場である海柘榴市で交差するいくつもの古道には、60基あまりの万葉歌碑が建立されていて、訪れる人に当時の情景を伝えています。

また、市の東と南を青垣山に例えられる山々に囲まれ、のどかな田園風景やそれらと調和する古墳や遺跡等の歴史的資源が、豊かな自然景観を呈しています。

歴史のはじまりの地であり、自然や文化などたくさんの資源に恵まれた桜井市において、その価値に魅力を感じる人が集まり、つながり、そして支えあうことで、観光や産業など新しい価値を生み出すことができる“はじまりの地”。この新たな“はじまりの地”を次世代の子どもたちに、未来へつなぐことを使命にまちづくりを進めていきたい。そんな思いを込めて、都市像を設定しました。

（2）人口フレーム

桜井市の人口は減少傾向にあり、少子化を背景に全国的な人口減少が進む中、今後もこの傾向が進むことが予想されています。

計画の目標年次である令和 12（2030）年における将来人口は、人口減少の大きな要因となっている若者・子育て世代の定住と流入促進、出生率の向上につながる施策を積極的に展開していくことにより、おおむね 5.3 万人を目指します。

令和 12（2030）年の将来目標人口＝おおむね５.３万人

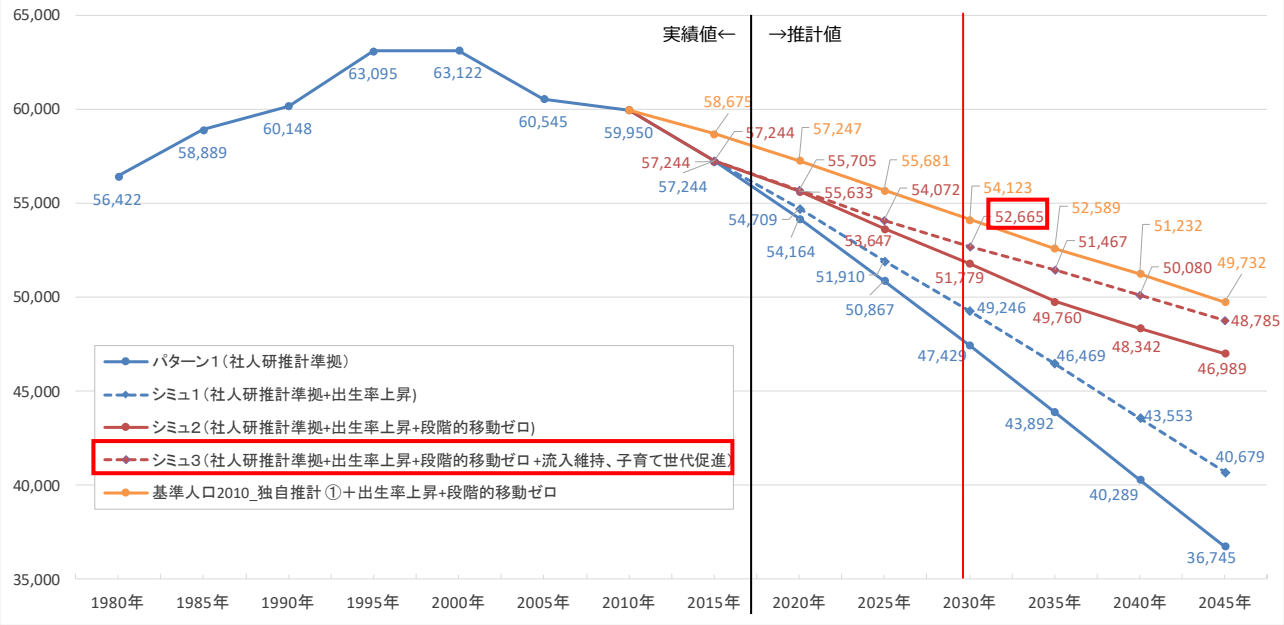

実績値資料：国勢調査

図　桜井市の人口推計

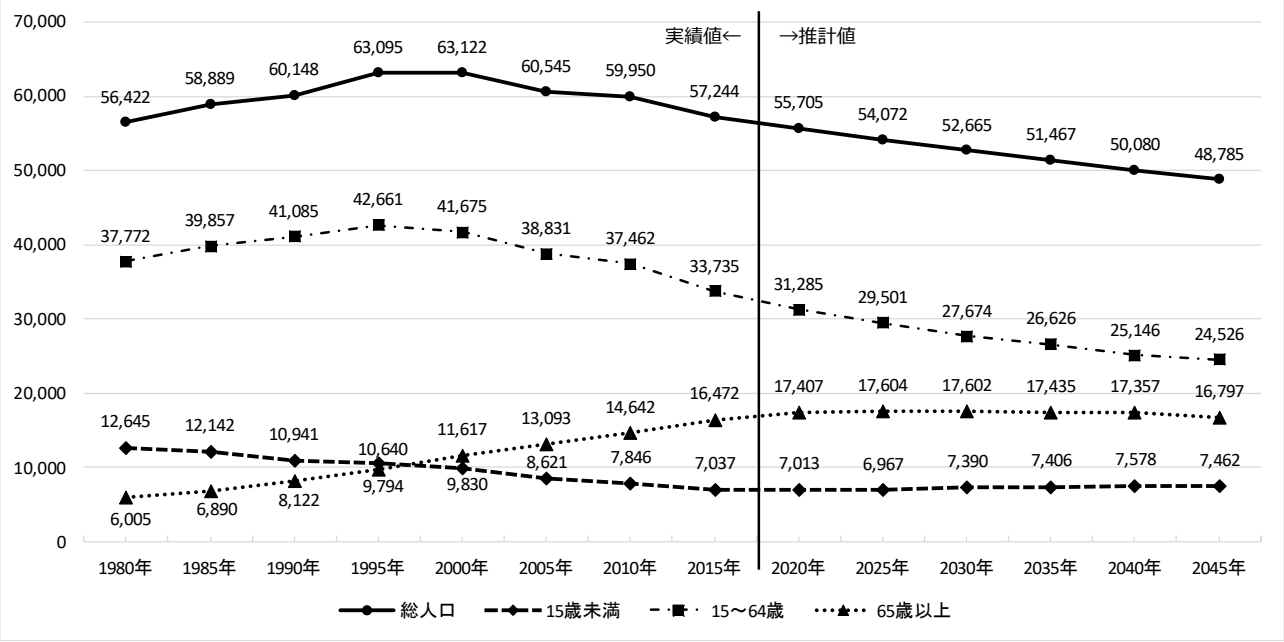

実績値資料：国勢調査

図　桜井市の人口（年齢 3 区分別人口）の推移

（3）将来都市構造

桜井市の将来都市構造は、平成 30（2018）年 3 月改定の立地適正化計画を踏まえるとともに、観光・産業、都市機能に関する周辺自治体との広域連携の観点から、以下の拠点・ゾーン・軸を設定します。

表　各拠点･ゾーン･軸の展望

拠点･ゾーン･軸			展望
拠点の展望	中心拠点		近鉄･ＪＲ桜井駅周辺、粟殿周辺 • 桜井市全体の中心となる拠点として、公共交通の利便性を活かしつつ、既存施設との相乗効果の発現を生み出す複合的な都市機能（商業、医療、福祉、文化、行政施設等）の誘導を進めることで、便利で魅力的な拠点形成を進める。
	地域拠点		近鉄大福駅周辺 • 「中心拠点」との役割分担と連携を図りつつ、県営・市営住宅の有効活用を図ることで、粟殿周辺地区とともに、多世代が集う地域の福祉拠点として位置づける。
	観光拠点		長谷寺周辺･大神神社参道周辺 • 新たな定住人口の増加に向け、桜井市の魅力を発信する場と位置づけ、地域資源の更なる有効活用に向けた取組を促進し、桜井市の主要な観光地としての充実を図る。
	サブ拠点		ＪＲ巻向駅周辺、安倍周辺、上之郷周辺、多武峰周辺 • 自然・歴史資産等の地域特性を活かしつつ、各地域の集会所等を交流拠点とし、既存の地域コミュニティ*機能の維持・強化に努める。
		小さな拠点	小夫･笠周辺･倉橋ため池周辺 • 生活利便性や地域コミュニティの維持・確保のため、地域住民が主体となった取組への支援や生活サービスの充実を図る。
ゾーンの展望	農業促進ゾーン		• 自然特性を活かして支えられてきた地域の農業を基盤に、市内の他の産業との連携により新たな価値の創造を図る。 • 農業の発展とともに、「農のある暮らし」という生活の価値を発信し、新たな主体の就農を促す。
	自然交流・森林再生ゾーン		• 貴重な歴史資源とその存在により守られてきた豊かな自然環境の保全により、環境問題への対応や災害に強い基盤づくりを推進する。 • 桜井市の貴重な資源である森林の積極的な活用と適正な維持管理により、木材産業の活性化とともに、環境に配慮した循環型社会*の創出を推進する。
	まちなか居住促進区域		近鉄･ＪＲ桜井駅周辺、粟殿周辺 • 高度で多様な都市サービスを多くの人が享受できるよう、公共交通の利便性に合わせ、居住者の生活を支える様々な機能の立地を促進し、快適で賑わいあふれる居住環境の形成を進める。
	地域居住促進区域		近鉄大福駅･近鉄大和朝倉駅･近鉄長谷寺駅･ＪＲ三輪駅周辺 • 桜井駅へのアクセス性を活かしつつ、公共交通をはじめ自転車・徒歩によるクルマに過度に頼らずに生活できる移動環境の充実を図り、快適な居住環境の形成を進める。
	一般居住区域		市街化区域*の内、「まちなか居住促進区域」「地域居住促進区域」を除く区域 • 居住地と農地等との調和を図りつつ、ゆとりある低層住宅地としての良好な住環境の維持・保全に努める。 • 既存産業の維持・保全を図るとともに、交通の利便性を活かし、子育て世代等の働く場を創出する。
	郊外集落区域		市街化調整区域*に分布する集落 • 豊かな自然・歴史資産等の地域特性や、農業等の生産基盤を保全しつつ、居住環境の維持を図る。また、デマンド型乗合タクシーをはじめとする公共交通の維持・確保に向け、多様な関係者が連携した取組を進める。
軸の展望	広域連携軸		• 周辺市町村との広域連携により、観光や産業の振興と、都市機能の維持・充実を図る。

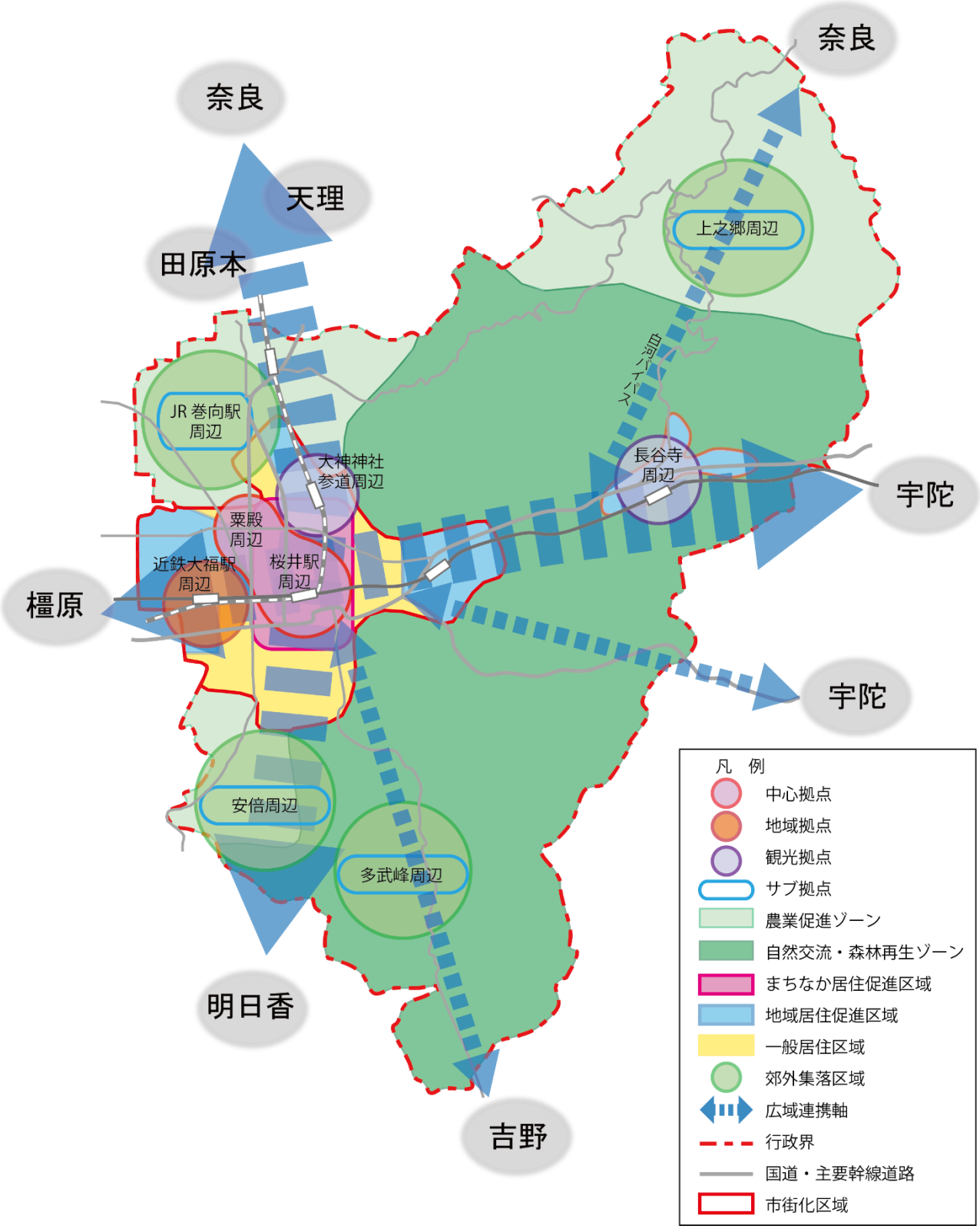
奈良
奈良
天理
田原本
上之郷周辺
自河バイパス
JR 巻向駅
周辺
大神神社
参道周辺
長谷寺
周辺
宇陀
粟殿
周辺
近鉄大福駅
周辺
桜井駅
周辺
橿原
宇陀
安倍周辺
多武峰周辺
明日香
吉野
凡　例
中心拠点
地域拠点
観光拠点
サブ拠点
農業促進ゾーン
自然交流・森林再生ゾーン
まちなか居住促進区域
地域居住促進区域
一般居住区域
郊外集落区域
広域連携軸
行政界
国道・主要幹線道路
市街化区域

図　将来都市構造

2. まちづくりの体系

分野別の展開として、桜井市は６本の柱とそれを支える持続可能な行財政運営について、以下のような体系で進めていきます。

＜分野別展開＞

（１）桜井の個性を活かした活力あるまち【観光・産業】

（２）健やかに暮らせるまち【健康・福祉】

（３）様々な人々が共存するまち【教育・生涯学習・交流】

（４）環境共生のまち【環境】

（５）心豊かに暮らせるまち【都市】

（６）安全・安心に暮らせるまち【安全・安心】

＜持続可能な行財政運営の基本方針＞

（１）行政が取り組むべき事項の選択と集中

（２）官民連携の推進

（３）広域連携の促進

3. 分野の展望

（１）桜井の個性を活かした活力あるまち 【観光・産業】

〈まちの将来の姿〉
桜井市が誇る歴史・文化等の観光資源のさらなる PR、農業や木材、そうめん等の地場産業のブランド化や豊かな森林資源を活かした新たな価値の創造など、桜井市らしい地域色豊かなまちづくりに愛着と誇りを持って暮らしている。

桜井市の個性を活かしたまちづくりを進めていく上では、“桜井市の強み”を知り、“桜井市らしさ”とは何かを考え、次世代に向けて桜井市を残していくために今後重点的に取り組むべき方向を明確に示すことが必要です。

万葉集発耀*の地、日本のはじまりの地である桜井市には、豊かな歴史・文化があるとともに、木材、そうめん、皮革などの豊かな特産品があり、これらは子どもたちにとっても誇りある資源となっています。

今後人口減少が進むことが想定される中、交流人口*・関係人口*の拡大により、地域の活力を高めることが重要です。このため、観光振興を地域活性化のための主要な課題と捉え、ストーリー性を意識した情報発信や様々な産業と連携した体験型観光、近隣自治体との連携による広域観光等を推進します。

さらに、地場産業のブランド化や 6 次産業化*、森林環境譲与税の活用による治水機能を持った災害に強い山林整備や木材産業の活性化、商工業関係の企業誘致等、桜井市の個性を活かした産業振興や新たな産業の創出により活力あるまちづくりをめざします。

（２）健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

〈まちの将来の姿〉
本格的な少子高齢化*社会に対応して、地域の中でお互いの暮らしを支えあい、必要な保健、医療、福祉支援を必要な時に受けることができ、子どもから高齢者までのすべての人が、元気で生きがいのある生活を送っている。

人口減少・少子高齢化や地域のつながりの希薄化により、地域コミュニティ*の存続が危ぶまれる中、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組むことで地域社会を支えていく、「地域共生社会*」の形成が求められています。また、桜井市においても、少子化の進行や共働き家庭の増加等により、子育てを取り巻く環境が大きく変化していることへの対応が必要となっています。

桜井市では、地域包括ケアシステム*の構築による福祉の充実や保健福祉センター「陽だまり」を拠点とした、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や保育所・学童保育所の充実など、桜井ならではの手厚い子育て支援に取り組んでいます。

今後も、地域への支援体制の充実や、住民が主体的に取り組む仕組みづくり等により、子どもから高齢者まですべての人が、障害や年齢、性別などに関わらず、誰もが共に支えあい、安心して活き活きと地域に住み続けることができる、多世代居住のまちづくり、地域共生社会の実現をめざします。

（３）様々な人々が共存するまち 【教育･生涯学習･交流】

〈まちの将来の姿〉

21 世紀を生き抜くための力を育てるとともに、多様なライフスタイル･価値観を尊重し、桜井市の豊かな歴史･文化資源を背景にすべての人が自由に学び、地域内外の様々な人々との交流が充実することで、一人ひとりの未来への可能性が広がっている。

グローバル化*や高度情報化*の進展、少子高齢化*など社会の急激な変化に伴い、教育においては 21 世紀を生き抜くための力を育成するため、基礎的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力を形成することが必要となっています。

また、都市化の進行や核家族化、共働き世帯の増加といった就労形態の変化などにより、女性の社会進出が進んでいます。さらに、団塊の世代*の大量退職などにより、活動の場を企業から地域に移す人が急増し、ボランティアや NPO*など地域活動への参加意識の高まりや生きがいづくり、大人の学び直しに関心が集まっています。このように人々のライフスタイルが多様化するとともに、価値観も、物の豊かさよりも心の豊かさを重視し、一人ひとりの個性を尊重する傾向が強まっています。

これらを踏まえ、桜井市では英語教育や ICT*教育の充実により社会の変化を踏まえた学力の向上をめざすとともに、互いを尊重し交流することで、多世代、多様な人々が共に生きるまちをめざします。

また、児童・生徒数の減少に伴った学校の小規模化が進む中、より良い教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図るため、学校規模・配置の適正化を進めていきます。

（４）環境共生のまち 【環境】

〈まちの将来の姿〉

市民･事業者･行政などのパートナーシップにより、持続可能で多様性･包摂性のある環境づくりに取り組み、太古から守られてきた豊かな自然を次代へつないでいる。

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標*（SDGs）などの国際的な動きに対応し、豊かで活力ある未来を創るため、誰もが活躍できる場づくりや持続可能で強靭なインフラ*の整備とともに、気候変動対策、生物多様性*・自然環境の保全、再生可能エネルギー*の活用や省資源・省エネルギー等の取組を進めていくことが重要となります。

桜井市では、平成 29（2017）年 3 月に第 2 次環境基本計画を策定し、「自然と歴史と人が共生する悠久のふるさと さくらい ～豊かな自然と歴史と安全な暮らしを未来につなぐ～」を目指す環境像とし、自然環境の保全、低炭素社会の実現に向けて取組を進めています。

環境問題の解決に向けては、ライフスタイルや社会システムの見直しの必要性を認識し、省資源・省エネルギー・リサイクルを基調とした仕組みを、市民・事業者・行政などのパートナーシップにより構築していきます。

（５）心豊かに暮らせるまち 【都市】

〈まちの将来の姿〉
地域の実情にあった多極ネットワーク型コンパクトシティ*の形成により、誰もが不自由なく移動でき、必要な都市機能を利用し、地域特性や市民一人ひとりの価値観にあった生活環境の中で便利に生活している。

少子高齢化*の進行に伴う都市内部での空き家・空き地の発生や、桜井駅前をはじめとする拠点の衰退などの都市のスポンジ化に歯止めをかけるため、拠点への都市機能の集約及びその周辺への居住の誘導を行うコンパクトシティの形成が重要です。また、それと同時に、誰もが不便なく移動するための公共交通の維持も重要となります。

桜井市では、中和幹線等の幹線道路*の整備が進展しているものの、都市計画道路*や公園の整備率は低く、拠点となる桜井駅も南北の市街地が分断されており、交通基盤の整備や市内の移動の円滑化を求める声もあがっています。一方で、今後予定されているリニア中央新幹線の全線開通により、世界を先導するスーパー・メガリージョン*が形成され、桜井市の広域圏*における地位が高まる可能性もあります。

そのため、桜井駅前をはじめとする拠点への複合的な都市機能の誘導、既存ストック*の活用、民間活力*の積極的な導入により市中心部の活性化を図るとともに、中山間地域*における小さな拠点の形成、拠点周辺への居住の誘導、公共交通の再編、住環境の向上等による多極ネットワーク型コンパクトシティの形成をめざします。

（６）安全･安心に暮らせるまち 【安全･安心】

〈まちの将来の姿〉
安心して暮らすための必要な基盤が整い、市民と行政が役割分担をしながら、地域ぐるみで積極的に応援･協力し、お互いに見守り、助け合いながら安全･安心に暮らしつづけている。

近年の自然災害や大地震の多発、また、世界中で感染が拡大した新型コロナウイルスなどの感染症*に対する、住民の防災意識や危険性の認識が高まっています。このような状況において、災害等の被害を最小限に抑えるための、事前の想定や復興計画の策定についての取組や重要性が注目されています。また、身近な地域での犯罪、特に子どもを狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件が多発しており、生活上の不安要因となっています。

桜井市では、庁舎の老朽化や耐震不足などが問題となったことから、市庁舎の整備を行うとともに、保健福祉センター「陽だまり」での休日夜間応急診療の実施や、桜井消防署を新たに整備するなどの基盤づくりを進めています。

今後は、市庁舎と保健福祉センター「陽だまり」を軸に、桜井消防署や災害時支援を行う他の公共機関と連携を図り、さらに防災力を強化するとともに、感染症に対する、正しい知識や情報等の普及啓発にも注力していきます。また、地域での犯罪を防止するため、桜井警察署や各方面の団体等と協力し、防犯情報の共有や啓発活動を強化するとともに、地域の自主防犯体制を確立するなど、市民と協働*して安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

4. 持続可能な行財政運営の方針

行財政運営の方針は、桜井市の職員一人ひとりが心得ていなければならない基本的な考え方や、分野を超えて果たすべき役割を示したものです。

桜井市では、平成 26（2014）年 5 月に行財政改革大綱を策定し、「持続可能かつ弾力的な行財政基盤を確立し、活力ある将来のまちづくりを推進する」ことを基本理念に、行政のスリム化や財政の効率化等を実現するための行財政改革を進めています。

総合計画においては、行財政改革大綱の理念を基本としつつ、社会潮流等を踏まえ、桜井市の将来像を実現するために重要な行財政運営の方針として、以下の３つを掲げます。

（１）行政が取り組むべき事項の選択と集中

財源の減少、施設の老朽化、少子高齢化*、自然災害が懸念される中で、投資的経費が確保できない状況となっています。このように非常に厳しい財政見通しの中、優先的に実施すべきことを決め、メリハリのある計画を作成することが重要です。

また、政府が提唱する Society5.0 実現の一環として、既存ストック*を活用しながら、AI*やICT*の活用による効率化や費用対効果を勘案し、民営化や外部委託の推進、指定管理者制度*の見直し、市有施設の適正配置等に取り組むことにより、質の高い、持続可能な行政サービスを提供することが求められています。

そのため、桜井市における集中的な取組としては、総合戦略で重点プロジェクトとして位置づける、奈良県とのまちづくり連携協定により進めている各拠点での取組（豊かな歴史資源を活用した取組、健康福祉の拠点整備）を、今後も推進していきます。また、立地適正化計画に基づく多極ネットワーク型コンパクトシティ*の形成（中山間地域*を含む各拠点を核としたまちづくり）を推進します。さらに、行政組織の見直しや ICT の活用による業務効率化を進め、限られた行財政資源の中で上記の取組を後押しします。

（２）官民連携の推進

地方自治体の役割として、福祉、環境、文化、まちづくり等のローカルな分野がありますが、少子高齢化が進み財源も減少する中、行政だけですべての課題を解決することは困難となっています。そのため、市民ニーズを把握し、行政の責任範囲の明確化と自助・互助・共助・公助（行政の補完性の原理）の考え方を基本とした、市民と行政との協働*によるまちづくりを推進することが重要です。また、社会の担い手として、伝統的な地域コミュニティ*のみならず、新しいテーマコミュニティ（自発的に責任を果たそうと行動する市民（NPO*、ボランティア団体など））が重要となります。これにより、「新しい社会システム（行政と市民の協働、住民自治、地方分権*等）」が実現すると考えます。

現在、奈良県とのまちづくり連携協定に基づく各地区でのまちづくりにおいて、まちづくり協議会を設立し、地域の人材を巻き込み、計画づくりや様々な活動を協働で行っています。さらには具体的な事業を推進する組織であるまちづくり会社も設立されています。

今後も、地域との連携を進めるとともに、市民生活を豊かにする（経済の活性化や交流機会を創出する）ための広場や新たな拠点（地域交流広場）を整備することにより、さらなる官民連携を推進します。

（３）広域連携の促進

令和 2（2020）年 6 月に出された地方制度調査会の答申では、令和 22（2040）年頃を展望して見えてくる変化・課題とその課題を克服する姿を想定したうえで、組織や地域の枠を超えて多様な主体が連携しあう、ネットワーク型社会の構築が重要であるとしています。

奈良県においては、市町村合併や広域行政*の取組が他府県と比べて進んでいない状況を受け、平成 21（2009）年度にいち早く市町村同士または奈良県と市町村の連携・協働*のしくみである「奈良モデル」を示し、取組を進めてきました。

この考え方を具体化した取組として、桜井市においては、「奈良県と桜井市とのまちづくりに関する包括協定」を締結し、中和幹線粟殿近隣周辺や大神神社参道周辺、近鉄大福駅周辺、桜井駅周辺、長谷寺門前町周辺の５地区のまちづくりを推進しています。

また、市町村間での連携の取組として、桜井市、宇陀市、曽爾村、御杖村で構成する「桜井宇陀広域連合」において生活の基盤や環境の整備、教育・文化振興、健康福祉の充実、産業の振興などの行政事務処理の共同化を推進しています。今後もあらゆる業務分野において、有効かつ最適な市町村間連携の可能性を検討していきます。

一方、観光分野においては、今後予定されているリニア中央新幹線の全線開通により、東京・大阪等の都市部へのヒト・モノ・カネの流出が進む中、広域交通網*の整備を機会として捉え、桜井市の強みを活かした東西・南北での広域観光の振興と、交流の促進が重要となります。桜井市では、平成 28（2016）年 6 月に、天理市・磯城郡と連携して、ヤマト王権発祥の地としてのブランディングと地域振興を目的とした「ヤマト地域連携推進協議会」を設立して事業を展開しています。また、平成 29（2017）年度に 10 市町村と奈良県、大阪府の連携により『1400 年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～』が、また、令和元（2019）年度には、24 市町村連携により『1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～』が、それぞれ日本遺産認定を実現しており、さらに奈良県、橿原市、明日香村と世界遺産「飛鳥・藤原」の登録に向けて取り組んでいます。今後も、観光面の連携を進めることにより、広域のエリアとしての集客力を高めていきます。

戦略的プロジェクト

1．戦略的プロジェクトとは

戦略的プロジェクトは、基本計画で定める事業の中で、今後５年間で特に重点的に取り組む事業を４つの基本目標ごとに整理し、「第 2 期桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に反映するものです。内閣府の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」において示される「第 2 期における新たな視点」を踏まえ、地方創生により実現すべき５つの目標と、そのための４つの取組の視点を設定した上で、プロジェクトとして取りまとめました。

■桜井市における地方創生の取組方針

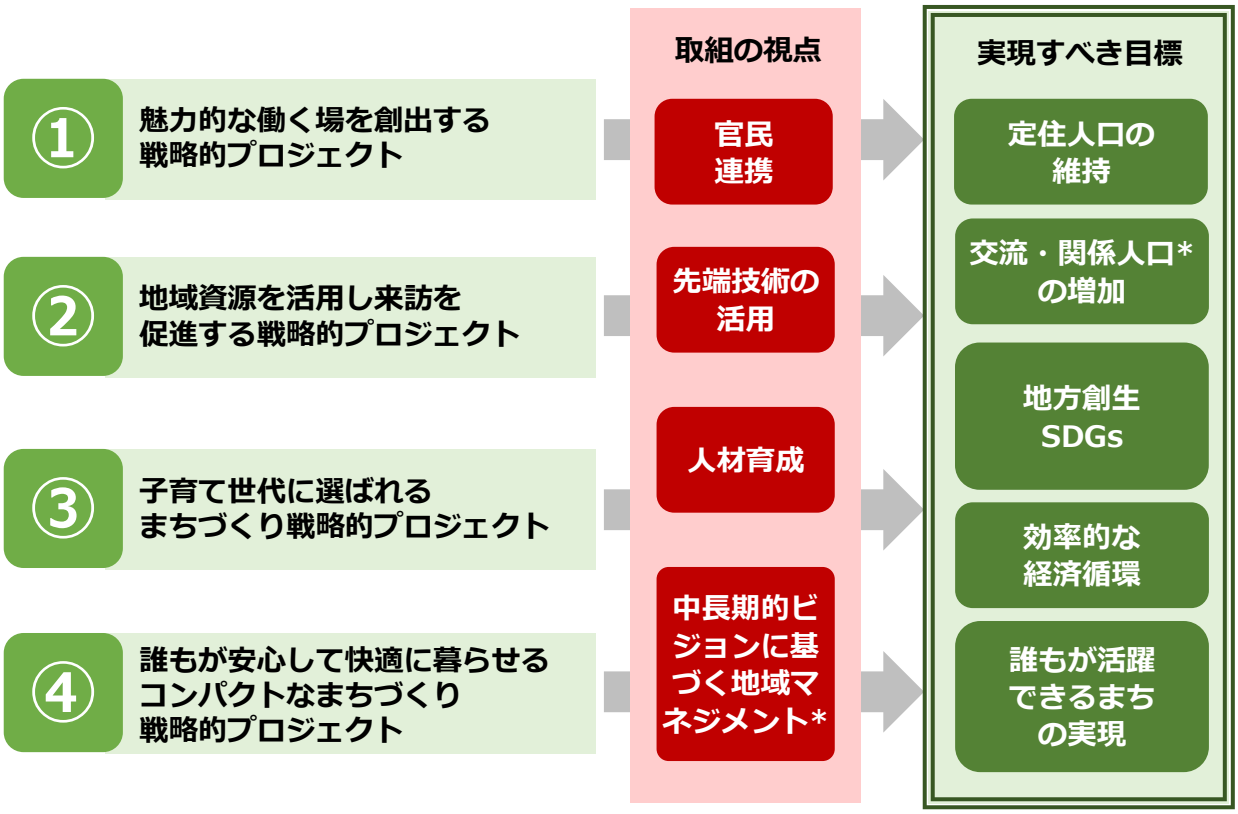

2. 戦略的プロジェクト

基本目標①　魅力的な働く場を創出する戦略的プロジェクト

＜まちの将来の姿＞

幹線沿いへの企業の出店や、空き店舗等を活用したサテライトオフィス*の誘致を推進するとともに、様々な業種を組み合わせて付加価値を高める６次産業化*に取り組むことによって、働きたい、働きやすいと感じられる魅力ある「働く場」を創出し、働く意欲のある全ての人が桜井市内で活躍しています。

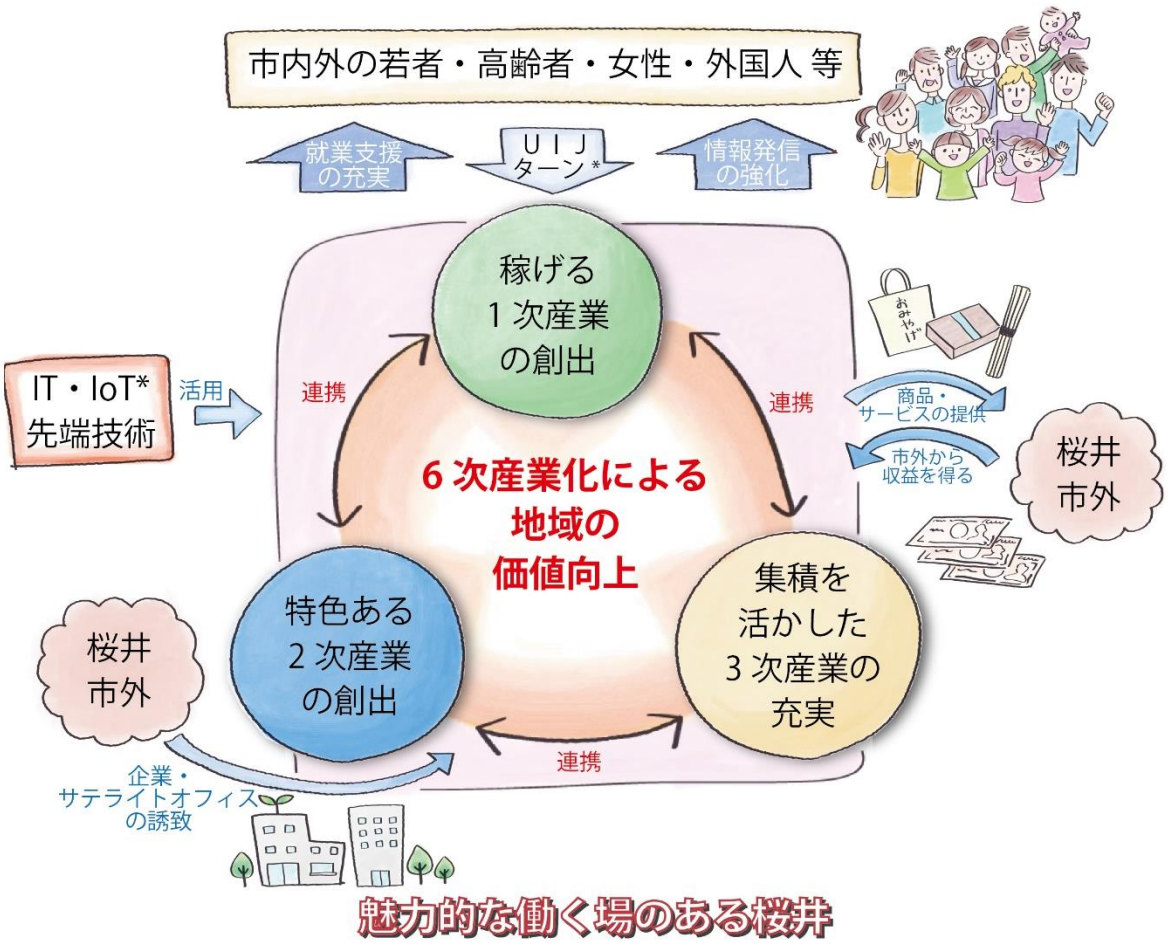

■魅力的な働く場を創出する戦略的プロジェクトの施策・施策の方向性

プロジェクト	施策	施策の方向性
稼げる 1 次産業*の創出	1 次産業の効率化の推進	● 最新技術の活用促進等による農林業の高収益化 ● 森林環境の適切な保全
特色ある 2 次産業*の創出	2 次産業の効率化の推進	● 生産の効率化・省力化を推進する先端技術の活用促進 ● 木材の需要確保及び市産材製品の安定流通の実現 ● 三輪素麺などの地場産業の魅力化
	企業誘致の推進を図るための施策の推進	● 研究拠点、本社機能、情報通信業、成長分野等、戦略的な企業誘致活動の展開 ● 企業立地促進補助金等の優遇制度の拡充
集積を活かした 3 次産業*の充実	商業の活性化	● 空き店舗等の活用、企業誘致による商業・賑わいの創出
	観光産業の育成・支援	● 地域の観光を担う観光協会・まちづくり会社の育成・支援・役割強化 ● まち全体を使った滞在型・周遊型観光スタイル、旅行商品の創出
6 次産業化*による地域の価値向上	産業コーディネートによる新たな産業の創出	● 新事業展開を図る農家・企業への支援 ● 魅力ある土産物の創出・発掘・発信
	NAFIC*、山の辺の道を中心とした賑わい創出	● NAFIC を中心とした賑わいづくり ● 芸術村*～NAFIC の連携
就業支援の充実	就業支援の充実及びしごとの創出	● ジョブカフェやハローワークとの連携による就業支援 ● 起業支援によるしごとの創出
	プロフェッショナルの活用	● 国のプロフェッショナル人材戦略を活用した地域人材の創出・就業支援
	定住・転入促進体制の構築	● 誰もが住みやすい住宅環境の整備
	既存住宅ストックの有効活用	● 地域実態に応じた住生活の維持、向上
情報発信の強化	働く場、産業の魅力の情報発信強化	● 雇用の掘り起こしとマッチング支援

基本目標②　地域資源を活用し来訪を促進する戦略的プロジェクト

＜まちの将来の姿＞

桜井市の自然環境や歴史・文化を最大限に活用し、ストレスなく観光できる環境を整備するとともに、農林業等と連携した体験型観光メニューやプロモーション戦略の強化により、ブランド力を高めた観光資源の情報を発信することで、大都市圏及び海外から桜井市を訪れる人（交流人口*）や、さらに地域とつながりを持つ人（関係人口*）が増え、地域が潤っています。

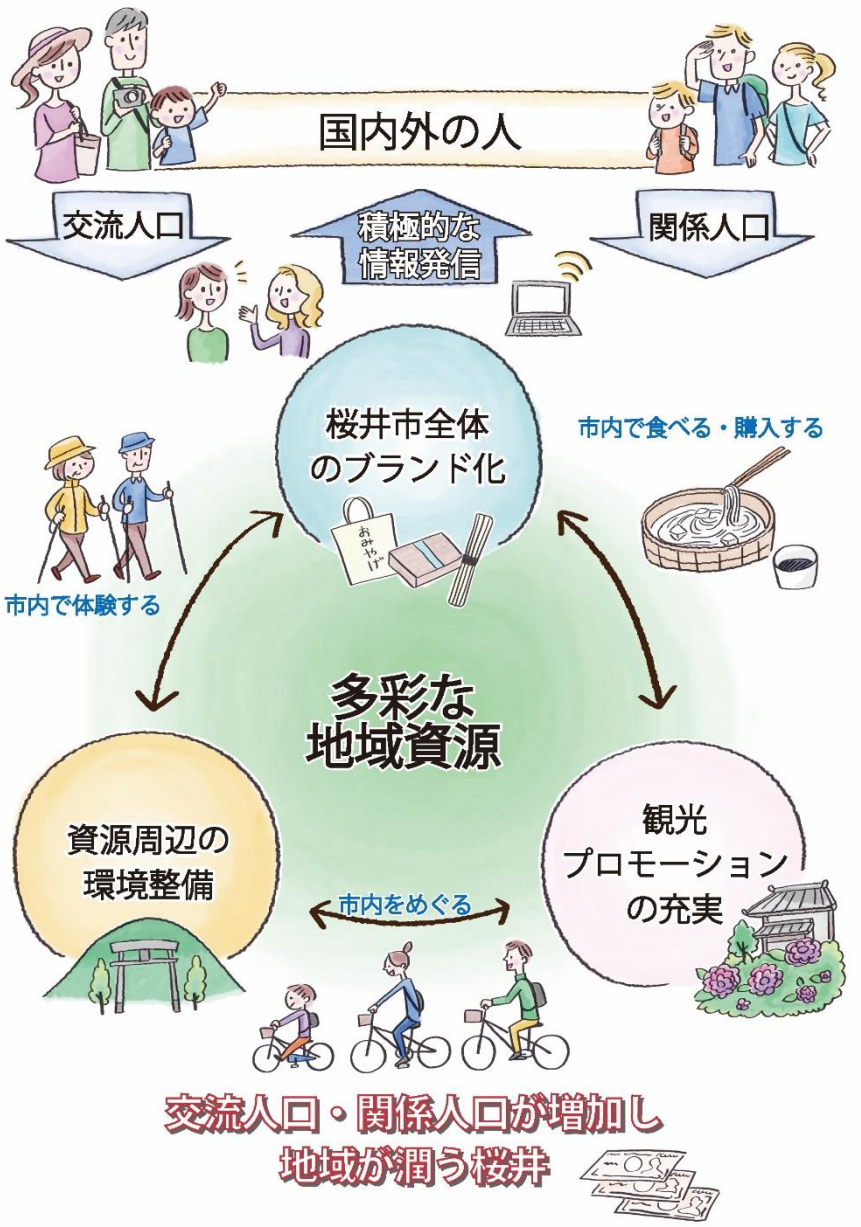

■地域資源を活用し来訪を促進する戦略的プロジェクトの施策・施策の方向性

プロジェクト	施策	施策の方向性
桜井市全体のブランド化	桜井市全体のブランド化	● 歴史的なまちづくり（長谷寺門前町周辺地区、大神神社参道周辺地区、桜井駅周辺地区等）の推進
	地場産品の地域ブランド化	● 大和さくらいブランド認定の推進
	農村資源を活用した賑わいの創出	● 農村周遊自転車ルートの整備 ● NAFIC*周辺の賑わいづくり
資源周辺の環境整備	観光地等の環境整備	● 観光地や観光地までのルート上の環境・景観整備による観光地の質の向上 ● 周遊観光の利便性を高める道路整備の推進
	案内サインの整備促進	● 歩行者系案内サインの設置など観光案内サインの充実 ● 案内サインの多言語表示の推進
観光プロモーションの充実	広域的な観光連携、観光プロモーション	● 奈良県・DMO*・周辺市町村等と連携した体験メニューの開発や、宿泊者等の特典づくり・サービス向上などのおもてなしプロジェクトの推進 ● 世界文化遺産登録の推進 ● 地域の特色ある「食」と「農」を活かした宿泊施設等の整備と施設のネットワーク化の推進 ● サイクルツーリズム・アグリツーリズム*・ガストロノミーツーリズム*の推進、ストーリー性を持った観光、体験型観光の提供
	観光客向けの受け入れ・おもてなし環境の充実	● 観光客の来訪促進 ● レベルの高い観光ガイド等の育成・活用
積極的な情報発信	積極的な国内外への観光情報発信	● SNS*やメディアと連携した情報発信 ● 首都圏情報発信プロジェクトの推進

基本目標③　子育て世代に選ばれるまちづくり戦略的プロジェクト

＜まちの将来の姿＞

仕事と家庭、子育て、地域活動などを両立できるような、切れ目のない支援や地域全体で見守ることができる環境、子どもの学力を高める教育環境が整備された、子育てしやすいまちとして情報発信を行うことで、子育て世代の移住者が増えています。

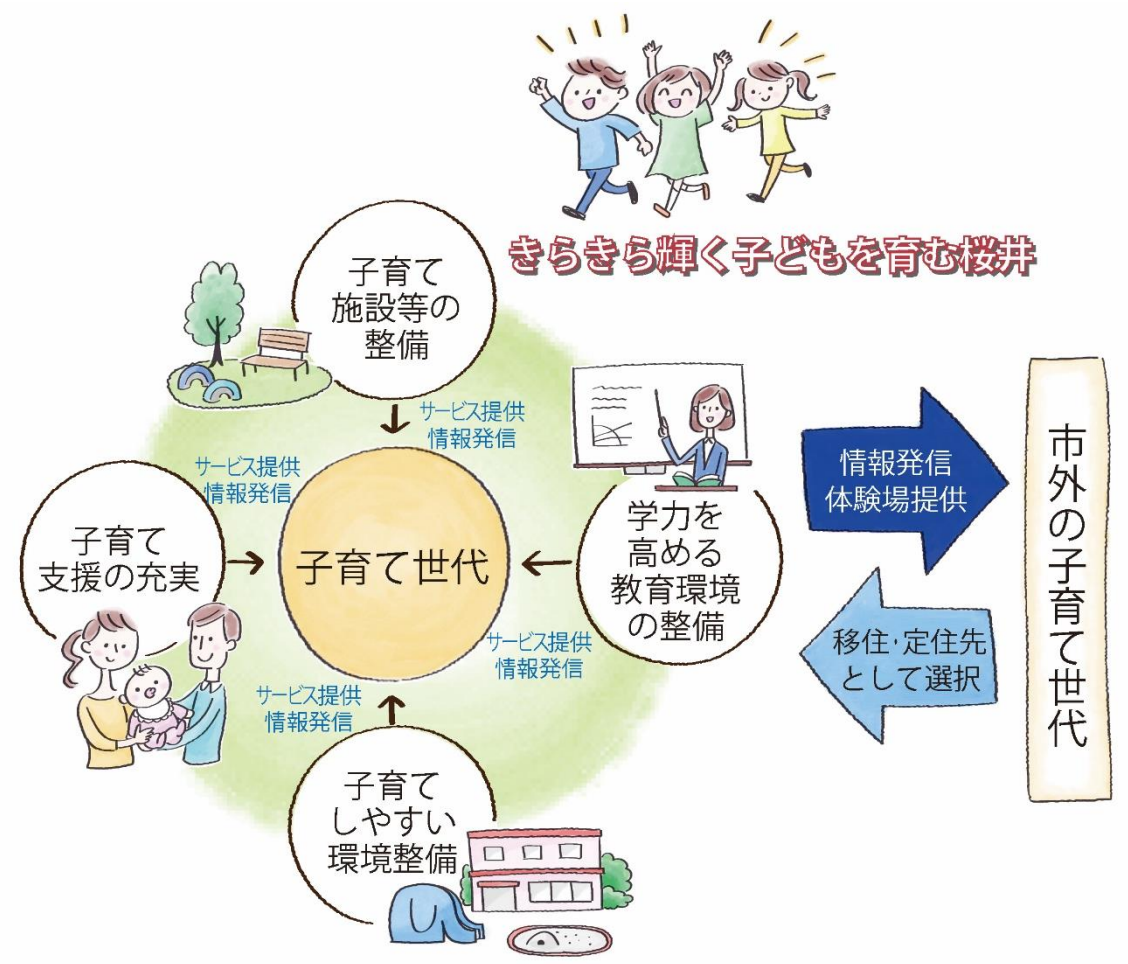

■子育て世代に選ばれるまちづくり戦略的プロジェクトの施策・施策の方向性

プロジェクト	施策	施策の方向性
子育て施設等の整備	保育・教育の施設整備の推進	● 保育所、幼稚園などの運営や学童保育環境の向上
	子どもの遊び場の充実	● 安全に遊ぶことのできる公園・広場などの整備・管理
子育て支援の充実	子育ての悩みを地域全体で見守る環境の充実	● 子育てに悩んだ時などに気軽に相談できる環境、子どもと保護者を対象にした講座等の充実
	子どもの健やかな育ちの実現	● 子どもと親の健康の確保 ● 不妊・不育治療費の補助
子育てしやすい環境整備	女性の活躍促進、ワーク・ライフ・バランス*の推進	● 男女共同参画推進に関する講演会・セミナーの開催、女性の就業支援
	サポート体制の充実	● 子育てしながら社会参加・就労し続けることができるサポート体制の充実
学力を高める教育環境の整備	学力を高める教育環境の整備	● 語学力、国際力の向上 ● 学校教育の ICT*化に向けた環境整備の推進 ● 学力向上のための桜井市独自の学力・学習調査の実施
	人間性豊かな子どもを育む教育の充実	● 歴史・文化・地域産業を学ぶ機会の提供 ● スポーツを通じた健全な人格の形成
情報発信・体験場提供	子育てしやすい桜井市の PR	● ひみっこぱーくや桜井市独自の子育て支援施策の情報発信

基本目標④　誰もが安心して快適に暮らせる
コンパクトなまちづくり戦略的プロジェクト

＜まちの将来の姿＞

都市機能誘導区域・居住誘導区域内の都市基盤や都市機能、健康・福祉施設の整備を進めるとともに、サブ拠点、中山間地域*の小さな拠点などとの交通ネットワークを形成することで、誰もが快適に、安全・安心に暮らしています。また、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの立場や価値観を認め合って生活しています。

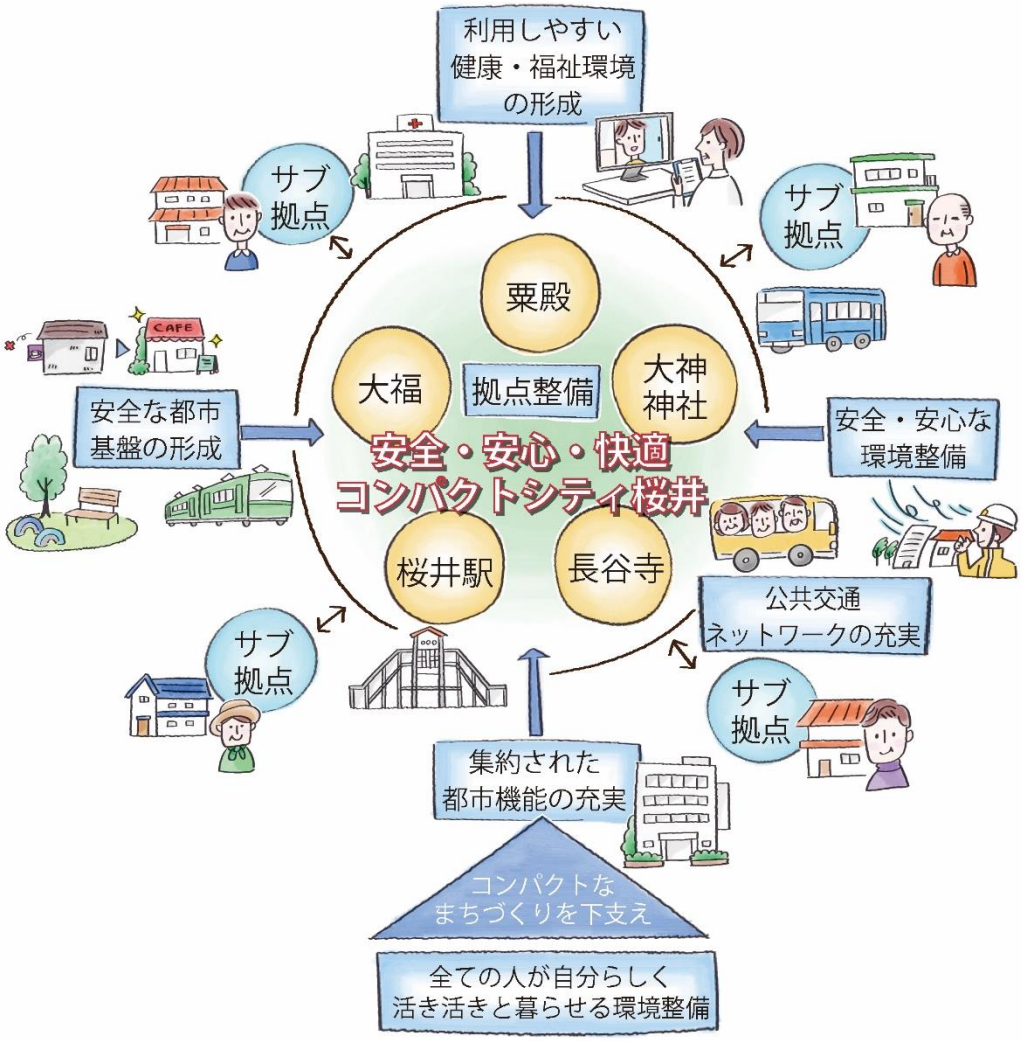

■誰もが安心して快適に暮らせるコンパクトなまちづくり戦略的プロジェクトの施策・施策の方向性

プロジェクト	施策	施策の方向性
利用しやすい健康・福祉環境の形成	福祉サービスの充実	● 地域共生社会*の実現に向けた包括的支援体制*の構築 ● ボランティア等により提供される住民主体のサービスの充実
	地域医療提供体制の充実	● 地域の医療機関による連携体制及び地域医療提供体制の構築
	健康づくりの推進	● 自己の健康維持に対する支援
安全な都市基盤の形成	社会資本の効率的・効果的な維持管理の推進	● 道路、橋梁、トンネル等のインフラ*施設の長寿命化*及び維持管理の推進
	都市機能を強化するための都市基盤の整備	● 市民生活の利便性向上や産業の誘致促進などにつながる道路の整備
集約された都市機能の充実	都市機能誘導区域・居住誘導区域内の重点的なまちづくり	● 地域性を活かした、にぎわいのある住み良いまちづくりの推進
	安心して住み続けられる地域づくり	● 駅前でのシンボル（広場空間）の創出と継続的なイベント開催による交流の場づくり ● 空き家の再生、利活用の促進 ● 公営住宅ストックの効率的で円滑な更新
公共交通ネットワークの充実	誰もが安心して暮らせる移動手段の確保	● 中山間地域*等も含め、移動ニーズに応じた持続可能な交通サービスの確保
安全・安心な環境整備	災害に強い地域づくり・強靭なまちづくりの推進	● 災害に強いインフラ整備や通信ネットワークの構築 ● 災害対策機能などの強化
	自助・共助・公助による安全・安心の確保	● 官民の役割分担を明確にした安全・安心システムの構築
	誰もが活躍できる環境づくりの推進	● 安心して移動できる歩行空間のバリアフリー*化
拠点整備（サブ拠点・小さな拠点）	県との包括協定によるまちづくりの推進	● 奈良県や民間との連携・協力による拠点のまちづくり事業の推進
	住民の暮らしを守る地域づくり	● 生活利便性や地域コミュニティ*の維持確保
全ての人が自分らしく活き活きと暮らせる環境整備	一人ひとりの人権が尊重される地域づくりの推進	● あらゆる人権問題の解決を図るための啓発・教育の実施

基本計画

1. 基本計画とは

基本計画は、基本構想に位置づけた 6 本の柱と、それを支える持続可能な行財政運営の基本方針について、さらに部局ごとに施策として整理し、現状、課題、市民生活の目標像、取組方針などをとりまとめたものです。

桜井市では、持続可能な開発目標*（SDGs）の達成を目指し、17 のゴールとの関係性を意識しながら、各種施策に取り組みます。

■施策と SDGs の 17 のゴールの対応表

	施策番号	施策名	SDGs の 17 のゴールとの対応
持続可能な行財政運営	地域経営- 1	協働の推進・地域活動の支援	17
	地域経営- 2	情報共有の充実	17
	地域経営- 3	広域行政の推進	3,11,17
	地域経営- 4	行政経営の適正化	8,17
	地域経営- 5	効率的な行財政運営の推進	8,17
桜井の個性を活かした活力あるまち【観光・産業】	1 - 1	観光の振興	8,12
	1 - 2	農林業の振興	2,8,9,12,15
	1 - 3	工業の振興	8,9,12
	1 - 4	商業の振興	8,12
	1 - 5	雇用・労務対策の充実	8,10
健やかに暮らせるまち【健康・福祉】	2 - 1	健康づくりの充実	3
	2 - 2	地域福祉の充実	3
	2 - 3	障害者福祉の充実	3,8,10
	2 - 4	高齢者福祉の充実	3,8,10
	2 - 5	子育て支援の充実	1,3,5,8
	2 - 6	保育の充実	3,4,8
	2 - 7	地域医療体制の充実	3
	2 - 8	市民の生活支援の充実	1,3,16
様々な人々が共存するまち【教育・生涯学習・交流】	3 - 1	幼児教育の充実	4
	3 - 2	学校教育の充実	4
	3 - 3	生涯学習の推進	4
	3 - 4	生涯スポーツの推進	3,4
	3 - 5	地域教育の充実	4
	3 - 6	歴史文化の保全と活用	4,12
	3 - 7	人権文化の確立	5,10
	3 - 8	多文化共生の推進	5,10
	3 - 9	男女共同参画の推進	5,8,10
環境共生のまち【環境】	4 - 1	環境教育・活動の推進	6,12,13,14,15
	4 - 2	循環型社会の創出	6,7,11,12,15
心豊かに暮らせるまち【都市】	5 - 1	土地利用の最適化	11
	5 - 2	交通基盤整備の促進	9,11
	5 - 3	市内の移動の円滑化	9,11
	5 - 4	住環境・空き家対策の推進	9,11
	5 - 5	景観の保全と活用	11
	5 - 6	都市環境の向上	9,11
	5 - 7	上水道の安定経営	6,11
	5 - 8	生活排水の適正な処理	6,11,14
安全・安心に暮らせるまち【安全・安心】	6 - 1	災害対策の充実	11,13
	6 - 2	防災体制の充実	11,13
	6 - 3	交通安全対策の推進	11,16
	6 - 4	防犯体制の充実	11,16
	6 - 5	消防力の充実強化	11,13

2. 基本計画

持続可能な行財政運営

				担当部	市民生活部
施策番号	地域経営１	**施策名**	協働の推進・地域活動の支援	**主担当課**	市民協働課
関連組織	秘書課、管財契約課、商工振興課				
SDGs への対応					
現状	● 協働推進指針を策定・周知することで、市民と行政で協働*の考え方の共有を図っている。 ● 外部の有識者等から構成される桜井市協働推進会議を設置し、協働に関する施策の検討を進めている。 ● 庁内協働推進員会議を設置し、桜井市協働推進ハンドブックの作成により、職員の協働に対する理解を深め、協働の取組を推進している。 ● 市民活動交流拠点の設置、協働推進補助金制度などの事業により、市民活動団体を支援している。 ● 自治連合会や集会所改修等への補助金の交付、自治会活動保険への加入などにより、自治会活動の支援を行っている。				
課題	● 市民と行政が協働に関する考え方を共有し、ともに理解を深める必要がある。 ● 自治会役員の高齢化が進み、役員等の担い手が少なくなり固定化している。また、若者世代の共働きが増え、自治会活動に参加できない人が多くなりつつあることから、若者世代の自治会活動への参加を促進する必要がある。				
市民生活の目標像	市民と行政が適切な役割分担のもとに協力し合って、より良い地域づくりに取り組んでいる				
取組方針	● 協働の考え方を市民と行政で共有し、周知することで協働の機運を醸成する。 ● 市民と行政が互いの立場を理解し、信頼しあえる対等なパートナーシップを構築する。 ● 市民同士が信頼しあい、協力して暮らせる地域をつくるために、自治会と行政の連携を強化するとともに、市民活動団体の交流を促進する。また、自治会や市民活動団体に対する支援を行う。 ● 広報紙やホームページ等で、若者世代に自治会への加入を促すための啓発を行う。				

持続可能な行財政運営

				担当部	総務部
施策番号	地域経営２	**施策名**	情報共有の充実	**主担当課**	総務課
関連組織	行政経営課、議事課				
SDGs への対応					
現状	● 市公式 SNS*（ツイッター*）を活用し、広報紙やホームページとは違った視点での情報発信を行うとともに、職員への操作研修やセキュリティ研修を実施することで、一層の内容の充実を図っている。 ● 市ホームページ上で議会中継を行い、市民に開かれた議会を実施している。 ● 既存システムや規程類でのセキュリティ対策を講じている。				
課題	● 広報紙への意見やホームページの問い合わせフォームを利用し、市民が必要としている情報の把握と、災害時等における迅速な情報提供を行うため、内容に応じた職員の情報提供能力の向上と、情報発信を行うための行政内部の取組体制の整備が必要である。 ● ホームページの体系管理を実施し、より情報を取得しやすい環境への更新が必要である。 ● ホームページ上で議会を視聴できるということについて、市民への広報活動を強化する必要がある。 ● 既存システムや規程類の定期・随時の更新が必要である。				
市民生活の目標像	市民や行政が多様な情報手段を有効に活用し、情報の受発信を積極的に行っている				
取組方針	● 広報紙等の多様な手段を効果的に活用し、市の特性や、市民生活に関する情報を発信する。 ● デジタル情報技術についてはその双方向性を活用し、行政情報や防災情報等の積極的な発信・提供とともに、行政と住民相互の情報の受発信の促進を図る。 ● 市役所で保管している住民情報をはじめとした情報資産について、適正な情報セキュリティ*対策を講じ、かつ、職員の利便性の向上や効率化を図るためのシステムや体制を整える。 ● 議会の映像を配信することにより、議会の役割や重要性などの理解や関心を高め、より開かれた議会の実現を図る。 ● 市役所で所有する公開可能なデータを 2 次利用できるものとしてホームページ上に公開し、事業者等がそれを活用することによって地域の活性化や課題解決等を図る。				

持続可能な行財政運営

				担当部	市長公室
施策番号	地域経営３	**施策名**	広域行政の推進	**主担当課**	行政経営課
関連組織	秘書課、環境総務課				
SDGs への対応					
現状	● 県とまちづくり連携協定を締結し、補助金を活用しつつ、5つの地区においてまちづくりを進めている。 ● ごみ処理の広域化に向けて検討を行っている。 ● 奈良県広域消防組合に加入し、段階的に消防力の強化を進めている。 ● 3 市 3 町 3 村により東和医療圏を構成し、高齢化社会の到来に対応するための医療体制を構築している。 ● 国民健康保険の県単一化に参画することにより、財源の安定と事務の効率化に取り組んでいる。 ● 県が提唱する上水道事業一体化構想の実現に向け、経営統合とその後の事業統合に向け、県及び参加市町村と協議を行っている。				
課題	● 国内外からの観光客誘致のため、県及び県の南北軸と東西軸に沿った周辺市町村と一層連携を強化し、観光ルートの設定や体験メニューの開発を行う必要がある。 ● ごみ処理広域化について、今後の方向性を打ち出す必要がある。 ● 住民ニーズが多様化・複雑化する中にあって、行政区域を越えた共通課題を効率的に解決するため、周辺市町村との広域連携を推進する必要がある。				
市民生活の目標像	周辺市町村と連携して事務の効率化を進め、住民ニーズや地域の課題に迅速・柔軟に対応している				
取組方針	● 既に取り組んでいる県及び県内市町村との広域連携事業については、その連携を深化させるとともに、新たな事業についても、積極的に連携の可能性を模索する。 ● 単独の自治体による行政のフルセット主義から脱却し、周辺市町村との連携による事務の共同処理と公共施設の相互利用を図る。				

持続可能な行財政運営

				担当部	市長公室
施策番号	地域経営４	**施策名**	行政経営の適正化	**主担当課**	行政経営課
関連組織	秘書課、総務課、管財契約課、議事課、選挙管理委員会事務局				
SDGs への対応					
現状	● 行政内での事務事業評価並びに施策評価とともに、外部有識者による外部評価を毎年度実施することにより、業務の適切な進行管理に努めている。 ● 職員数の減少や新庁舎建設を踏まえ、組織の規模の適正化について検討を行っている。				
課題	● 行政のデジタル化を推進することにより、業務の効率化や行政手続きの簡素化を図る必要がある。 ● 将来的な人口減少やそれに伴う税収減が見込まれることから、限られた行財政資源を有効に活用することが求められる。				
市民生活の目標像	組織の効率化や情報通信技術の活用により、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応している				
取組方針	● 限られた行財政資源を有効に活用するため、組織の見直しとともに、施策の効果検証を適切に行うことで、各施策の優先度や重要度を明確にすることにより、一層の事務事業の選択と集中を図る。 ● 行政のデジタル化の推進に向けて、各部局へのヒアリングや先進地視察を行い、導入の対象となる業務を選定する。				

持続可能な行財政運営

				担当部	総務部
施策番号	地域経営５	**施策名**	効率的な行財政運営の推進	**主担当課**	財政課
関連組織	行政経営課・総務課・管財契約課・税務課・出納課・監査委員事務局・市民課・人事課				
SDGs への対応					
現状	● 令和元年度一般会計予算のうち、市税は 62 億 151 万 2 千円（前年比 144 万 9 千円増）と、横ばいに推移している。 ● 歳入が伸び悩む一方、行政課題は増加している。 ● 財政の硬直化を示す指標である経常収支比率*が恒常的に高い。 ● 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設再配置方針及び再配置方針アクションプラン*を策定し、公共施設の見直しを行うとともに、方向性が決まっている施設の対策内容を示した個別施設計画を策定中である。 ● 住民の利便性の向上とともにマイナンバーカード*の付加価値を上げるため、証明書のコンビニ交付を開始したが、カードの交付率については全国平均を下回っている。 ● 内部システムのセキュリティ強靭化に取り組み、住民情報を取扱うネットワークとインターネット接続ネットワークを切り離し、住民情報等の保護に努めている。 ● 公金の支出等に関する市民の関心が高まっているため、公金出納事務をはじめとする会計事務を適正、効率的に行うこと、また予算の適正かつ確実な執行を行うことが必要である。 ● 働き方改革の一環として、時間外勤務の上限が労働基準法に規定されたことを受けて、職員の時間外勤務を適正に管理している。また、「勤務間インターバル制度」を試行運用している（令和元年度現在）。				
課題	● 人口の減少や地域経済が低迷するなか、市税収入をはじめとする歳入全般についても減少が見込まれる。 ● 限られた財源の中で市民サービスや課題の解決を図るために、中長期的な財政計画（見通し）が必要である。 ● 経常収支比率が恒常的に高く、行政課題への迅速・柔軟な対応が困難であるため、改善を図る必要がある。 ● 人口減少や少子高齢化*が進行する中、公共施設の維持管理経費や更新費用が財政に与える影響が大きく、また老朽化による危険性もある。 ● マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき交付促進を図ることで、交付率は向上しているが全国平均には及んでおらず、交付体制を整備する必要がある。 ● 今なお厳しい財政状況のもと、職員数の適正化により職員数が減少した中においては、市民サービスの低下を招かないよう、時代のニーズに対応できる職員の育成と業務の効率化を図る必要がある。 ● 職員の人材育成の取組として、各種研修の実施や人事評価制度を運用している（令和元年度現在）が、今後は一層拡充する必要がある。 ● 職員の健康保持やワーク・ライフ・バランス*の充実に向けて、適切な健康管理を行う必要がある。				
市民生活の目標像	市民は、公平な負担のもとに税金が活用され、行財政事務の改善・効率化を図ることにより、適切な行政サービスを受けている				
取組方針	● 課税客体の把握、収納及び徴収業務の強化、ふるさと寄附金の一層の獲得を通じ、市税をはじめとする自主財源、歳入全般の確保に努めるとともに、税金の効率的かつ効果的な活用を図る。 ● 中期財政計画（財政見通し）に基づく事業の選択と財源の集中により、財政の健全化を				

	図る。 ● 予算編成における選択と集中、行財政改革、ファシリティマネジメント*などの推進により、経常収支比率*の改善に取り組む。 ● 将来の人口減少や財政見通し等を踏まえ、公共施設の総量縮減・最適化、有効活用、適切な維持保全に、より一層取り組む。 ● マイナンバーカード*交付率の向上を目指し、コンビニ交付の PR やカードの利便性について、住民への一層の周知を図る。 ● 行政が実施するすべての事業の目的や成果、優先度、進捗状況等を的確に分析し、情報化の推進を図り、税金の適切な活用を行う。また、将来負担・財政リスクを踏まえた確実な計画・公金支出に対する確実な審査、及び執行管理を行う。 ● すべての職員が、自分の所属部署に関わらず、市民に対して適切に対応できるように、専門知識の習得や行政能力、接遇能力の向上などを図る。 ● 職員の心身の健康保持増進のための健康管理について見直しを図り、効率的かつ効果的な健診を行うことで、職員の健康面でのサポートを行う。

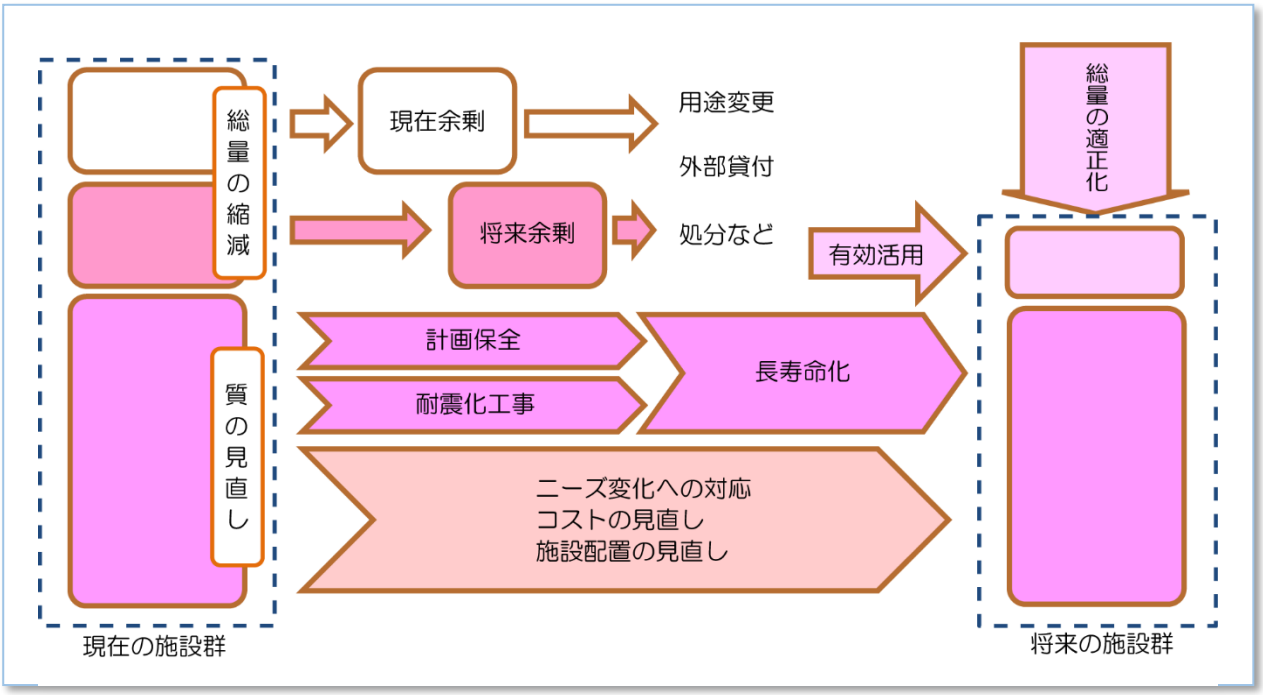

ファシリティマネジメント推進のイメージ図

分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち　【観光・産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	１－１	**施策名**	観光の振興	**主担当課**	観光まちづくり課
関連組織	商工振興課、都市計画課				
SDGs への対応	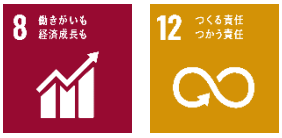				
現状	● 東京フォーラムや記紀万葉プロジェクト等により、桜井市の情報発信を行っている。 ● 誘客に向けた旅行商品づくりや観光関連団体向けの研修会を開催するなど、観光客へのサービス向上を行っている。 ● 行政・地元・長谷寺などで構成された長谷寺門前町周辺地区まちづくり協議会や、行政・都市再生推進法人・地元・地元関係団体などで構成された桜井駅周辺地区まちづくり連絡会議があり、事業の検討を行っている。 ● 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めていくにあたり、実際に事業を行うための課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提言していくため、大神神社参道周辺地区まちづくり協議会を設立し、各種事業を進めている。 ● 桜井駅前の市有地にホテルの誘致を行い、滞在型観光*の推進を図っている。				
課題	●「観光情報の発信」「飲食・土産に関する施設」に対する満足度が低い。 ● 市内には多くの銘産品・特産品が存在しているが、地域資源として活かしきれていない。 ● 観光関連団体間の連携不足、外国人旅行者に対する受け入れ環境の改善が必要である。 ● 観光客の多様なニーズに対応する体験型コンテンツの充実が必要である。 ● 長谷寺参道の歩行者の安全性の確保と通過交通の排除が課題である。 ● 市の玄関口である桜井駅周辺地区では、空き家や空き店舗の増加により、中心市街地の空洞化が起こり、地域の魅力・活力が低下し、賑わいが失われている。 ● 大神神社参道周辺地区の賑わい作りの核として、参道沿いの商業施設誘致を計画しており、事業手法としては民間の資金、活力を活用し、官民が一体となって当事業の実現に向けた検討を進めるため、まちづくり会社との連携を図る必要がある。 ● 多くの観光客は通過型観光のため、観光消費額の増加に結び付いていない。				
市民生活の目標像	市民が桜井市の歴史や食や文化を深く理解し、その魅力を発信することで、来訪者は市内をめぐりながら地域との交流のなかで観光を楽しんでいる				
取組方針	● 桜井市の観光の姿を描く「桜井市観光基本計画」を策定したうえで、新たな観光にも戦略的に取り組み、市への誘客を図る。 ● 歩きたくなる参道の実現に向けて、一般車両の流入抑制(モール化)やモビリティを活用した社会実験を実施し、長谷寺参道における歩行者の安全性確保のための手法を検討する。 ● 桜井駅周辺地区においては、市内観光の結節点という地域特性を活かし、市の中心拠点として、地域の振興や機能強化を図り、地域の賑わいを再生する。 ● 大神神社参道沿いの商業施設誘致を行うため、まちづくり会社と連携を図るとともに、来訪者を三輪のまちなかへ誘客するための仕掛けづくりを検討する。 ● 周辺市町村との連携により、テーマ性をもった魅力的な広域周遊ルートを形成し、県外や外国からの観光客の誘客を図るとともに、特に中南和地域での周遊促進に向けた観光ルート形成に努める。 ● 首都圏や中京圏から多くの観光客が来訪して長期間滞在してもらうために、観光客のニーズに沿った当市ならではの高品質な体験や価値を提供し、更に観光客の満足度を上げるために、本市を訪れる人に快適な滞在を楽しんでもらえるよう、受け入れ体制の整備に努める。				

	● 市への郷土愛の醸成を図るため、本市の誇れる文化資源や歴史資産はもちろん、市の魅力や新たな価値を、市民に対して積極的に啓発する。 ● 新型コロナウイルス感染症*の収束を見定めてターゲットの絞り込みを行った上で、ツアー造成や効果的なプロモーション活動を通じて、当市を訪れる外国人観光客の増加を図り、外国人観光客の観光需要を顕在化させることで、受け入れ環境整備等、民間を中心とした投資の促進を図る。 ● 国内外の観光客に新たな来訪目的を提供するため、NAFIC*を中心とした「ガストロノミーツーリズム*」、山の辺の道を中心とした「アグリツーリズム*」、桜井駅周辺を発着する「サイクルツーリズム」等の事業を推進する。 ● 観光消費を高めるために、滞在型観光*の推進を図る。

分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち　【観光・産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	１－２	**施策名**	農林業の振興	**主担当課**	農林課
関連組織	商工振興課、農業委員会事務局				
SDGs への対応					
現状	● 新規就農者への支援や、担い手への農地集積を進めている。耕作放棄地*については、農業委員会や桜井市地域農業再生協議会と連携しながら、農地の再生に努めている。 ● 奈良県猟友会桜井支部と連携しながら、中山間地域*を中心に、イノシシやシカ等の有害野生鳥獣の捕獲に努め、営農意欲の低減を防ぎ、同時に市街地への被害拡大を防止している。 ● 森林環境譲与税を活用し、森林の管理に努めている。				
課題	● 高齢化や後継者不足による農業従事者の減少に対し、新たな担い手農家の育成や、若者が魅力を感じるような、新たな農業の仕組みづくりが必要である。 ● これまで有害野生鳥獣防除事業を実施してきたが、中山間地区以外の平野部の圃場*や市街地において、野生鳥獣による人的被害など被害が拡大していることから、さらなる有害野生鳥獣対策事業の強化が必要である。 ● 林業については、森林経営管理法に基づき、情報集積、意向調査の実施、所有者不明の山林調査や境界確定等が必要である。				
市民生活の目標像	農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力が生まれている				
取組方針	● 国・県の施策や各種団体等と連携し、農業経営の安定化による後継者・新規就農者の育成を図るとともに、2 次*・3 次産業*との融合等を通じて、地域内外の需要の安定確保と農産物の高付加価値化を進める。 ● 安倍地区にある NAFIC*周辺地域においては、地元の賑わいづくり協議会と協力して、農業による地域の活性化について検討を進める。 ● 奈良県や関係機関との連携を図り、魅力ある農業を確立する。また、NAFIC 卒業生などの若者の就農を進め、農業を軸とした地域の活性化を行う。 ● 森林経営管理法に基づき、桜井市森林経営管理基本計画を策定する。また、森林環境譲与税を財源として、森林所有者による林業経営の管理、治水機能をもった災害に強い山林の整備に向け間伐・保育を促すとともに、木材の新たな活用方法等についても調査・研究を行い、2 次・3 次産業等と連携した新たな 6 次産業化*産品の創造に努める。				

分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち　【観光・産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	１－３	**施策名**	工業の振興	**主担当課**	商工振興課
関連組織	観光まちづくり課				
SDGs への対応					
現状	● 地場産業の振興と安定のため、関係団体に対して補助金を交付しており、特に三輪素麺については、国や県の交付金等を活用し、桜井市の魅力の発信と地域の振興を図るための PR イベントを開催している。また、のぼり旗・ポスターを作成し、啓発活動を行っている。 ● 桜井らしい個性と魅力を持った、様々な素晴らしい産品（資源）を認定することにより地域ブランド化し、ふるさと納税*の返礼品への登録等により商品を PR することで、地域経済の活性化と桜井市の知名度向上に向けた取組を行っている。 ● 中小企業の生産性向上の実現のため、先端設備等導入促進基本計画の認定を受けた中小企業者に対し、償却資産に係る固定資産税の特例措置などの支援を講じている。 ● 事業用地等登録制度を策定し、売却・賃貸を予定している産業用地等の情報を登録し、立地を希望する企業等に情報提供を行う体制を整えている。				
課題	● 三輪素麺をはじめとする桜井市の特産品は、販売量最多の競合他ブランドの存在や、他地方のものとの差別化が不十分なため、競争力が高いとは言えないことから、これらの地域資源を活用するためには、ブランド力の向上が必要である。 ● 少子高齢化*による人手不足・後継者不足などの厳しい経営環境に対応するため、老朽化が進む設備について生産性の高い設備に切り替え、労働生産性を高める必要がある。 ● 事業用地等登録制度を策定したが、土地等の登録が進んでいないため、制度のさらなる周知が必要である。				
市民生活の目標像	地場産業とともに新たな産業が根付き、他の産業とも連携した地域の産業の振興が図られている				
取組方針	● 地場産業については、他の製品との差別化・ブランド化により、競争力の強化を図ることが求められることから、中小機構による支援や、国から認定を受けた経営発達支援計画に基づき、市商工会と連携して対策を講じる。 ● 市内の中小企業が抱える人手不足・後継者不足などに対応するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ切り替え、労働生産性を高める事業への支援を行う。 ● 市産業全体の活性化を促すための工業系企業の誘致については、当市の歴史的背景や美しい景観、自然環境などに配慮するとともに、道路等のインフラ*整備について関係機関と連携しながら、情報の収集・発信を充実する。				

分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち　【観光・産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	１－４	**施策名**	商業の振興	**主担当課**	商工振興課
関連組織	観光まちづくり課				
SDGs への対応	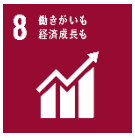				
現状	● 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めていくにあたり、実際に事業を行うための課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提言していくため、「大神神社参道周辺地区まちづくり協議会」を設立し、各種事業を進めている。 ● 桜井駅前の市有地にホテルを誘致し、滞在型観光*を推進することで、市内での経済波及効果を高めている。 ● 中小企業の経営安定・改善と商工業の振興を図るために、中小企業に対して融資対策事業を行うとともに、桜井市商工会の行う経営講習会等の事業に対して補助を行っている。 ● 商店街の賑わいづくりのため、商店街まちづくり活性化補助金制度を利用して、商店街が開催するイベント等に補助を行っている。 ● 中和幹線沿道大福地区について、企業誘致に向けた取組を積極的に進めており、一部エリアについては企業の出店が進展しているが、エリアの大半は出店が進展していない状態となっている。				
課題	● 官民が一体となって、大神神社参道周辺地区への商業施設誘致を実現するために、まちづくり会社との連携が必要である。 ● 商店街では、経営者の高齢化や後継者不足などにより空き店舗が増加し、商店街としての魅力低下が問題となっているため、まちづくりと連動した商業の振興が必要である。 ● 人口減少や高齢化が進むとともに、インターネットによる購買方法の変化により、市内小売業者の販売金額が伸び悩んでいることから、中小企業や小規模事業者等への支援が必要である。 ● 中和幹線沿道大福地区は、地区計画等で開発が規制されていることから、企業誘致を促進するためには、地区計画等の変更が必要である。				
市民生活の目標像	人が集まりにぎわい、商業者が活気にあふれている				
取組方針	● 大神神社参道沿いの商業施設誘致を行うため、まちづくり会社と連携を図るとともに、来訪者を三輪のまちなかへ誘客するための仕掛けづくりを検討する。 ● 国・県の施策に関する情報提供を行い積極的な活用を促すとともに、地域の商業者を牽引するリーダーの育成や、まちづくり事業と連動した、空き店舗を活用した起業の支援や新たな公共ニーズへの対応、また、地産外消のきっかけをつくる各種地場産業のアンテナショップなど、市内の商業の活性化を支援する。 ● 中和幹線沿道大福地区の企業誘致を推進するため、規制緩和を前提に、用途地区や地区計画の変更等を検討する。 ● 大福地区企業誘致条例や、ホテル及び旅館の誘致条例に基づき奨励金の交付を行うとともに、桜井駅前エリアについては、誘致したホテルを核とした商業活性化の取組を促進する。				

分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち　【観光・産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	１－５	**施策名**	雇用･労務対策の充実	**主担当課**	商工振興課
関連組織	－				
SDGs への対応	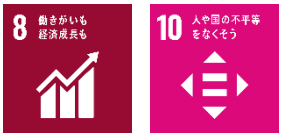				
現状	● ハローワークと連携し、就業情報や技能講習会等について、広報紙等により広く情報提供を行うとともに、就職面接会を開催している。 ● 新たな雇用の創出のため、雇用対策協議会会員事業所と奈良県高等学校等進路指導研究協議会との意見交換会や名刺交換会を行っている。 ● 企業誘致により立地した企業に対し、市民の優先雇用の働きかけを行っている。				
課題	● ハローワーク等関係機関と連携して雇用対策の充実を図り、更なる職場環境の改善や福利厚生の充実等を図る必要がある。 ● 有効求人倍率は、求人が求職よりも多い売り手市場となっているが、職種のミスマッチや、市外の企業への就職等により、必ずしも桜井市での採用人数の増加にはつながっておらず、市内の人手不足を解消するため、外国人労働者の受け入れ拡大の検討が必要である。 ● 地場産業の低迷により働く場が少なくなっているため、地場産業振興の取組を行いつつ、市内在住者に対し、幅広く安定的な雇用を創出できる企業を誘致する必要がある。				
市民生活の目標像	市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる				
取組方針	● ハローワーク等関係機関の行う技能講習会等や就業情報について、広報紙等による周知とあわせポスターの掲示やパンフレットの配置等を行い、広く情報の提供を行うことで市民の就労を支援する。 ● 本市の労働状況など、各種統計調査の結果から現状と課題を把握し、地域の実情に合った労働行政に取り組む。 ● 地場産業の振興の取組を進める一方で、企業誘致等により立地した企業に対し、市民の優先雇用の働きかけを行うとともに、一層の雇用の拡大につなげるため、地元及び関係機関と連携して、用途地区並びに地区計画変更の調整を進め、商工業系企業の出店率の向上に努める。				

分野：２．健やかに暮らせるまち　【健康・福祉】

				担当部	福祉保健部
施策番号	２－１	施策名	健康づくりの充実	主担当課	けんこう増進課
関連組織	保険医療課、高齢福祉課				
SDGs への対応					
現状	● 母子保健では、各種健診・相談・教室において、問診・診察等から、発育発達や、状況について気になる家庭への支援、フォローを実施している。 ● 生活習慣病*対策では、各種検診の企画・準備・事後処理を実施している。また、ハイリスク者への事後指導を実施している。 ● 住民主体の通いの場において、身体づくり・地域の支えあいを目的に住民への後方支援を実施している。				
課題	● ライフスタイルの変化、地域や家族関係の希薄化による生活力等の未成熟性があり、健康的生活習慣の確立のための取組が必要である。 ● 市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防を心がけられるような意識の醸成や環境整備が必要である。 ● 疾病予防のための経年的な健診受診と、その後の重症化・合併症予防のための生活習慣の改善が実行継続できる仕組みづくりが必要である。 ● 市民が、「食」に関する知識と行動選択できる力量形成のための食育*の推進が必要である。 ● 住民主体の通いの場が充実してきている中で、住民のモチベーションを維持するための、行政の後方支援の在り方について検討が必要である。				
市民生活の目標像	健康寿命*を大きく伸ばすために、市民の一人ひとりが主体的に、生活習慣の改善と健康づくりに取り組んでいる				
取組方針	●「誰もが手軽に健康づくりができるまち」を基本理念に、市民が健康的な生活習慣の重要性に理解と関心を深め、生涯にわたり自身の健康状態を意識し、主体的に健康の保持・増進に努められるよう、健康づくり事業を推進する。 ● 安全・安心な妊娠・出産を迎えるために、思春期以降の健康教育の充実を図る。 ● 乳幼児期からの心身の健康づくりのため、保護者世代への周知・啓発を強化する。 ● 生活習慣病・がん疾患発症予防のための啓発・教育事業を推進する。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、各種検診の受診率向上と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援する。 ● 予防可能な脳血管疾患、糖尿病性腎臓病等を抑制するため、重症化予防対策を推進する。 ● 食による健康への影響についての理解を深め、食の大切さを意識し、健全な食の実践に取り組めるよう、保健指導と関係機関の連携を引き続き推進する。 ● 感染症*予防に対する正しい知識や情報等について、関係機関と連携しながら普及啓発を図る。また、感染症の発生とまん延を予防するため、予防接種率の向上に努める。				

分野：２．健やかに暮らせるまち　【健康・福祉】

				担当部	福祉保健部
施策番号	２－２	**施策名**	地域福祉の充実	**主担当課**	社会福祉課
関連組織	－				
SDGs への対応					
現状	● 包括的支援体制*の整備として、4 中学校区に地域福祉相談員を配置し、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な地域生活の課題について解決を図っている。 ● 社会福祉協議会が中心となった、幅広い福祉ボランティア活動の活性化や組織の強化と充実を図るため、社会福祉協議会の行う地域福祉事業に対して補助を行っている。 ● 地域における福祉活動に取り組んでいる民生児童委員や各種団体に対して補助を行っている。 ● 犯罪や非行のない明るい社会を築くため啓発を行っている。				
課題	● 地域に密着した活動を通して把握された、住民が抱える生活課題に関する相談について包括的に受け止め、情報提供や助言を行うため、支援機関との一層の連携強化が必要である。 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる場や、地域福祉を推進するために地域の課題を包括的に受け止める場を整備することが必要である。 ● 地域に根ざした福祉活動を展開するため、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア活動を推進することが必要である。				
市民生活の目標像	市民が地域のなかでともに支え合って安心して暮らしている				
取組方針	● 地域共生社会*の実現のため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりと、世帯全体の複合的な地域課題を「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制づくりを進める。 ● 福祉ボランティアに対する関心や興味を育て、人材を幅広い層に広げていくとともに、実際の活動に結びつけるため、関係団体との協力体制を構築し、市民、事業者など多くの活動主体との情報共有を進める。 ● 地域に密着して活動を行っている民生児童委員を中心に、一人暮らしの高齢者世帯や子育て中の世帯等への「声かけ」や「安否確認」などの助け合いの仕組みを作ることで、個人が社会から孤立することを防止できるよう地域ネットワークづくりを進める。				

分野：２．健やかに暮らせるまち　【健康・福祉】

				担当部	福祉保健部
施策番号	２－３	**施策名**	障害者福祉の充実	**主担当課**	社会福祉課
関連組織	保険医療課				
SDGs への対応	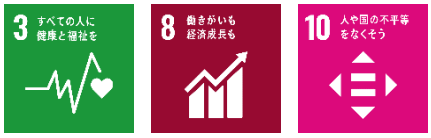				
現状	● 障害者等にかかる相談支援、手話通訳等の意思疎通支援、日常生活用具給付扶助、移動支援等の地域生活支援事業を実施している。				
課題	● 障害者の現状や課題について、周知を図る必要がある。 ● 行政や施設において、各種障害の専門的知識を有する者が不足している。 ● 障害各分野（身体・知的・精神）に応じた、企業の理解や就労条件の整備が不足している。 ● 相談支援機関やサービス事業所との連携を強化する必要がある。				
市民生活の目標像	障害を持つ人が安心して、地域でともに生活している				
取組方針	● 障害者も地域社会を形成する一員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定のもと、地域のあらゆる活動に参加できるよう支援していくために、障害者一人ひとりの状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう、各種サービスを充実させる。 ● 障害者が地域で安心して暮らせるよう、相談支援事業所が中心となり、市の関係機関及び事業所から成る支援体制のネットワーク構築を図る。 ● 障害者が地域で安心して暮らせるように、生涯を通じて障害や障害者への理解を深めるための、手話の周知や啓発講座等の福祉教育を推進する。				

分野：２．健やかに暮らせるまち　【健康・福祉】

				担当部	福祉保健部
施策番号	２－４	**施策名**	高齢者福祉の充実	**主担当課**	高齢福祉課
関連組織	保険医療課				
SDGs への対応	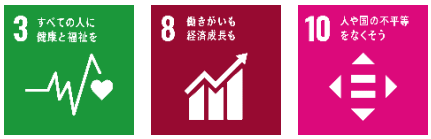				
現状	● 介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29 年度から開始し、その中で、現在、基準を緩和したサービス（通所型、訪問型）を実施している。 ● 専門職による短期間で集中的に行われるサービスの創設に取り組んでいる。 ● 平成 28 年度に地域包括ケア推進室を設置し、在宅医療・介護の連携や認知症*施策を推進するとともに、生活支援サービス体制の整備や、地域包括支援センターの運営支援等に取り組んでいる。				
課題	● 市民相互の助け合いの重要性を認識し、自立のための環境整備等の推進を図る必要がある。 ● 独居高齢者の増加に伴い、地域での生活が継続できるよう生活支援体制の整備が必要である。 ● 高齢化が進行する中で、認知症状のある高齢者や、独居の高齢者が増加していることから、認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発や公的サービスだけでなく、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが必要である。 ● 医療や生活の支援を必要とする高齢者が、適切なサービスを受けることができる仕組みづくりが必要である。				
市民生活の目標像	医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム*」が構築され、暮らし方や健康状態の異なる様々な高齢者が健康面でも精神面でも安心して暮らしている				
取組方針	● 年金制度の動向を見ながら、高齢者が経済的に不安なく暮らせるよう、介護者に対する負担軽減事業（寝たきり高齢者への紙おむつ支給等）の充実を図る。また、健康な高齢者が、生活をより充実させる上で必要となる生活費を賄うための、労働機会の提供を図る。 ● 高齢者が安心して生活できる社会にするために、市民・関係機関と連携しつつ、介護保険制度*等、高齢者の暮らしに必要な情報を確実に提供する。また、多様な価値観を持つ高齢者の交流機会の充実を図るとともに、在宅で生活ができるための介護予防事業等の充実を図る。 ● 市全体で認知症高齢者等を見守り、支援するために、認知症の理解を広げるための現状の取組に加え、企業等を対象にした認知症サポーター養成講座の開催や、地域で認知症を支える人材育成を行う。 ● 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症当事者や家族がつながる場を設ける。 ● 在宅医療・介護の連携を推進する。				

分野：２．健やかに暮らせるまち　【健康・福祉】

				担当部	福祉保健部
施策番号	２－５	**施策名**	子育て支援の充実	**主担当課**	けんこう増進課
関連組織	児童福祉課、保険医療課、こども未来課、社会福祉課、学校教育課				
SDGs への対応					
現状	● 親子の遊び場である子育て拠点を市内に 3 か所設置しており、参加者は年々増加している。 ● 保健福祉センター「陽だまり」の利用者支援事業（基本型・母子保健型）に加え、まほろばセンターに基本型を開設し、子育ての相談、情報提供、地域連携を行っている。 ● 地域での子育ての孤立化を防ぐ取組として、出張ミニつどいの広場を月 1 回実施している。 ● 学童保育は、低学年（新３年生まで）の児童は１次募集で受け入れが可能であり、各学童保育所の定員の空き状況により 2 次募集を行っているが、地域によっては待機児童が発生しており、利用希望が多い長期休暇中に待機児童が発生する場合もある。 ● 中学校卒業の３月 31 日までの子どもの医療費については、保険診療の自己負担金から一部負担金を除いた額を助成している。 ● 児童虐待対応件数は、全国的には増加しているが、本市においては、横ばい傾向である。 ● 児童人口に対しての児童虐待対応件数の割合は県内市町村より高いが、約半数は児童虐待の発生が危惧される事案であり、児童虐待発生前からの関係機関との連携支援を行うことができている。 ●「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく総合的な取組が進んでいない。				
課題	● 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援をめざしているが、総合的な支援体制は確立されていない。 ● 休日に勤務する際に、保護者が子どもの預け先を確保できないという問題がある。 ● 相談窓口や支援事業は充実傾向にはあるが、支援事業につながらない保護者もいる。 ● 子育ての孤立化を防ぐため、地域との連携強化策が必要である。 ● 学童保育所は、児童数の減少にも関わらずニーズが高まっており、待機児童が発生している地域もあることから、学校の余裕教室活用についても検討を行う必要がある。 ● 要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待の未然防止と、早期発見・早期対応を図るため、関係機関との一層の連携強化が必要である。 ● 児童虐待対応に係る専門的支援の充実と、関係機関職員の対応力向上が必要である。 ● 子ども家庭総合支援拠点の更なる機能強化が必要である。 ● 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を策定する必要がある。				
市民生活の目標像	子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てが出来る				
取組方針	●「子どもは地域全体で育てる」という意識をもって、地域社会、企業、学校が、それぞれの知識や技術を活かして子育て支援ができるような地域環境の基盤づくりを推進する。 ● 子育て中の親の悩みや問題の把握、解決のため、地域の協力を得ながら子育て相談や訪問活動を行い、それぞれにあった子育て支援施策と広報活動の充実を図り、継続して支援できるネットワークづくりに取り組む。 ● 子育て中の親が、それぞれのライフステージ*に応じて必要とする情報を取得しやすくするため、従来の市ホームページや公式 SNS*（ツイッター*）、民間情報誌による広報に加え、LINE*等を活用して積極的に情報を発信することにより、相談支援につなげる仕組みを構築する。 ● 問題解決に結びつけるための研修会の実施や、より専門的な指導・助言を受けることができ				

	る体制の構築に取り組む。 ● 学童保育所の待機児童解消を図るため、学校の余裕教室活用に向けた調整を進める。 ● 子どもの医療費の一部を助成し、子どもの健康保持を図ることに取り組む。 ● 要保護児童対策地域協議会の機能を積極的に活用し、関係各機関との連携を強化することで、児童虐待の未然防止と、早期発見・早期対応に取り組む。また、子ども家庭総合支援拠点の機能強化のために、専門的支援を充実するとともに、関係機関と連携して、体制の整備に取り組む。 ●「子供の貧困対策に関する大綱」及び県計画に基づき、市においても計画を策定し、総合的な取組を推進する。

分野：２．健やかに暮らせるまち　【健康・福祉】

				担当部	福祉保健部
施策番号	２－６	**施策名**	保育の充実	**主担当課**	児童福祉課
関連組織	－				
SDGs への対応					
現状	● 公立・私立の保育所等については、0 歳児から 2 歳児の入所希望が多く、待機児童が増加している。 ● 子育て等に不安を抱く保護者に向けて、在園児に対しては家庭支援を行っており、未就園児の場合は、つくしんぼ広場で相談や交流の場を設けている。 ● 障害のある児童に対し、障害の程度を見ながら必要に応じて保育士の加配対応を行っている。 ● 保育士の資質向上のため、研修会等へ積極的に参加し知識や技術の習得に努めている。				
課題	● より良い保育を実施するため、老朽化している公立保育所の改善が必要である。また、幼保一元化に向けた取組を進めていく中で、施設の建て替えや複合化等の検討を進めていく必要がある。 ● 0 歳児から 2 歳児の待機児童の受け入れや、配慮を要する児童への保育士加配などのニーズへの対応には、保育士の増員が必要である。				
市民生活の目標像	未就学年齢児の一人ひとりが、より良い保育・教育を受けることができる				
取組方針	● 保育計画の一層の充実と、保育士等の資質向上を図るとともに、担い手不足の解消に向けて、引き続き保育士の募集を行う。 ● 平成 31 年 3 月策定の「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」を受けて、令和 2 年度以降に「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本計画」を策定し、幼保一元化への取組と、少子化を考慮した施設の集約を進める。 ● 認定こども園*への転換を推進するため、施設数や立地場所、整備時期等を明確にした具体的な計画を検討し、適正な就学前施設の配置・運営を実現するための取組を進める。 ● 認定こども園による、就学前の保育と教育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育を実施する。				

分野：２．健やかに暮らせるまち　【健康・福祉】

				担当部	福祉保健部
施策番号	２－７	**施策名**	地域医療体制の充実	**主担当課**	けんこう増進課
関連組織	高齢福祉課				
SDGs への対応					
現状	● 休日や夜間に市民等の応急診療を行うため、休日夜間応急診療所を運営し、一次救急医療*体制を確保している。 ● 桜井地区病院群二次輪番制の実施により、二次救急医療体制を確保している。 ● 入退院と在宅療養がスムーズにできるよう、医療・介護連携マニュアルの策定に参画している。 ● 在宅医療・介護連携推進のための研修会、講演会を開催している。				
課題	● 桜井地区病院群二次輪番制における、医師不足や一次救急患者の受け入れが問題となっている。 ● 切れ目のない在宅医療の仕組みを十分に構築できていない。				
市民生活の目標像	必要時に医療や介護制度の情報を得ることができ、適切なサービスを受けることができる				
取組方針	● 基幹病院との連携を支え、休日・時間外の二次救急医療体制の維持・充実を図る。 ● 地域の医療・介護の資源を把握し、住民が必要時に情報を得ることができるよう資源マップを作成し、啓発を行う。 ● 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議できる仕組みづくりを行う。 ● 切れ目のない在宅医療と在宅介護を提供する体制を構築・支援するために、引き続き連携マニュアル策定会議に参画する。 ● 在宅医療・介護連携に関する相談支援が行える窓口の設置を行う。 ● 顔の見える関係づくりや専門職のスキルアップを目指すために、医療・介護関係者の研修を開催する。				

分野：２．健やかに暮らせるまち　【健康・福祉】

				担当部	福祉保健部
施策番号	２－８	**施策名**	市民の生活支援の充実	**主担当課**	社会福祉課
関連組織	けんこう増進課、こども未来課、学校教育課、児童福祉課				
SDGs への対応					
現状	● 生活困窮者に対し、各制度の活用により生活を保障しつつ、自立に向けた支援を実施している。 ● 保健福祉センター「陽だまり」に、生活困窮者自立相談支援機関「桜井市くらしとしごと支援センター」を設置している。 ●「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく総合的な取組が進んでいない。				
課題	● 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図り、「桜井市くらしとしごと支援センター」との連携を強化し、生活困窮者の自立支援を促進することが必要である。 ● 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図る必要がある。 ● 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を策定する必要がある。				
市民生活の目標像	誰もが各自の能力を活かしながら、経済的にも精神的にも自立して生活している				
取組方針	● 従来の経済的給付の生活保護制度に加え、生活困窮者や被保護者の状況・自立阻害要因を把握した上で、ハローワークや「桜井市くらしとしごと支援センター」等と連携し、就労支援や相談窓口への取次ぎなど、一人ひとりに応じた具体的な内容の自立支援策を提供できる仕組みづくりを進める。 ●「子供の貧困対策に関する大綱」及び県計画に基づき、市においても計画を策定し、総合的な取組を推進する。				

分野：３．様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	３－１	**施策名**	幼児教育の充実	**主担当課**	学校教育課
関連組織	教育総務課				
SDGs への対応					
現状	● 命や人権を大切にしようとする意識を育む教育を推進している。 ● 一人ひとりを大切にする教育を行うため、教職員の資質向上、保育・教育方法の改善等のための研修を推進し、楽しい保育、楽しい園づくりに取り組んでいる。 ● 幼稚園、保育所教職員が互いの施設に出向き、保育参加を行った。また、幼稚園・保育所教職員合同での研修会を開催している。 ● 平成 31 年 3 月に関係課及び学識経験者による「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」を策定し、幼保一元化に向けて取り組んでいる。				
課題	● 子どもに関わる様々な課題に対応するための研修を充実する必要がある。 ● 就学前教育の現状を見ると、幼稚園の子どもは減少傾向にあり、施設によっては適正なクラス人数を確保することが難しい状況にある。 ● 一部園舎の老朽化が進んでいる。 ● 保育・教育ニーズの多様化に対応した教育環境の充実が必要である。				
市民生活の目標像	未就学年齢児の一人ひとりが、より良い保育・教育の機会を受けられる				
取組方針	● 教育現場の環境の変化に伴う様々な課題に対応するため、教職員が自己啓発できる様々な研修を、園内・園外で実施する。 ● 認定こども園*への転換を推進するため、施設数、立地場所や整備時期等を明確にした具体的な計画を検討し、適正な就学前施設の配置・運営の実現に向けた取組を進める。 ● 認定こども園による、就学前の保育と教育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育を実施する。				

分野：３．様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	３－２	**施策名**	学校教育の充実	**主担当課**	学校教育課
関連組織	教育総務課、社会福祉課、けんこう増進課、こども未来課、児童福祉課				
SDGs への対応					
現状	● 市独自の学力調査を行っている。 ● 現代的な課題（いじめ、不登校、規範意識の低下等）に対応し、誰もが等しく学ぶことができる環境づくりに努めている。 ● 命や人権を大切にしようとする意識を育む教育を推進している。 ● 郷土を愛し、自然や文化遺産を愛護し、豊かな文化を創造する人間の育成に努めている。 ● 学校における高速ネットワーク環境や一人一台のパソコン端末の整備等、ICT*環境整備を進めている。また、感染症*の拡大時には、動画を視聴して家庭学習ができるよう、パソコン端末の貸出しを予定している。 ● 子どもたちの教育効果を高めて学習理解を助けるために、必要な教材等の整備を行っている。 ● 教職員の資質向上のため、研修会を開催している。 ● 生活に困窮する児童生徒と、特別支援学級に在籍する児童生徒への就学援助を行っている。 ● 学校給食センターでの給食提供に関し、SPC*、運営事業者と連絡調整を密にし、給食提供及び維持管理を適切に行っている。 ●「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく総合的な取組が進んでいない。				
課題	● 学力を向上させるためには、継続的に児童生徒の学習状況を把握する必要がある。 ● いじめ、不登校、差別発言等に対応するための積極的な生徒指導、人権教育を推進する必要がある。 ● ICT 環境を整え、適切に活用した学習活動の充実を図る必要がある。特に、教職員に高速ネットワーク環境や一人一台のパソコン端末を活用した学習を行うためのスキルが十分ではない。 ● カウンセリングを必要とする児童生徒が増加傾向にあり、相談内容も多様化している。 ● 学校の小規模化が進む中、学校規模の適正化を図っていく必要がある。 ● 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を策定する必要がある。				
市民生活の目標像	子どもたち一人ひとりが、安全・安心で充実した学校教育が受けられる				
取組方針	● 児童生徒の学力や学習状況を把握するため、学力学習状況調査の実施を継続する。 ● 学校現場における様々な課題（いじめ、不登校、規範意識の低下等）に対応するため、より効果的な教職員研修を実施する。 ● 不登校となっている児童生徒への対応の充実を図る。 ● 国が示している「GIGA スクール構想*」に合わせた教育の ICT 化に向けた環境整備のため、小・中学校の校内通信ネットワーク整備を進める。 ● ICT を活用した学習活動の充実を図る。特に、高速ネットワーク環境や一人一台のパソコン端末を活用した学習活動を充実させるための教職員研修を定期的に行う。 ● カウンセリングを必要とする児童生徒が増加傾向にあり、相談内容も多様化し、複数回にわたる相談も増えてきていることから、スクールカウンセリングの充実を図る。 ● 学校として望ましい規模の確保を図りながら、これからの少子化に対応した、新しい学校づくりを推進する。 ●「子供の貧困対策に関する大綱」及び県計画に基づき、市においても計画を策定し、総合的な取組を推進する。				

分野：３．様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	３－３	**施策名**	生涯学習の推進	**主担当課**	社会教育課
関連組織	中央公民館				
SDGs への対応					
現状	● 様々な世代や多様化する学習意欲に応じて、学びと交流の場を提供するため、各種の生涯学習*講座を開講している。 ● 人々の学習活動の拠点となる中央公民館や図書館などの社会教育施設や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として、市民会館を設置している。				
課題	● 働く世代に対しての講座があまりない。しかし、土日等で実施しても受講数は期待できない。 ● 子ども向け事業もいくつか行っているが、子どもたちも習い事やクラブ活動等で忙しいということもあり、実施しても継続的に事業を運営していくことは難しい。 ● 講座のテーマについても、マンネリ化しないよう住民ニーズを把握しながら、魅力あるものを検討していく必要がある。 ● 公民館や図書館などの社会教育施設や、市民会館のような文化施設については、老朽化への対応が早急の課題であることから、アクションプラン*や施設ごとの長寿命化計画に基づく管理を行っていく必要がある。				
市民生活の目標像	生涯を通して様々な学習機会が用意されており、そこで得た学習成果をまちづくりの活動に活かしている				
取組方針	● 市民の多様化する生涯学習への要望に対応し、地域の実情にあった学習機会の充実を図る。 ● 生涯学習を通じて、指導者となり得る人材の発掘等、地域づくりのための活動支援を行う。 ● 社会教育施設等の耐震化や老朽化の問題に適切に対応する。 ● 市民が図書館に来館する機会を創出するため、講演会などを開催する。				

分野：３．様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	３－４	**施策名**	生涯スポーツの推進	**主担当課**	社会教育課
関連組織	－				
SDGs への対応	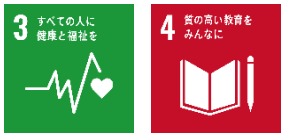				
現状	● 桜井市社会体育振興基本計画に基づき、施設整備や利用のあり方についての目標を達成するために、関係機関、学校、スポーツ団体等と連携を図り、計画の遂行に取り組んでいる。 ● 子どもたちの競技力の向上や体力づくり、また高齢者の健康づくりなど、スポーツを身近なものとして感じ、気軽に参加できる体制づくりを行い、事業を遂行している。 ● スポーツへのニーズに対応するため、スポーツ指導者やボランティア、地域におけるスポーツリーダーの育成に取り組んでいる。				
課題	● 社会構造の変化に伴い、年齢や世代によってスポーツへの関心が多様化しているため、ニーズに応じたスポーツ振興に取り組む必要がある。 ● ライフステージ*にあわせて、スポーツが楽しめるような機会を創出していくことが必要である。 ● すべての世代の人々が安心して利用できるように、またスポーツに更なる関心を持って親しんでもらうために、施設維持改善に努める必要がある。				
市民生活の目標像	市民がスポーツ活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らしている				
取組方針	● 桜井市社会体育振興基本計画に基づき、関係機関、学校、各種スポーツ団体等と連携して、施設の整備や有効利用に取り組む。 ● 子どもたちが夢と意欲をもって、競技力の向上や体力づくりに取り組める体制をつくる。 ● 多世代がスポーツを身近なものとして感じ、地域の特性を活かした活動に多くの市民が参加できるよう、地域体育協会を中心とする関係団体との連携、協力のもとに、総合型地域スポーツクラブを育成するための支援を行う。 ● 利用者が安全で安心して施設を利用できるよう、老朽化した施設の現状などを的確に把握し、市民ニーズに対応した施設の整備を進める。				

分野：３．様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	３－５	**施策名**	地域教育の充実	**主担当課**	社会教育課
関連組織	－				
SDGs への対応					
現状	● 青少年センター指導員を中心に、積極的な市内巡視の実施や各校区協議会で研修を行うなど、青少年の健全育成に関して活動している。 ● 家庭教育に不安や悩みを持つ保護者が気軽に参加できる機会を増やし、活動を通して共に問題解決に向かって学習する場として、講演会や学習会を企画・運営している。 ● 青少年の健全育成に関わる社会教育団体の活動に対して支援を行っている。				
課題	● 価値観やライフスタイルの多様化、SNS*の普及など、情報通信技術の急速な進展に伴って、青少年を取り巻く環境が激しく変化していることを踏まえ、学校・家庭・地域が協力して取り組む必要がある。 ● 大人の規範意識の低下が、青少年の健全育成に大きな影響を与えている。				
市民生活の目標像	青少年が地域のなかでいきいきと学び、活動している				
取組方針	● 青少年の健全育成のために、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、ともにその教育力を活かしながら、市長部局と教育委員会部局が共に策定した教育大綱に基づき、相互に連携して、教育の充実や地域活性化に向けた取組体制を推進する。 ● 家庭への啓発チラシの配布や教育相談を通して、大人の規範意識の醸成を図る。				

分野：３．様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	３－６	**施策名**	歴史文化の保全と活用	**主担当課**	文化財課
関連組織	－				
SDGs への対応					
現状	● 桜井市文化財保護審議会において、市内の文化財の指定や保存活用について検討している。 ● 桜井市纒向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会において史跡纒向遺跡の保存や活用の方針を検討し、保存活用計画に基づき纒向遺跡の整備事業を推進している。 ● 桜井市纒向学研究センターの活動や、(公財)桜井市文化財協会への支援を通じ、市内の文化財に関する調査・研究成果等の情報発信を行い、市民の文化財に対する理解の向上に努めている。 ● 東京フォーラムやヤマト地域連携推進協議会による他市町村との連携事業により、首都圏や他地域に対する市内の歴史文化遺産の情報発信を行っている。 ● 市が所有する遺跡・古墳等の維持管理を地元区と連携して行い、地域住民が文化財に親しみを持ち、保存・継承に対し理解を深められるよう努めている。				
課題	● 過疎化・少子高齢化*により文化財の保存・継承が年々難しくなっており、文化財の維持・管理の面において所有者の負担が増大している。 ● 市内に数多く存在する文化財の現状を的確に把握し、自然災害や火災・盗難等から文化財を守るための取組を充実させる必要がある。 ● 出土遺物や写真等の調査記録が年々増加しており、保存管理のための収蔵スペースが不足している。 ● 文化的景観の保全を通じて、市内の歴史文化資源を活かしたまちづくりの方針を展開する必要がある。				
市民生活の目標像	文化財等が、適切に保存され、歴史を学ぶ市民の財産として活用されている				
取組方針	● 文化財の保存・活用は、市民とともに考えることであり、まちづくりや地域の活性化に寄与するものであることから、市民がどのように整備・活用をしたいか等を積極的に聞きながら、市民が接しやすいような環境を整える。 ● 市内各所で眠っている文化財の調査に取り組み、市内の重要遺跡の史跡指定・公有化を進めるとともに、纒向遺跡をはじめとする史跡の保存・活用を年次計画的に推進し、遺跡の整備や出土遺物の保存を行い後世に伝えていく。 ● 来訪者や地域住民の学習・交流や憩いの場を提供することを目的として、史跡纒向遺跡の活用拠点を整備する。 ●「飛鳥・藤原」の世界文化遺産への登録を推進することで、市内の歴史文化遺産の情報を広く発信し、文化財の保全と活用を図る。 ● 市民とともに考えながら、桜井市の持つ「国のまほろば」という側面を活用したストーリー性のある情報発信など、豊富な歴史文化遺産を活かして市の魅力創造と市民の郷土愛を醸成する。 ● 先端技術を活用した歴史文化遺産の情報発信を進める。				

分野：３．様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】

				担当部	市民生活部
施策番号	３－７	**施策名**	人権文化の確立	**主担当課**	人権施策課
関連組織	商工振興課、学校教育課、社会福祉課				
SDGs への対応	5 ジェンダー平等を実現しよう　10 人や国の不平等をなくそう				
現状	● 人権に関わる講演会を実施している。 ● パネル展示や駅前での啓発活動を行っている。 ● ふれあいセンターでの人権フェスティバルや各種講座を実施している。				
課題	● 市の人権の中心である各校区人権教育推進協議会の研修会や人権講演会の参加者は増加傾向にあるが、高齢者が多いので、若年層が自ら参加したいと思えるような研修が必要である。 ● 人権三法が施行され、周知されているが、今なお差別は存在する。 ● 情報化の進展に伴って差別の状況にも変化が生じている。				
市民生活の目標像	人権を尊重し、一人ひとりの立場や価値観を認め合って生活している				
取組方針	● 地域社会や学校など、あらゆる教育の機会を通して人権教育を進め、桜井市人権教育推進協議会や各小学校区人権教育推進協議会の強化を図り、若年層が自ら参加したいと思えるような研修内容の充実に努める。 ● 市民一人ひとりの人権が尊重される「人にやさしいふれあいのまち」づくりのために、広報紙等による啓発や「差別をなくす市民集会」等、各種啓発機会の充実を図る。 ● 多様化・複雑化する差別問題に対応するために、庁内研修等を行うことにより、職員の意識とスキルの向上に努める。				

分野：３．様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】

				担当部	市民生活部
施策番号	３－８	**施策名**	多文化共生の推進	**主担当課**	人権施策課
関連組織	行政経営課、観光まちづくり課				
SDGs への対応	5 ジェンダー平等を実現しよう　10 人や国の不平等をなくそう				
現状	● 外国籍市民や外国人観光客が、少しずつではあるが増加傾向にある。 ● 市の教育方針に沿って国際理解を深め、国際協調に努める人間の育成を図ることを目標に、情報や学習機会の提供に努めている。 ● 市の生活全般に関係した「生活手帳」を日本語版と英語版で作成し、ホームページに掲載している。				
課題	● 外国人の生活の利便性を向上させるために、市の制度等について、多言語化して情報提供する取組が必要である。 ● 外国人に防災の重要性を理解してもらい、災害時には迅速に避難するなど、自主的な対策がとれるような取組を行う必要がある。 ● 市民の異文化理解を一層促進する必要性がある。 ● 外国人が生活する上で、必要な情報の取得や生活上の悩みを気軽に相談できる人間関係があり、外国人の現状を把握し、互いに尊重しあえることができる地域づくりが必要である。 ● 外国人に対する様々な偏見や差別を克服するための取組が必要である。 ● これらの課題の克服に向けた市職員や市民向けの研修の実施が必要である。				
市民生活の目標像	多様な交流が行われ相互理解がなされた中で市民が暮らしている				
取組方針	● 友好都市などの他地域との交流や、地域の諸団体と連携した国際交流などを通じ、より多くの市民が、国内外の様々な文化への理解を深められるよう支援する。 ● 国際交流団体や諸団体と連携して国際理解を深めることで、市内に在住する異なる文化を持って暮らす外国人が、精神的な負担を感じることなく暮らせるよう支援していく。				

分野：３．様々な人々が共存するまち　【教育・生涯学習・交流】

				担当部	市民生活部
施策番号	３－９	**施策名**	男女共同参画の推進	**主担当課**	人権施策課
関連組織	商工振興課、学校教育課				
SDGs への対応	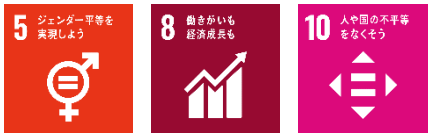				
現状	● 全ての人が暮らしやすく、個性と能力を発揮できる、男女共同参画社会の実現のため、啓発活動、情報提供を行うとともに、学習機会を設けている。 ●「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」と連携し、地域活動や団体活動を通して男女共同参画を促進している。 ● 女性相談や女性の就業支援を行っている。 ●「第２次さくらい男女共同参画プラン 21」の庁内推進体制の整備を行っている。				
課題	● 市民の間には、依然として性別による固定的役割分担意識があり、一人ひとりの意識改革を促すとともに、意識の浸透には、継続的な啓発活動に加え、情報や学習機会の提供が必要である。 ● 男女共同参画の実現は、商工振興課・学校教育課などと連携し、学校や地域、職場、家庭など、日常の様々な場面で正しい知識を身につけ実践していく必要がある。 ● DV*を含む女性相談や就業支援は、今後も県や各関係機関との連携を図りながら、相談体制等の充実を図る必要がある。 ●「第２次さくらい男女共同参画プラン 21」の各課の施策の進捗状況を把握し、これまでの成果や課題の検証が必要である。				
市民生活の目標像	全ての人がともに認め合い助け合い、それぞれの能力を発揮し安全にいきいきと生活している				
取組方針	● 固定的な役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分の個性と能力を発揮するために、家庭・学校・地域・職場などあらゆる分野を通じて、市民に男女共同参画の啓発活動・情報提供を行う。 ● 全ての人が、仕事や家庭を両立し、安心して生活できるような環境づくりを推進する。 ● 第３次さくらい男女共同参画プラン策定に向け、施策評価を行う。				

分野：４．環境共生のまち　【環境】

				担当部	環境部
施策番号	４－１	**施策名**	環境教育・活動の推進	**主担当課**	環境総務課
関連組織	業務課				
SDGs への対応					
現状	● 第２次桜井市地球温暖化対策実行計画では、平成 28 年度比で令和４年度までに 3%の削減を目標としている。 ● 3R*や環境保全の啓発のため、環境フェア、リサイクルフェアを開催している。 ● 水資源である降水量は、地球温暖化*等による異常気象により、少雨や多雨の変動が大きくなっている。 ● 毎年行われる９月の粟原川河川清掃と３月の大和川一斉清掃の際に、ごみの回収等の支援を実施している。				
課題	● 市の事務事業で発生する温室効果ガス*排出量は、グリーンパークの灯油の使用量が大部分を占めており、変動が大きいことから、今後の対応方針を検討する必要がある。 ● 環境フェアなどの啓発イベントを開催しているが、横ばいとなっている参加人数を増やすためにも、既存の展示や啓発方法にとらわれず、環境問題を分かりやすく伝える工夫が必要である。 ● 水資源については、地球温暖化等による異常気象によりゲリラ豪雨が頻発する一方で、暖冬による降雪量の低下など、１年の中でも雨の降り方の変動が大きくなり、全体としては利水の安定性が低下している。 ● ボランティア清掃におけるごみの回収等の支援体制を強化する必要がある。 ● 環境美化や環境保全（水資源、森林環境）について、分かりやすく興味を持ってもらえるように、啓発の仕方やツールの活用についての工夫が必要である。				
市民生活の目標像	市民一人ひとりが環境保全や環境美化に取り組む				
取組方針	●「第２次桜井市地球温暖化対策実行計画」の進捗管理を行い、温室効果ガスの削減に努める。 ● 環境フェア、リサイクルフェアを開催し、市民に環境保全の普及啓発を行う。 ● ボランティア清掃の参加者を増やすため、市ホームページ等で啓発を行う。 ● 環境美化や環境保全（水資源、森林環境）の啓発を市ホームページ等で行う。				

分野：４．環境共生のまち　【環境】

				担当部	環境部
施策番号	４－２	**施策名**	循環型社会の創出	**主担当課**	環境総務課
関連組織	業務課、施設課				
SDGs への対応					
現状	● 人口減少とともにごみの量は減少傾向にあるが、リサイクル率は横ばいとなっている。 ● 平成 27 年度より「使用済み小型家電リサイクル」、平成 28 年度より「危険ごみ」の分別方法を追加した。 ● 平成 30 年度で住宅用太陽光発電システム設置奨励金を終了した。 ● ごみ処理施設（グリーンパーク）は環境保全委員会のチェックの元、概ね順調に稼動している。 ● 旧焼却施設の解体工事を完了した。 ● ごみ処理施設の老朽化に伴い、機器の修繕や更新が増加している。				
課題	● 更なる分別の徹底や 3R*の推進について、日常生活の中で持続的に取組が進められるように、市民・事業者・滞在者に対して周知、啓発が必要である。 ● グリーンパークではごみの焼却発電を行っているが、より効率的な運転を行う必要がある。 ● 太陽光エネルギーだけでなく、様々な自然エネルギーの活用が必要である。 ● ごみ処理施設のあり方について、広域化も含め幅広く方向性を検討することが必要である。				
市民生活の目標像	市・市民・事業者・滞在者が協働*し、廃棄物やエネルギーなどの資源が無駄なく活用されている				
取組方針	● 分別収集についての啓発を徹底するとともに、効率的で適正な収集運搬体制を整え、市民・事業者・滞在者の負担軽減を図りながら、日常生活の中で 3R の実践と環境保全についての意識が高まるよう啓発を行う。 ● 地域における再生可能エネルギー*の活用を推進するため、行政において地球温暖化*防止に関する活動に率先して取り組むとともに、常に最新の情報を市民と共有するように努める。 ● 持続可能で効率的なごみ処理とリサイクル体制構築のため、ごみ処理の広域化も含め最善の方法を検討する。				

分野：５．心豊かに暮らせるまち　【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	５－１	**施策名**	土地利用の最適化	**主担当課**	都市計画課
関連組織	－				
SDGs への対応					
現状	● 桜井市では、クルマ社会の進展に伴い、郊外部への人口の流出や、商業施設等の日常生活サービス施設が分散傾向にある。 ● 桜井市立地適正化計画を策定し、人口減少・少子高齢化*が進展しても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービスや地域コミュニティ*が持続的に確保されるよう、居住機能や都市機能の誘導に向けた考え方や、地域間の連携を強化する公共交通体系の方針等を示している。 ● 都市農地の位置づけを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換した国の政策に沿って、新たに創設された特定生産緑地制度*を農家に周知し、都市農地の保全に努めている。				
課題	● 人口減少・少子高齢化の進展が見込まれる中、中心市街地の空洞化や、これに伴う地域の魅力・活力の低下が懸念されることから、高齢者や子育て世代が安心できる、健康で快適な生活環境を実現することが求められている。 ● 効率的・効果的な行財政運営を行うために、立地適正化計画に基づく集約型・地域連結型のコンパクトシティの実現を目指し、都市機能の誘導や居住の誘導に向けた施策・事業を行うことが課題である。 ● 都市農家に対して都市農地の重要性を認識してもらい、都市農地を保全していく必要がある。				
市民生活の目標像	時代にあった適正な土地利用がなされ、暮らしの環境も自然環境も良好に保たれている				
取組方針	● 中心市街地の求心力を高めるため、商業施設等の都市機能を誘導するとともに、多世代が交流できる拠点の整備を進める。 ● 良好な居住環境を構築するため、地域特性を活かした空き家の利活用や、新たな多世代居住地の確保を進めるとともに、高齢者を地域で支える取組を進める。 ● 都市農地を保全するため、特定生産緑地制度の活用を進める。 ● 自然・歴史が調和したまちの形成を目指して、地域コミュニティの維持・活性化に取り組む。				

分野：５．心豊かに暮らせるまち　【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	５－２	**施策名**	交通基盤整備の促進	**主担当課**	土木課
関連組織	都市計画課、管財契約課				
SDGs への対応					
現状	● 市内の全橋梁 414 橋の近接目視による定期点検が完了し、点検結果に基づき橋梁長寿命化修繕計画を新たに策定した。また２巡目の橋梁定期点検を順次実施している。 ● トンネル長寿命化修繕計画の策定が完了した。次回の点検までに、計画的にトンネルの修繕を実施予定である。 ● 歩行空間の確保等の通学路における交通安全対策として、点検結果を踏まえ計画的に修繕を実施している。 ● 桜井市の道路構造に関する条例は、令和 2 年度以降に自転車道に係る内容を改正予定である。 ● バリアフリー基本構想に基づき、整備すべき内容を明確化した道路特定事業計画を策定した。				
課題	● 道路等の老朽化が進んでおり、舗装・道路構造物の補修等が必要である。 ● 橋梁・トンネルは長寿命化修繕計画に基づいて５年に１回の頻度で点検を行っている。点検結果がⅢ判定の物については次回点検までに補修工事を行うことが原則となっている。 ● 通学路の安全対策は、通学路の合同点検で指摘された危険個所について早急に改善する必要がある。 ● 地域住民の高齢化により、自治会の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等が困難になりつつある。 ● 道路特定事業計画に基づき、歩行者にとって安心・快適な環境整備を進める必要がある。				
市民生活の目標像	道路の環境整備が行き届いており、利用者がどんな状況においても移動に問題がない				
取組方針	● 既存の道路を最大限に有効活用できるよう、橋梁・トンネルの長寿命化*や道路の維持補修を進めるとともに、歩道のバリアフリー*化などを進める。 ● 緊急性や有効性を十分に検討した上で、新たな道路整備事業にも取り組む。 ● 道路の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等、きめ細かな道路管理については市民の協力と合意が不可欠であることから、自治会等の地域コミュニティ*と連携した取組体制の充実を図る。				

分野：５．心豊かに暮らせるまち　【都市】

				担当部	市長公室
施策番号	５－３	**施策名**	市内の移動の円滑化	**主担当課**	行政経営課
関連組織	都市計画課				
SDGs への対応					
現状	● 桜井市地域公共交通活性化再生協議会での協議に基づき、市内各地域でのコミュニティバスとデマンドタクシーの運行を実施している。 ● 広域路線バスの運行についても、奈良県地域交通改善協議会での協議・調整により実施している。				
課題	● 市内公共交通の利用者数の減少に伴い、市の財政負担が増大していることから、持続可能な公共交通網構築のための施策を行う必要がある。 ● 今後は、運転免許証を返納する高齢者の増加が見込まれることから、公共交通の利用を促すような取組が求められる。 ● 市民や市外からの来訪者にとって、公共交通の認知度が低い。				
市民生活の目標像	利用状況や地勢を考慮した最適な公共交通網を整備することで、誰もが手軽に安心して公共交通を利用できる				
取組方針	● 地域の実情に応じて、コミュニティバスやデマンドタクシー等の公共交通網を再編することにより、持続可能な公共交通の実現を図る。 ● 市民に対しては生活交通として、また、来訪者に対しては観光施設等へのアクセス手段として、公共交通の利便性を高めるとともに、公共交通の利用促進を図るための啓発活動にも取り組む。				

分野：５．心豊かに暮らせるまち　【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	５－４	**施策名**	住環境・空き家対策の推進	**主担当課**	営繕課
関連組織	－				
SDGs への対応					
現状	● 令和２年３月 31 日現在、市営住宅 472 戸、改良住宅 180 戸を管理している。当面の 10 年を計画期間として策定した桜井市公営住宅等長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコスト*（LCC）を削減してまちづくりに資すべく、地区ごとに基本計画を策定する方向性を決定している。 ● 桜井市耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するための施策を実施している。 ● 桜井市大福地域まちづくり協議会を設立して、「高齢者や子育て世代が地域に活き活きと住み続けられる多世代居住のまちづくり」の実現に向けた検討及び取組を行っている。 ● 桜井市空家等対策協議会の意見を踏まえながら、桜井市空家等対策計画に基づく空き家対策の施策を実施している。				
課題	● 公営住宅長寿命化計画については、財政負担を低減するための PFI*等の事業手法、財源の確保等について引き続き十分に検討する必要がある。また、まちづくり計画や立地適正化計画等、関連する計画と十分に整合性を取っていく必要がある。 ● 既存木造住宅耐震診断、既存木造住宅耐震改修については、低調な傾向となっているが、今後も引き続き耐震事業の重要性を市民に訴えていく必要がある。 ● 近鉄大福駅周辺地区まちづくりの基本協定に掲げる取組を具体化させるため、地域の特性や課題の確認、及び当事者によるマネジメント意識*の醸成を更に進めて基本計画を取りまとめ、個別の事業を推進していく必要がある。 ● 適切な管理が行われていない空き家等が、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている。				
市民生活の目標像	市民はそれぞれの暮らしに必要な住環境のもと、安心して快適に生活している				
取組方針	● 公営住宅入居者や公共施設利用者が安全かつ安心に利用できるよう、建築物の耐震化や、子育て世代、高齢者や障害者に配慮した快適な施設空間の整備を進める。 ● 市民が自ら良好な居住空間の維持管理に取り組めるよう、市民意識の啓発や情報提供の充実を図りつつ、市街地における既存住宅ストックの有効活用なども含め、多様な世代の暮らしを支えるための支援策を調査研究する。 ● 所有者等による空き家等の適切な維持管理を促進するとともに、空き家等の利活用による地域活力の維持・増進に取り組む。				

分野：５．心豊かに暮らせるまち　【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	５－５	**施策名**	景観の保全と活用	**主担当課**	都市計画課
関連組織	商工振興課、観光まちづくり課				
SDGs への対応					
現状	● 桜井市景観計画、景観ガイドラインをホームページで公開、窓口で配布し、市民に良好な景観に対する理解を促進している。また、届出義務のある行為については届出を通じて、現にある良好な景観の保全に努めている。 ● 補助金を活用し、市民が積極的に景観を守る取組を進めている。 ● 景観ガイドラインに即した公共施設を整備し、地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組んでいる。				
課題	● 景観ガイドラインに示されている景観づくりの取組状況など、景観に関する情報を明確に伝える必要がある。 ● 桜井市景観計画で定める届出面積に満たない小規模な建築物についても、積極的に景観づくりに取り組んでもらうことが課題となっている。 ● 補助金を活用した修景事業等、市民が積極的に景観を守る取組を促進させる必要がある。				
市民生活の目標像	市民は自分のまちの良さを自覚しており、良好な景観が守られている				
取組方針	● 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等の調和によって育まれることから、市民自らが主体的に景観づくりに取り組めるよう、景観に関する啓発・知識の普及、及び情報の提供を通じて地域のまちづくり活動を促進する。 ● 公共事業においては、地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組む。 ● 現にある景観の保全と併せ、新たに良好な景観の創出を図り、観光その他の地域間の交流の魅力を高める。				

分野：５．心豊かに暮らせるまち　【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	５－６	**施策名**	都市環境の向上	**主担当課**	都市計画課
関連組織	－				
SDGs への対応					
現状	● 市民一人当たりの都市公園*面積は 3.81 ㎡/人で、近隣都市と比較しても低い水準となっており、日常的なレクリエーション施設の水準は、社会のニーズに対して不十分な状況である。 ● 鳥見山緑地公園の整備については、令和 3 年度より当面の間休止となるが、今後、市の財政状況を見極め、各事業の選択や国の補助金の確保に注視しながら、再開時期を検討する。 ● 桜井中央児童公園の再整備については、基本計画時のアンケートやボランティア団体の意見を踏まえ、平成 30 年度に実施設計業務を完了し、それをもとに、令和元年度より 4 年間で実施する。 ● 公園管理については、予算の範囲内で最大限の適正管理に努めており、予算の不足する範囲については、都市計画課職員にて、草刈・樹木剪定・公園定期点検等を実施している。また、アダプトプログラム*の活用によりボランティア参加者数は増加している。				
課題	● 公園管理については、市民や地域ボランティア団体等が積極的に参加できる仕組みを整えるとともに、多くの参加を促す仕組みの充実が必要である。 ● 公園内の高木管理については、必要最低限の対応となっているが、強風等により倒木の恐れがある枯木や成長しすぎた支障木等の対応も含め、市民のニーズも年々増加傾向にある。また、緊急を要する遊戯施設については修繕対応のみとしており、更新は見送っている。 ● 休止中の桜井公園整備事業及び市内都市公園バリアフリー対策事業は、現在着手中である、鳥見山緑地公園整備事業及び桜井中央児童公園再整備事業の進捗状況により、検討を行う必要がある。				
市民生活の目標像	日常的にみどりとふれあい、屋外で余暇を楽しんでいる				
取組方針	● 高齢者がさらに多くなるこれからの時代に、身近な憩いの場の充実を図るために、地域の歴史や自然資源を活かしながら、健康増進機能の充実やユニバーサルデザイン*化を推進するなどして、誰もが安全・安心に、そして気軽に利用できる公園緑地の整備を進める。 ● 公園緑地に対する新たなニーズ、多様化するニーズに応えるために、アンケートやアダプトプログラム等を活用した、市民との協働*による効果的な整備や、適正で効率的な管理を進める。				

分野：５．心豊かに暮らせるまち　【都市】

				担当部	上下水道部
施策番号	５－７	**施策名**	上水道の安定経営	**主担当課**	経営総務課
関連組織	上水道課				
SDGs への対応					
現状	● 人口減少・大口使用者の減少、節水意識の向上による水需要の減少により給水収益が年々落ち込んでいる。 ● 施設の老朽化・耐震化対応による投資費用が増大している。 ● 職員の減少・ベテラン職員の退職により、技術力が低下している。 ● 老朽化した管路により折損事故が発生する可能性が高まっている。 ● 水道未普及地域への対策を検討中である。				
課題	● 人口減少が進む中、給水収益が減少するものの、維持管理費用や更新に係る投資費用は増大しており、料金値上げや広域化以外に有効な解決手段がない。 ● 技術職員の減少により技術の継承が困難となっている。 ● 老朽管路の対策として「配水管路更新計画」に基づく更新工事を実施しているが、計画どおり更新が進まないことが予想される。 ● 水道未普及地域への対策が必要である。				
市民生活の目標像	将来に渡って、いつでも、安全でおいしい水が飲める				
取組方針	● 令和７年度に予定されている、奈良県内 27 市町村水道事業と県営水道事業との一体化によるスケールメリットを活かして、水道技術職員の確保と経営基盤の強化を図る。 ● 管路更新及び耐震化を含めた施設の整備や、アセットマネジメント*の視点で、施設の重要度を判断し、適切な維持更新計画のもと施設の長寿命化*を図る。 ● 将来にわたる水道事業の安定経営を図るため、適正な財政計画のもとで効率的な運営を進める。 ● 水道未普及地域への対策として、上水道以外の給水方法について検討する。				

分野：５．心豊かに暮らせるまち　【都市】

				担当部	上下水道部
施策番号	５－８	**施策名**	生活排水の適正な処理	**主担当課**	下水道課
関連組織	経営総務課、環境総務課、施設課				
SDGs への対応					
現状	● 下水道・合併浄化槽の普及を進めているが、普及率が伸び悩んでいる。 ● 人口減少、低接続率のため使用料収益が伸びない。 ● 下水道施設の老朽化が進行している。				
課題	● 未だ下水道未普及地域があるが、未普及の解消に期間を要する。 ● 下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）のいずれの方式が費用対効果の面で有利であるか判断が必要である。 ● 今後、管路の老朽化が進むことが予想され、点検・更新費用の増加が見込まれる。 ● 下水道への接続率の向上が必要である。				
市民生活の目標像	市民一人ひとりの心がけと適切な排水処理のおかげで、水質汚濁が防止され、市民は衛生的な生活を送っている				
取組方針	● 健全な水循環を守るために、下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）の普及を図り、公共用水域*の水質の浄化、生活排水対策を進める。 ● 生活排水処理の重要性について積極的な啓発を行い、下水道接続率の向上を図り、行政・市民・事業所が協力して水環境の保全に取り組む。 ● 下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）のいずれの方式が費用対効果の面で有利であるか判断し、処理区域の見直しを行う。				

分野：６．安全・安心に暮らせるまち　【安全・安心】

				担当部	都市建設部
施策番号	６－１	**施策名**	災害対策の充実	**主担当課**	土木課
関連組織	管財契約課				
SDGs への対応	11 住み続けられるまちづくりを　13 気候変動に具体的な対策を				
現状	● 洪水・土砂災害ハザードマップ*の更新を行った。 ● 桜井貯留施設の建設に向け、自治会と協力して地元地権者と折衝を行っている。				
課題	● 集中豪雨等により市街地において浸水する箇所があり、水路の抜本的な改修や雨水貯留施設の整備が必要であるが、工事施工に際し用地買収が必要となっている。 ● 山間部においては、土砂災害が頻発しており、通行障害やライフラインの確保が困難になる事態が懸念される。 ● 水路等の老朽化が進んでおり、水路構造物の補修等が必要である。 ● 高齢化により、自治会の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等が困難になりつつある。				
市民生活の目標像	市民は、自然災害による影響が少なく快適で安心な環境で暮らしている				
取組方針	● 従来から市の課題である、平野部での浸水被害や山間地での土砂災害に対し、国・県とも連携をとりながら、河川・水路の改修や砂防などの対策を講じる。 ● それらの対策について市民との合意が十分に得られるよう、「洪水・土砂災害ハザードマップ」等を活用して、災害対策についての市民との認識共有を図る。 ● 限られた財源のもとで、「人命を守る」ことを最優先課題として各種対策の緊急性を評価し、優先度を明確化した上で施設整備等に努める。 ● 自治会等の地域コミュニティ*を通して、市民と連携しながら日常的に道路・水路の点検・整備・機能の維持に努め、常に防災施設の機能を最大限に発揮できる状態を維持する。				

分野：６．安全・安心に暮らせるまち　【安全・安心】

				担当部	市長公室
施策番号	６－２	**施策名**	防災体制の充実	**主担当課**	危機管理課
関連組織	管財契約課				
SDGs への対応					
現状	● 近年、公助の限界が指摘されている一方で、自助・共助の重要性が増している。 ● 災害時には、被災自治体に対して様々な団体から支援が行われる。 ● 災害時には、感染症*など複合的なリスクがある。 ● 本庁舎は昭和 42 年に完成し、平成 29 年に築 50 年を迎えたが、建物や設備の老朽化、耐震安全性の不足など、様々な問題を抱えている。				
課題	● 地域における自助・共助の取組状況に依然として格差があるため、全ての地域において、自助・共助の取組促進が望まれる。 ● 災害時には、様々な団体からの支援を受け入れる準備を行う必要がある。 ● 災害時には、感染症など複合的なリスクに対処する必要がある。 ● 災害時の拠点となるべき庁舎の安全性や機能性の確保が急務であり、市民の安全・安心を確保するとともに市民の利便性を向上させ、まちづくりの拠点として、新庁舎を建設することが望まれる。				
市民生活の目標像	自然災害や人為的災害に対する施設や情報、活動体制が充実し、市民が安心して暮らしている				
取組方針	● 災害による人的災害、経済被害を軽減し、市民の安全安心を確保するため、避難所運営訓練などを通じ、公助はもとより、市民一人ひとりが自発的に行う防災活動である自助や、地区内の居住者が連携して行う公助の取組促進を図る。 ● 市民が適切に安全確保行動を起こせるよう、様々な周知の機会を捉え、「自らの命は自ら守る」意識の徹底を図るとともに、市民が避難関連情報を積極的に取得できるための整備を促進する。 ● 大規模災害時における受援体制を整備する。 ● 平常時から市や県の社会福祉協議会と密接に連携することにより、発災時において、迅速な災害ボランティアセンターの開設・運営を図る。 ● 避難所における感染症対策のため、指定避難所の環境整備を進めるとともに、分散型避難の啓発を行って、感染症など、避難時の 2 次的な災害リスク軽減を図る。				

分野：６．安全・安心に暮らせるまち　【安全・安心】

				担当部	市長公室
施策番号	６－３	**施策名**	交通安全対策の推進	**主担当課**	危機管理課
関連組織	土木課				
SDGs への対応					
現状	● 交通安全関係団体や警察と共に、交通安全運動での啓発や交通安全教室を実施しているが、未だ飲酒運転等の悪質な交通事故が発生している。 ● 高齢化の進展に伴い、高齢者による自動車加害事故が増加している。 ● 自転車運転者の交通ルール無視によって、多くの自転車事故が発生している。				
課題	●「飲酒運転を絶対にしない、させない」という社会意識の更なる浸透が必要である。 ● 高齢運転者の安全対策が必要である。 ● 奈良県自転車条例の周知とともに、安全で適正な利用の促進が必要である。				
市民生活の目標像	交通事故防止の取組が充実し、市民が安全に生活している				
取組方針	● 飲酒運転による交通事故等が引き起こす悲惨さを、交通安全教室や啓発活動で確実に伝える。 ● 奈良県自転車条例の周知・啓発を推進し、安全で適正な自転車の利用促進を図る。 ● 放置自転車禁止区域における直接指導や、標識やミニ横断幕の設置など多様な手法を工夫し、安全な歩行環境を維持する。 ● 高齢運転者に身体能力や行動能力の衰えを自覚させ、運転免許証の自主返納、安全装備付の車両への乗り換えを促す。				

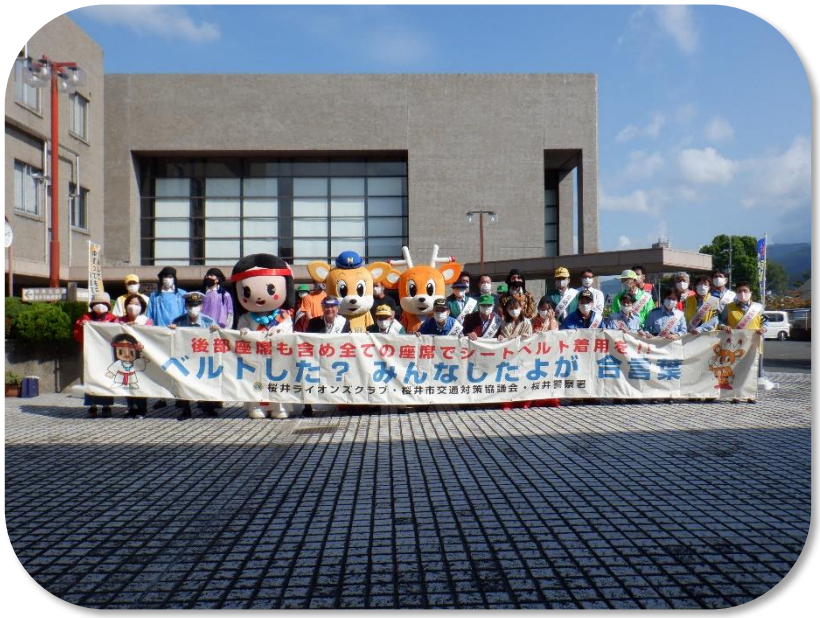

分野：６．安全・安心に暮らせるまち　【安全・安心】

				担当部	市長公室
施策番号	６－４	**施策名**	防犯体制の充実	**主担当課**	危機管理課
関連組織	市民協働課				
SDGs への対応					
現状	● 桜井市における刑法犯認知件数は年々減少しているが、一方で、特殊詐欺などの非面前型の犯罪が発生している。 ● 夜間での犯罪抑止対策として、自治会の要請に基づいて、防犯灯の設置を行っている。 ● 自主防犯活動を支援するため、平成 28 年度より、自治会等が防犯カメラを設置する際、補助金を交付している。				
課題	● 核家族化の進展に伴い、独居高齢世帯が増加する中、子や孫を思う気持ちを利用した、特殊詐欺等の非面前型の犯罪に対処するため、家族の連絡や地域住民間の連携を強めていく必要がある。 ● 防犯カメラ、防犯灯のより効果的な設置が必要である。				
市民生活の目標像	犯罪が無く、子どもから大人まで安心して生活できる				
取組方針	● 特殊詐欺等の非面前型の犯罪に対応するため、今まで以上に家族の絆、地域の連帯を育めるような防犯活動を推進する。 ● 警察及び自治会等と連携の上、夜間や人目の少ない場所での防犯のための環境整備の充実を図り、犯罪の未然防止に努める。				

分野：６．安全・安心に暮らせるまち　【安全・安心】

				担当部	市長公室
施策番号	６－５	**施策名**	消防力の充実強化	**主担当課**	危機管理課
関連組織	－				
SDGs への対応					
現状	● 日常は火災を想定した訓練を行い、火災や水害など災害が発生すれば、適宜災害対応を行う。 ● 消防団本部と協議し、配備が必要な安全装備品や消防資機材を、計画的に調達している。				
課題	● 少子高齢化*や被用者の増加などにより、消防団員数が年々減少している。 ● 耐用年数を迎える資機材の更新を行う必要がある。				
市民生活の目標像	消防力が充実強化され、市民が安心して暮らしている				
取組方針	● 地域における防災体制の強化のため、団員の確保に向けて取り組む。 ● 消防団員の知識、技術向上のための教育訓練機会の提供を行う。 ● 計画的な資機材の整備を行う。 ● 平時から奈良県広域消防組合と意見交換などの連携を進める。				

巻末資料

桜井市総合計画条例

桜井市総合計画条例

平成30年３月30日条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　総合計画　市政の長期的展望の下あらゆる分野を対象としたまちづくりの指針として、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

（２）　基本構想　市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示す構想をいう。

（３）　基本計画　基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示す計画をいう。

（４）　実施計画　基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。

（５）　市民等　市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

（総合計画の策定）

第３条　市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

（総合計画の位置付け）

第４条　総合計画は、市の最上位の計画とする。

２　市は、別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

３　市は、総合計画を基本方針として市政の運営を行わなければならない。

（総合計画の変更又は廃止）

第５条　市は、市政に関する情勢に大きな変化があった場合において、市の将来像の方向性を変更する必要があると認めたときは、総合計画を変更し、又は廃止することができる。

（社会経済情勢の変化等の反映）

第６条　総合計画は、社会経済情勢の変化、地域の実情等を踏まえ、これらに適合する内容で策定するものとする。

（参画の機会の確保）

第７条　市は、総合計画の策定に当たっては、市民等の参画の機会を確保するものとする。

（行政各部門の連携）

第８条　総合計画の策定に当たっては、効果的な体制を確立し、行政各部門が相互に連携し策定するものとする。

（総合計画の変更）

第９条　総合計画の変更については、前３条の規定を準用する。

（審議会の設置及び諮問）

第10条　市長は、次に掲げる事項の実施にあたり、調査審議するため、桜井市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（１）　基本構想又は基本計画を策定しようとするとき。

（２）　基本構想又は基本計画を変更し、又は廃止しようとする場合において、特に必要があると認めるとき。

（組織）

第11条　審議会は、委員20名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市議会議員

（２）　公的団体等の役員

（３）　学識経験者

（４）　公募により選出された者

（５）　その他市長が必要と認める者

３　委員の任期は、委嘱した日から総合計画の策定等の日までとする。

（会長及び副会長）

第12条　審議会に、会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条　審議会は、市長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（議会の議決）

第14条　市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（総合計画の公表）

第15条　市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（策定後の措置）

第16条　市長は、総合計画を計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

２　市長は、総合計画の実施状況について公表するものとする。

（その他）

第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（桜井市総合計画審議会条例の廃止）

２　桜井市総合計画審議会条例（昭和44年３月桜井市条例第１号）は、廃止する。

総合計画策定経過

年月	市民参加等	総合計画審議会	策定委員会	検討委員会 ・作業部会
平成 30 年 10 月	第 1 回有識者会議（10/24） 市民アンケート調査			
平成 30 年 11 月	第 2 回有識者会議（11/28）			
平成 30 年 12 月	第 3 回有識者会議（12/26）			
平成 31 年 2 月		第 1 回審議会 (2/27)	第 1 回策定委員会 (2/15)	
平成 31 年 3 月	高校生まちづくり会議ワークショップ（3/18） 市長への報告会（3/26）			
平成 31 年 4 月			第 2 回策定委員会 (4/25)	
令和元年 5 月		第 2 回審議会・諮問 (5/21)		
令和元年 6 月				第 1 回検討委員会 ・作業部会（6/3） 第 2 回検討委員会 （6/10）
令和元年 7 月			第 3 回策定委員会 (7/26)	第 2 回作業部会 （7/30）
令和元年 8 月		第 3 回審議会 (8/29)		
令和元年 9 月				第 3 回検討委員会 ・作業部会（9/17）
令和元年 10 月			第 4 回策定委員会 (10/15)	第 4 回作業部会 （10/2）
令和元年 11 月			第 5 回策定委員会 (11/29)	
令和元年 12 月		第 4 回審議会 (12/26)		
令和 2 年 2 月		第 5 回審議会 (2/26)	第 6 回策定委員会 (2/14)	
令和 2 年 4 月		第 6 回審議会 (書面決議)	第 7 回策定委員会 (4/15)	
令和 2 年 6 月		第 7 回審議会 (6/8)	第 8 回策定委員会 (6/4)	
令和 2 年 7 月			第 9 回策定委員会 (7/29)	
令和 2 年 8 月		第 8 回審議会 (8/21)		
令和 2 年 10 月	パブリックコメント			
令和 2 年 11 月		第 9 回審議会 (11/16)	第 10 回策定委員会(11/6)	

桜井市総合計画審議会委員名簿

桜井市総合計画審議会委員

役職	所属	委員名	備考
会　長	奈良県立大学名誉教授	伊藤　忠通	
副会長	桜井市自治連合会会長	河合　淳好	
委員	奈良県議会議員	中村　昭	
	奈良県議会議員	和田　恵治	
	桜井市議会議長	札辻　輝巳	～令和元年５月
		藤井　孝博	令和元年５月～令和２年５月
		我妻　力	令和２年５月～
	桜井市議会副議長	大西　亘	～令和元年５月
		大園　光昭	令和元年５月～令和２年５月
		金山　成樹	令和２年５月～
	桜井市商工会会長	福井　達郎	
	桜井市農業委員会会長	杉本　義衛	～令和２年７月
		楠本　芳照	令和２年７月～
	桜井市医師会会長	菊川　政次	
	桜井市都市計画審議会会長	三井田　康記	
	桜井宇陀人権擁護委員協議会　桜井部会長	福本　哲惠	
	桜井木材協同組合理事長	岩本　亨	
	桜井市観光協会会長	林　勤	
	桜井市社会福祉協議会常務理事	東　幸次郎	
	桜井市体育協会会長	土道　與	
	公募委員	菅原　克博	
		梅田　加都	
		後岡　純	
		山本　規子	

桜井市総合計画策定委員

役　職	氏　名	職　名
委員長	笹谷　清治	副市長
委員	上田　陽一	教育長
	林　功	理事
	梶　均	市長公室長
	小畑　雅義	市民生活部長（危機管理監）
	青木　浩之	総務部長
	井上　紀美	福祉保険部長
	村嶋　和美	すこやか暮らし部長
	福井　幸夫（西川　昌秀）	環境部長
	松村　喜弘	都市建設部長
	遠藤　政男	まちづくり部長
	藪内　誠一（奥田　道明）	教育委員会事務局長
	石田　幸余（東川　雅則）	議会事務局長
	大木　孝志	上下水道部長

桜井市有識者会議

所属	委員名
公益財団法人関西･大阪 21 世紀協会理事長	堀井　良殷
桜井市商工会前会長	卜部　能尚
大和信用金庫相談役	郡山　尚
大神神社宮司	鈴木　寛治
元県文化観光局長	一柳　茂

高校生まちづくり会議

所属	氏名	学年
奈良県立　桜井高等学校	中山　愛理	2 年
	住田　叶多	2 年
	平田　有紀	2 年
	瀧田　愛菜	1 年
	中坊　春貴	1 年
	藪内　友佑	1 年
奈良県立　奈良情報商業高等学校	多田　征生	1 年
	前田　愛花	1 年
	松下　愛果	1 年
私立　関西中央高等学校	吉川　仁哉	2 年
	寒竹　俊介	2 年
	堀江　玲那	2 年
	今橋　呼心	2 年
	髙﨑　大樹	1 年
	中﨑　彩葉	1 年

（学年は平成 31 年 3 月当時）

諮問

桜行経発第３号
令和元年５月２１日

桜井市総合計画審議会
会長　伊藤　忠通　様

桜井市長　松井　正剛

第６次桜井市総合計画の策定について（諮問）

桜井市総合計画条例第１０条の規定に基づき、第６次桜井市総合計画の策定に関し、貴審議会の意見を求めます。

答申

令和２年１１月１７日

桜井市長　松井　正剛　様

桜井市総合計画審議会
会長　　伊藤　忠通

第６次桜井市総合計画について（答申）

令和元年５月２１日に諮問を受けました、第６次桜井市総合計画の策定につきまして、本審議会で慎重に審議を行いました結果、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本総合計画に掲げる各施策の実施にあたっては、市民や関係団体等との協働により、適切・着実に推進されることを強く希望いたします。

市民参画の状況

（1）有識者会議

	年月	会場	会議テーマ
第１回	平成 30（2018）年 10 月 24 日（水） 15 時～	桜井市役所 第１委員会室	『桜井市の将来展望について』 ● 桜井市を取り巻く外部環境、内部環境を整理したうえで、桜井市のめざすべき 10 年後の姿に関する意見交換
第２回	平成 30（2018）年 11 月 28 日（水） 15 時～	桜井市役所西分庁舎 災害対策本部室	『産業振興について』 ● 桜井市として今後 10 年間で注力すべき産業振興に関する意見交換
第３回	平成 30（2018）年 12 月 26 日（水） 15 時～	桜井市役所４階 第１委員会室	『市民生活の利便性の確保について』 ● 桜井市として今後 10 年間の市民生活の在り方に関する意見交換

（２）高校生まちづくり会議

１）高校生まちづくり会議ワークショップ

■日　時：平成 31 年 3 月 18 日（月）14 時～
■会　場：桜井市役所 大会議室
■出席者：奈良県立桜井高等学校、奈良県立奈良情報商業高等学校、私立関西中央高等学校の学生 15 名
■テ ー マ：私たちが想像･創造する 10 年後の桜井市

２）市長への報告会

■日　時：平成 31 年 3 月 26 日（火）10 時～
■会　場：桜井市役所 市長室
■出席者：奈良県立桜井高等学校、奈良県立奈良情報商業高等学校、私立関西中央高等学校の学生 5 名

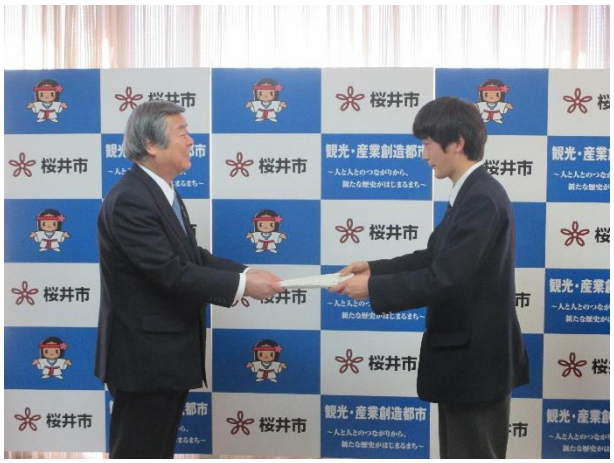

用語解説

五十音別用語解説

五十音	用語	解説
A	AI	Artificial Intelligence の略。 人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。
D	DMO	Destination Management Organization の略。 地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人。
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	domestic violence の略。 配偶者や恋人などから加えられる暴力のことで犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害。
G	GIGA スクール構想	GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略。誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ＩＣＴ環境の実現を目指す構想。
I	ICT	Information and Communication Technology の略。 通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。
	IoT	Internet of Things"の略でモノのインターネットと訳され、モノがインターネット経由で通信すること。
	IPCC	「気候変動に関する政府間パネル」（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。昭和 63（1988）年に、国連環境計画と世界気象機関が提唱し、約 80 カ国の政府関係者と科学者が参加して設立。地球温暖化に関する評価と対策の検討を行い、政策決定者などが広く利用できる知見を提供する。
L	LINE	メール以上に素早く連絡を取ることができ、通話も行えるなど複数の機能がついた、無料で使用できるコミュニケーションツール。
N	NAFIC	なら食と農の魅力創造国際大学校。

五十音	用語	解説
	NPO	Non Profit Organization の略。 公益のために自主的・自発的に活動する非営利の団体（ボランティア組織）。平成 10（1998）年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（NPO 法）」により、活動しやすい環境が整い、組織数も増えている。
P	PFI	Private Finance Initiative の略。 公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
S	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	Social Networking Service の略。 登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
	SPC	「特別目的会社」（Special Purpose Company）の略。 資金調達や債券の発行、投資家への利益の配分などの目的だけのために設立される会社のこと。
	SWOT 分析	組織の内部環境を強み（Strength）、弱み（Weakness）の観点から、外部環境を機会（Opportunity）、脅威（Threat）の観点から整理し、組織の資源や課題を把握するための分析手法の一つ。
U	UIJ ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。 U ターンは出身地に戻ること。I ターンは出身地以外の地方へ移住すること。J ターンは出身地の近くの地方都市に移住すること。
あ	アクションプラン	目的や事業計画に向けて「いつまでに」「何を」「どうするのか」を決定し、その情報を関係者全員で共有し進捗状態を見ながら行動に移していくこと。
	アグリツーリズム	アグリカルチャー（農業）とツーリズム（観光）との造語。農場体験や農家民宿、味覚狩り、農家レストラン、農産物直売所など、都市居住者たちが農場や農村で余暇を過ごすための様々な施設やサービスをさす。
	アセットマネジメント	道路や橋、学校など、国民の税金を原資として整備された公共的な資産を、安全性や利用者の満足を確保しながら、長期的な費用を低減するための整備や維持管理のための手法。
	アダプトプログラム	住民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「ア

五十音	用語	解説
		ダプト」とは「養子縁組する」という意味で、企業や地域住民などが道路、公園、河川など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がそれを支援する仕組み。
	1 次産業	産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、農業、林業、漁業などの産業部門。
	イノベーション	新製品開発や新資源発見など、旧来のものに代わって新規のものが登場すること、革新されること。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。 生産や生活の基盤を形成する基礎的な構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤。
	温室効果ガス	地球温暖化の原因となる、温室効果を起こす気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど。
	オンライン化	インターネットなどのネットワーク経由で各種手続きを行えるようにすること。
	オンライン授業	インターネット上で行う遠隔授業のこと。
	オンライン診療	スマートフォンやパソコンのビデオ通話機能を活用して、医療機関に対面で診察を受けに行かなくても医師の診察が受けられる受診方法。
か	介護保険制度	介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成 12 年（2000 年）4 月より実施されている社会保険制度。加齢に伴って体の機能の衰え、日常生活に支障が生じた被保険者に、必要な保険給付（介護サービスの提供）を行う。
	ガストロノミーツーリズム	その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的としたツーリズムで、欧米を中心に世界各国で取り組まれている。
	環境保全地区	道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で、良好な環境を保全するために積極的な緑化等の推進を図ることが必要な地区。
	関係人口	その地域となんらかの形で関わりがある人口。過去に住んでいた人や、勤務していた人、地域への関心を持つ人など。

五十音	用語	解説
	感染症	寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルス等の病原体が体の中に侵入し、感染・増殖することで発病する病気の総称。
	幹線道路	都市の主要な骨格を形成する道路で、地域間相互の交通を担う重要な道路。
	気象災害	大雨、強風、雷などの気象現象によって生じる災害。
	既存ストック	自然環境や伝統文化、各種施設など、ハード、ソフトにかかわらず地域に現在ある資源。
	救急医療	突然に発生する病気、けが、中毒などの患者を適切に救助し、病院へ搬送し治療を行い、社会復帰させることを目的とした医療体系
	共生社会	障害のあるないにかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会のこと。
	協働	市民ニーズが多様化・高度化するなかで、より良い地域社会をつくるため、行政だけでなく市民、企業の各部門が相互に補完しあいながら力を出し合う関係のこと。
	グローバル化	日本国内だけでなく、世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大することをいう。グローバリゼーションともいう。
	グローバルリスク	発生した場合、今後 10 年間に複数の国または産業に著しい悪影響を及ぼす可能性のある不確実な事象または状況。
	景観保全地区	森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、渓谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区。
	経済・産業構造	世界規模や、国家単位での経済活動の構造及び国家においての国民経済や産業の比重・仕組みなどを表すもの。
	芸術村	県の誇る歴史文化資源に触れ、質の高い文化芸術イベントを体験できる歴史芸術文化活動の拠点となる施設。なら歴史芸術文化村。

五十音	用語	解説
	経常収支比率	地方税や普通交付税など毎年の収入に対し、人件費や扶助費など決まった支出が占める過去 3 年間の平均値をいう。100%になると完全に財政が硬直化している、100%を超えると恒常的に必要な経費が収入で賄えていない状態になっている。
	健康寿命	WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。
	広域行政	従来の市町村の行政区域を越えて、より広い区域を単位とする地方行政。
	広域圏	市町村の枠組みを超えた、経済・社会・文化的なまとまりをもつ生活圏域。
	広域交通ネットワーク	高速道路や新幹線や特急、飛行機や船舶など、広域的な人やモノの移動のための交通網（ネットワーク）。
	公共施設マネジメント	地方公共団体が所管する公共施設を、自治体経営の視点から総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組み。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路など、公共の目的のために利用される水域や水路を指す。ただし、下水道は含まない。
	耕作放棄地	農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの。
	高度経済成長期	日本の経済成長率が年平均 10%を越え、諸外国にも類をみないほど、急速な経済成長を遂げた 1960 年代を中心とした十数年間のこと。
	高度情報化	1990 年代以降の情報通信技術革命により携帯電話やインターネットが普及し、いつでも、どこでも、誰でも手軽に情報にアクセスすることができ、情報が行き交いやすくなった状況。

五十音	用語	解説
	公民連携	行政や地域が抱える社会課題の解決、市民サービスの向上のために、「公」と「民」がお互いの強みを提供し活用することで、公共サービスを継続して実施するための手法。
	交流人口	その地域に住んでいる定住人口に対する概念で、外部からその地域に何らかの目的で訪れる人口のこと。特定の内容には限定されないが、大きくは観光目的かビジネス目的で訪れる者に分けることができる。
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口の割合。
	国定公園	国立公園に準じる景勝地として指定された自然公園。自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、都道府県が管理する。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少社会において、それぞれの地域内で各種機能をコンパクトに集約すると同時に、各地域が公共交通等のネットワークでつながることによって、一定の圏域人口を確保し、生活に必要な機能を維持すること。
さ	再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等、エネルギー源として永続的に利用可能なエネルギーのこと。石油や石炭等の化石エネルギーは含まれず、温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。
	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1 を超える団体は、普通交付税の交付を受けない。
	在宅勤務・テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、勤務場所から離れて、自宅などで仕事をする等、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
	サイバー攻撃	ネットワークを通じ、コンピュータに対して破壊活動やデータの改ざんなどを行う行為。
	サテライトオフィス	企業の本社・本拠地から離れた場所に設置する小規模なオフィス。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意味から命名された。
	3R	リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の３つの頭文字をとったもの。

五十音	用語	解説
	3 次産業	産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、1 次産業、2 次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業部門。
	市街化区域	都市計画法に基づき決定された区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を行うべき区域。
	市街化調整区域	都市の健全な発展と計画的な街づくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められるもの。開発行為は一定のものを除いて許可されない。
	持続可能な開発目標（SDGs）	平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標で SDGs と言われる。
	実質公債費比率	自治体の収入に対する負債返済の過去 3 年間の平均値をいう。実質公債費比率が 25％以上となる地方自治体は、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。さらに、実質公債費比率が 35％以上になると、地方債の発行が制限される場合がある。
	指定管理者制度	平成 15（2003）年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正されたことによって、新たに創設された制度。
	循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会。
	生涯学習	学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動など、人々が生涯に行うあらゆる学習。
	少子高齢化	国や地域において、少子化と高齢化が同時に進行すること。出生率の低下と平均寿命の伸長が同時に進行することにより、若年者の数と人口に占める比率がともに低下し、高齢者の数と人口に占める比率がともに上昇していくこと。
	情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性（システムが継続して稼働できる度合いや能力）を維持すること。

五十音	用語	解説
	将来人口推計	5 年毎に行われる国勢調査による人口を基礎として、出生、死亡、出入国、転出入等の人口動向から各月・各年の人口を算出したもの。
	食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識や学習等の取り組みをいう。
	人口減少社会	社会において出生数よりも死亡数の方が多く、継続して人口が減少していく時期のことで、全国的に人口減少による社会への影響が懸念されている。
	スーパー・メガリージョン	リニア中央新幹線により迅速なアクセスが可能となり、それぞれの特色を発揮した三大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）を一体と捉えた超巨大都市圏。
	生活習慣病	不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。糖尿病・脳卒中・心臓病・高血圧・肥満などがあげられる。
	生産年齢人口	人口統計で、生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、わが国は平成 5（1993）年 5 月に批准している。
た	滞在型観光	1 ヵ所あるいは一定の地域に宿泊し、地域の文化に触れ、地域の住民と交流するなどの体験型レジャーなどを楽しむ観光スタイルのこと。
	第 4 次産業革命	AI、ロボット、ビッグデータなど、大量のデータの取得・分析・実行が可能になる急速な技術革新、産業界の動向。
	多極ネットワーク型コンパクトシティ	中心拠点や生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれることにより、都市の無秩序な拡大を抑制し、商業、文化機能など様々な機能がまちの中心部に集約された、徒歩による移動性を重視した都市形態のこと。
	団塊の世代	第二次世界大戦直後、昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代。

五十音	用語	解説
	短時間強雨	雨の降る範囲に関係なく短い時間に多くの雨が降ること。
	地域コミュニティ	人々がその地域に住んでいるという意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びそうした生活を支え合う人々のつながり。
	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにするための、包括的な支援・サービスを提供する体制。
	地域マネジメント	地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組のこと。
	地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象。
	地方分権	国が持っている権限や財源を地方に移し、地域住民に身近な行政をできる限り県や市町村が行えるようにすること。
	中山間地域	農作物を作るまとまった土地や人口が少ない山間部など、地理的な条件や生産・経済的条件が不利な地域。
	長寿命化	公共施設の重要性などを考慮し、効率的・効果的な補修・保全を行うことにより、施設を耐用年数よりも長く良好な状態に保つこと。
	ツイッター	140 文字以内の短文「ツイート」の投稿を共有するウェブ上の情報サービス。
	低未利用地	市街地内に残る空き地等、その土地の立地条件に対し効果的な利用がなされていない土地。
	特定生産緑地制度	生産緑地地区の指定後 30 年を経過するまでに、所有者等の同意を得て、生産緑地地区の買取り申出ができる時期を 10 年延長するもの。 特定生産緑地に指定されることにより、現在生産緑地地区に適用している税制等の優遇措置が継続されることとなり、引き続き農地として存続しやすくなる。

五十音	用語	解説
	都市計画道路	都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の一つ。
	都市公園	都市公園法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置管理している公園。
	土砂災害警戒区域	土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、土砂災害により危害のおそれのある土地の区域を知事が指定するもので、区域には、警戒避難体制の整備を目的とした「土砂災害警戒区域」と住宅等の新規立地の抑制などを目的とした「土砂災害特別警戒区域」がある。
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域。
	徒歩圏域	日常生活サービス施設（商業・医療・福祉施設）をはじめ、交通結節点へのアクセス性を考慮し、駅から半径 800m～1,000mの徒歩で移動可能な範囲。
な	2 次産業	産業の大分類を 3 部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業部門。
	認知症	記憶、判断、言語などの能力が、日常生活に支障が生じる程度まで低下した状態をいう。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設のこと。
	年少人口	15 歳までの人口。
は	ハザードマップ（洪水土砂災害ハザードマップ）	洪水などの水害や土砂災害時に、避難する場所や注意すべき箇所をまとめたもの。
	発耀（はつよう）	耀はかがやくという意味であり、この地から始まったことを讃えるという意味。
	バリアフリー	高齢者や障害のある人たちが社会参加するうえで障害となるものが除去され、自由に社会参加できるような「ものづくり（デザイン）」の考え方。

五十音	用語	解説
	ビッグデータ	従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータの集積物。
	ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。
	風致地区	樹林地、水辺地などで構成された都市内の良好な自然的景観や住環境を守るために、都市計画法により指定された地区。
	フェイス・トゥ・フェイスコミュニケーション	面と向かって直接意思や感情、思考を伝達しあうこと。
	ふるさと納税	任意の地方自治体に寄付することにより、税額が控除される個人住民税の制度。
	包括的支援体制	民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、地域生活課題を抱えながらも相談に来られない人や自ら支援を求めることができない人について、地域住民の相談を包括的に受け止める場が把握できる体制。
	圃場	農作物を育てる場所。
ま	マイナンバーカード	マイナンバー(個人番号)とは、個人の識別番号として住民に指定される 12 桁の番号であり、マイナンバーカード(個人番号カード)とは、そのマイナンバーが記載された顔写真付のカードで、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請など様々なサービスを利用できる。
	マネジメント意識	マネジメントは、資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法を指す。評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化など様々な要素を総合した概念を持つ状態。
	民間活力	大規模プロジェクトを実施する際、政府・自治体に代わって民間部門の資本や経営によってそれを行なうこと。
や	ユニバーサルデザイン	老若男女、言語、文化、障害の有無などを問わず、すべての人にとって使いやすいように設計された製品や情報、施設のこと。
	要支援・要介護者	要支援者とは、身体又は精神に障害があるために、日常生活を営むのに支障があり、支援の必要があると見込まれる人を

五十音	用語	解説
		いう。 要介護者とは、日常生活における基本的な動作について、常時介護を要する状態の人をいう。 要支援・要介護者と認定された人の数を要支援・要介護認定者数という。
ら	ライフサイクルコスト（LCC）	構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。
	ライフステージ	幼年期、青年期、老年期など、人生の一つひとつの段階のこと。
	歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第 1 号)に基づき、京都市、奈良市、鎌倉市、明日香村等の「古都」とされた市町村において、歴史的風土の保存を図るため、国土交通大臣が指定した「歴史的風土保存区域」の区域内において、風土の保存上、とくに重要な地域として指定され、住宅等の建築物の新築や、土地形質の変更などが制限される区域のこと。
	歴史的風土保存区域	古都保存法に基づいて指定された「古都」の歴史的風土を保存するために定められた区域のこと。歴史上意義を有する建造物・遺跡などが、周囲の自然的環境と一体をなして古都の伝統と文化を具現または形成している区域の状況が保存されている。
	老年人口	一般的には、年齢 65 歳以上の人口をいう。国勢調査報告では、昭和 35（1960）年までは 60 歳以上で計算していたが、平均余命の伸長や社会保障の開始年齢などを考慮して、65 歳以上に改めた。老年人口の増加により、これを 2 分して、65 歳から 74 歳を前期老年人口、75 歳以上を後期老年人口と呼ぶ場合がある。
	6 次産業化	農林水産業者が生産（1 次）、加工（2 次）、販売（3 次）まで一体的に取り組んだり、2 次、3 次業者と連携して新商品やサービスを生み出したりすること。1 次×2 次×3 次と掛け合わせることから「6 次」という。
わ	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できること。

第６次　桜井市総合計画

■編集・発行■
令和３（2021）年３月
桜井市　市長公室　行政経営課

〒633-8585
奈良県桜井市大字粟殿 432-1
TEL 0744-42-9111（代表）
https://www.city.sakurai.lg.jp/

桜　井　市